

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

前文

日本国及びシンガポール共和国（以下「締約国」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の戦略的課題及び機会を両締約国に提示していることを確認し、

革新及び競争を奨励し並びに資本及び人的資源に対する両締約国の魅力を高めることにより、このような新たな課題及び機会に対処する能力を向上させることが可能であることを認め、

両締約国間の経済上の連携が、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資を拡大し、もって市場を拡大し及び新たな市場を創設し並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させるであろうことを確認し、

両締約国間の経済上の連携が、生起する市場の発展によってもたらされる新たな課題に対処するため及び両締約国の市場基盤を整備するための規制分野における両締約国間の協力の推進に向けた有益な枠組みを提供することを再確認し、

両締約国が当事国となっている他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

世界貿易機関によって具体化される多角的貿易体制の重要性を再確認し、

世界貿易機関の規則に適合する地域的な及び二国間の貿易に関する協定が世界的な及び地域内の貿易及び投資の自由化並びに規則の策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを確認し、

両締約国間の経済的なきずなの強化が日本国と東南アジアとの関係の強化につながるであることを理解し、

両締約国間の経済的なきずながアジア太平洋における貿易及び投資の自由化の触媒となり得ることを特に認め、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びシンガポールの企業のみならずアジアの他の国

の企業に対しても、一層大きな機会、規模の経済の拡大及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 次の手段を通じ、両締約国間の経済活動を円滑化し、促進し及び自由化すること並びに両締約国間の経済活動に対して安定的で予見可能な環境を提供すること。
 - (i) 両締約国間の物品の貿易に対する関税その他の障害を軽減し、又は撤廃すること。
 - (ii) 両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、通関手続を改善すること。
 - (iii) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を促進すること。
 - (iv) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

- (v) 両締約国間のサービスの貿易に対する障害を廃止すること。
- (vi) 投資の機会を相互に増大し、並びに投資家及び投資財産に対する保護を相互に強化すること。
- (vii) 専門家を含む商用目的の者の移動を容易にすること。
- (viii) 知的所有権の分野における両締約国間の協力を発展させること。
- (ix) 政府調達の分野への参入の機会を増大すること。
- (x) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること。
- (b) 次の手段を通じ、両締約国間の経済関係を更に強化するための協力の枠組みを確立すること。
 - (i) 金融サービスの分野における規制に係る協力を促進し、両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）の発展を円滑化し、並びに両締約国の金融市場基盤を整備すること。
 - (ii) 情報通信技術及びこれに関連する役務の発展又は利用を促進すること。
 - (iii) 科学技術の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。
 - (iv) 人材養成の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(v) 両締約国の民間企業間の交流及び協力を円滑化することを通じ、それら民間企業による貿易及び投資活動を促進すること。

(vi) 両締約国の中小企業間の緊密な協力を円滑化することを通じ、それら中小企業による貿易及び投資活動を特に促進すること。

(vii) 放送の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(viii) 両締約国における観光を促進し、及び発展させること。

第二条 透明性

1 各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の裁定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の運用に関連し又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に基づき、1に規定する事項に関して速やかに当該他方の締約国の個別の質問に応じ、当該他方の締約国に情報を提供する。

第二条 秘密の情報

1 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の提供を要求するものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、金融機関の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報の提供を要求するものと解してはならない。

3 各締約国は、自国の法令に従い、この協定に従って他方の締約国が提供した秘密の情報（商業的秘密情報を含む。）の秘密性を保持する。

第四条 安全保障のための例外及び一般的な例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

- (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (iv) 武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠な調達に関連する措置
 - (v) 戦時その他の当該締約国又は国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づき義務に従って措置をとることを妨げるじゆ。
- 2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が中枢的な通信基盤を不法な行為から防護するために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

第五条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については適用しない。
- 2 租税に係る課税措置にこの協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について前三条の規定を適用する。

第六条 他の協定との関係

- 1 この協定と両締約国が当事国となっている他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。
- 2 この協定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）の条項を引用する場合において、該当するときは、解釈に係る注釈を含む。

第七条 実施取極

両締約国は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締

結する。

第八条 総括委員会

1 この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係及び連携について見直しを行うとともに、この協定の目的を促進するためのこの協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置する。

2 総括委員会の任務は、次のものを含む。

- (a) この協定の実施について見直しを行うこと。
- (b) 両締約国が関心を有する貿易又は投資に関連する措置に関する事項について討議すること。
- (c) 企業の経済活動のための両締約国間の環境の整備を大幅に進展させるために適切な措置をとることを相互に奨励すること。
- (d) 物品及びサービスの貿易並びに投資の更なる自由化及び円滑化について検討し、及び勧告すること。
- (e) 一層広範な協力を通じ、この協定の目的を促進する方法について検討し、及び勧告すること。
- (f) 随時に、かつ、第十条に規定する一般的な見直しの一環であるかどうかを問わず、この協定の改正又はこの協定に基づいて行った約束の修正について検討し、及び勧告すること。

3 この協定の規定が立脚する世界貿易機関設立協定の規定が改正された場合には、両締約国は、総括委員会を通じ、そのような改正をこの協定に組み入れる可能性を検討する。

4 総括委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 総括委員会は、両締約国の代表者から成る。

(b) 総括委員会は、両締約国の大臣又は大臣から委任を受けた政府の上級職員を、その共同議長とする。

(c) 総括委員会は、作業部会を設置し、自己の任務の遂行を作業部会に委ねることができる。

5 両締約国間の経済上の連携を進展させ及び強化することを目的として、両締約国の政府、学界及び財界の間の相互の対話を促進するため、作業部会は、必要に応じ、適切な専門知識を有する学者及び経済人をその討議に招請することができる。

6 総括委員会の通常会合は、毎年一回、締約国において交互に開催する。総括委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三十日以内に開催する。

第九条 締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指

定する。

第十条 一般的な見直し

両締約国は、この協定の運用についての一般的な見直しを二千年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第二章 物品の貿易

第十一条 第二章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「他方の締約国の原産品」とは、他方の締約国の産品であつて、次章の規定に従つて原産品として扱われるものをいう。

(b) 「その他の課徴金」とは、第十四条4においては、千九百九十四年のガット第二条1(b)に定めるその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(c) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「経過期間」とは、この協定の効力発生の日の後十年が経過するまでの期間をいう。

(e) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい

い、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づきそのように認められるものは含まない。

(g) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

第十二条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）に適合したものとする。

第十三条 第二章に基づく内国民待遇

各締約国は、千九百九十四年のガット第二条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える。

第十四条 関税の撤廃

- 1 各締約国は、附属書 に掲げる産品について、附属書 に定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。関税上のこの特惠待遇は、他方の締約国の原産品に対し、かつ、その輸入が第二十七条の積送基準を満たす場合にのみ与えられる。
- 2 いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。
 - (a) 附属書 に定める関税の撤廃時期の繰上げ
 - (b) 附属書 に掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画
- 3 2 に規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附属書 に含める。
- 4 各締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連して課されるその他の課徴金が存在する場合には、それらを撤廃する。いずれの締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連してその他の課徴金を新たに課してはならない。
- 5 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入に際して次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 当該輸入産品と同種の国内産品に対し又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に対して千九百九十四年のガット第二条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 千九百九十四年のガット第六条並びに世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合するダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第十五条 関税上の評価

両締約国は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定については、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」といふ。）（第一部の規定の例による。）

第十六条 輸出税

いずれの締約国も、自国の領域から他方の締約国の領域に輸出される産品についていかなる税も課し又は

維持してはならない。

第十七条 非関税措置

各締約国は、次の規定に従うものとする。

(a) 他方の締約国の製品の輸入について又は他方の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し又は維持してはならない。

(b) 貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、(a)の規定の下において認められる非関税措置の透明性及び世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第十八条 緊急措置

1 一方の締約国は、第十四条に規定する関税上の特惠待遇を与えられる他方の締約国の原産品が同条に基づき当該原産品の関税を引き下げ又は撤廃した結果として絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従つことを条件として、経過期間中に

限り、当該損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために最小限必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止する。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条 2 に規定する手続の例により、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ 1 に規定する措置をとることができる。ただし、この調査は、いかなる場合であっても、その開始の日の後一年以内に完了するものとする。

3 次の条件及び制限は、1 に規定する措置をとる場合に適用する。

(a) 締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

- (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する調査を開始する場合
 - (ii) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合
 - (iii) 当該措置をとる決定を行う場合
- (b) (a)の通報を行うに当たり、当該措置をとろうとする締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠、対象となる産品及びひとうとする当該措置の正確な説明、当該措置を導入しようとする期日並びに予定適用期間を含むものとする。
- (c) 当該措置をとろうとする締約国は、調査から得られる情報を検討し、当該措置に関し意見を交換し及び4に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。両締約国は、この協議を行う場合には、次の事項について決定するため、特に、(b)の規定に基づいて提供される情報を検討する。
- (i) 当該措置がこの条の規定に適合しているかどうか。
 - (ii) 当該措置がとられるべきであるかどうか。

- (iii) 当該措置が両締約国間の貿易に不必要な障害をもたらすかどうか。
 - (d) 当該措置は、重大な損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、一年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、(c)に規定する協議を行うことを条件として措置の適用期間を最長三年とすることができるとし、この場合において、当該措置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。
 - (e) 当該措置が適用された他方の締約国の原産品の輸入については、1に規定する措置を再度とつてはならない。
 - (f) 当該措置の適用期間の終了後における関税率は、当該措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。
- 4 1に規定する措置をとろうとする締約国は、他方の締約国に対し、当該措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提示する。両締約国が、3(c)に規定する協議において三十日以内に補償に

ついで合意することができない場合には、当該他方の締約国は、この協定に基づく関税に関する約束であつて、当該措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。この4の規定により約束の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果達成するために最小限必要な期間に限り、これを行つて使用することができるものとする。

5 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定に適合しない場合を除くほか、この章のいかなる規定も、締約国が輸入産品（他方の締約国からのものを含む。）に対し、その輸入源のいかんを問はずセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

6 各締約国は、1に規定する措置の手續に関する法令その他の定めが、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

7 各締約国は、1に規定する措置に係る行政上の措置を速やかに審査するため、自国の法令の範囲内で司法裁判所又はその訴訟手續を維持する。当該司法裁判所又は訴訟手續は、1に規定する措置の決定について責任を有する当局から独立したものとする。

8 各締約国は、1に規定する措置について、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手續に

よりこれを実施し、又は維持する。

第十九条 第二章の規定に関する一般的例外

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間の物品の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
- (d) 千九百九十四年のガットの規定に反しない法令（税関行政に関する法令、千九百九十四年のガット第 二条 4 及び第十七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。）の遵守を確保するために必要な措置
- (e) 刑務所労働の産品に関する措置

- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
- (h) 世界貿易機関の加盟国に提出されて否認されなかった基準に適合する政府間商品協定又は同加盟国に提出されて否認されなかった政府間商品協定のいずれかに基づき義務に従ってとられる措置
- (i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の製品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関する千九百九十四年のガットの規定から逸脱してはならない。
- (j) 一般的に又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、世界貿易機関のすべての加盟国が当該製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に適合するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのよう

な措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなったときは、直ちに終止しなければならない。

- 2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

第二十条 第二章の規定に関する国際収支の擁護のための制限

この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従つものとする。

第二十一条 第二章における雑則

- 1 各締約国は、この章の規定に基づき自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

- 2 いずれかの締約国が、第三国との間で物品の貿易に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にそのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国を原産地とし又は他方の締約国の領

域に仕向けられる産品に対して、当該国際協定に従って当該第二国を原産地とし又は当該第二国の領域に仕向けられる同種の産品に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

第二章 原産地規則

第二十二條 第二章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「材料」とは、物理的に他の産品に組み込まれ又は他の産品の生産工程において加工の対象となる成分、部品、構成要素、半組立品及び産品をいう。

(b) 「非原産材料」とは、産品の生産に使用される材料であつて、その原産国がこの章の規定により、当該材料を当該産品の生産に使用している国と異なる国とされるものをいう。

(c) 「生産」とは、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲その他それにより産品が得られる方法をいう。

第二十三條 原産品

1 この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱

う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物
- (c) 当該締約国の領域において生きている動物から得られた産品
- (d) 当該締約国の領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国の領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする船舶により海から得られた水産物その他の産品

(g) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする工船上において得られ又は生産された産品
 (f)に規定する産品から生産された産品に限る。

(h) 海洋法に関する国際連合条約に従い、当該締約国の領海外の海底又はその地下から得られた産品

(i) 当該締約国の領域において収集された産品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことがで

- きず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収された部品又は原材料
- (1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品
- 2 この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。
- 附属書 A に定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。
- 3 関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。
- 4 (a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。
- (i) (b)及び次条の規定に従つて決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書 A に定める品目別規則に定める割合以上であること。

(ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

(b) (a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。

ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。

「NQM」とは、産品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であつて、(c)の規定に従つて計算されるものとする。

(c) (b)に規定する材料の非原産資格価額は、次の計算式により算定する。

$$NQM = TVM - QVM$$

この場合において、

「TVM」とは、すべての材料の価額の総額とする。

「QVM」とは、すべての材料の原産資格価額とする。

5 4 (c)の規定の適用上、

(a) 各材料の原産資格価額は、

(i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。

(ii) 当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。

(b) (a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

(i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の六十パーセント以上であること。

(ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

6 締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定に従って決定されるものとし、かつ、CIF価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することが

できない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

7 製品の生産に使用される材料であつて附属書 A に品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。

(a) 当該材料が、当該産品について附属書 A に定める品目別規則であつて関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業を要件とするものを満たす場合にあつては、これを非原産材料とはみなさない。

(b) 当該材料が、当該産品について附属書 A に定める品目別規則であつて付加価値基準を用いるものを満たす場合にあつては、これを原産資格を有する材料とみなす。

第二十四条 累積

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国から輸入される産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品についての生産がいずれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合には、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。

2 締約国において一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべ

て当該締約国における生産とする。

第二十五条 僅少^{きん}の非原産材料

附属書 A の品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書 A に定める特定の割合（製品の価額、重量又は容積について各類型ごとに定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第二十六条 十分な変更とはみなされない作業

1 次の作業は、第二十三条 2 に規定する十分な変更とはみなさない。

- (a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分け
- (c) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。
- (d) 組み立てられたものを分解すること。
- (e) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業

- (f) 単なる切断
 - (g) 単なる混合
 - (h) 完成品にするための単なる部品の組立て
 - (i) 物品を単にセットにすること。
 - (j) (a)から(i)までの作業のうち二以上の作業の組合せ
- 2 締約国は、製品の原産資格割合を計算するに当たって、1に規定する作業による価値を除外してはならない。
- 3 いずれかの締約国の領域外において1に規定する十分な変更に当たらない作業が行われたことのみを理由として、産品がその原産品としての資格を失うことはない。
- 第二十七条 積送基準
- 一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。
- (a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合にあっては、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていないこと。

第二十八条 組み立ててないか又は分解してある産品

統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品は、組み立ててないか又は分解してある状態ですれかの締約国の領域に輸入される場合であっても、第二十三条から第二十六条までに規定する要件を満たす場合には、これを他方の締約国の原産品とする。

第二十九条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品についての原産地証明を要求することができる。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。

(a) 課税価額の総額が二十万円又はこれに相当する額を超えない価額の産品の輸入

(b) 輸入締約国が原産地証明を免除した産品の輸入

3 他方の締約国の原産品が一又は二以上の第三国の領域を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、通し船荷証券の写し又は当該第三国の税関当局その他の関連する団体が発行する証明書その他の情報であつて、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの提出を要求することができる。

第二十条 関税上の特惠待遇の拒否

輸入締約国は、自国の領域内の輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、当該産品がこの章に定める要件を満たさないとき又は当該輸入者がこの章の規定に従わないときには、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないこととすることができる。

第二十一条 原産地証明

1 第二十九条1に規定する原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体によって行われたものでなければならぬ。

2 1の原産地証明には、附属書 Bに定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

3 1の原産地証明は、証明の日付の日から十二箇月間有効なものとする。

第三十二条 事前教示

1 輸入締約国は、他方の締約国の産品の輸入者、輸出者又はこれらの代理人により必要なすべての情報とともに書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、当該産品が当該他方の締約国の原産品に当たるかどうかについて、国内法令に従い、かつ、当該産品の当該輸入締約国の領域への輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うものとする。当該輸入締約国は、教示のために必要なすべての書類を受領した後三十日以内に、教示を行うよう努めるものとする。

2 輸入締約国は、自国の領域への産品の輸入について行った1の教示を、当該教示の日付の日から三年間尊重する。

3 輸入締約国は、次の場合には、1の規定により行った教示を修正し又は撤回することができる。

- (a) 当該教示が事実についての錯誤の下で行われたものであった場合
- (b) 当該教示がその根拠とした事実又は状況に変更が生じた場合
- (c) この協定が改正され、当該教示を改正された協定に適合させる必要が生じた場合

第三十二条 原産地証明の確認のための援助

輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであつたか又は正確なものであつたかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

第三十四条 原産地規則に関する合同委員会

この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする原産地規則に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施を確保するために定期的に協議を行うこと。
- (b) 生産工程の進歩その他の進展（統一システムについて勧告された改正を含む。）を考慮して、この章の規定（附属書 Aを含む。）の改正について討議すること。
- (c) (b)に規定する改正について総括委員会に勧告すること。
- (d) 原産地規則に関する事項を討議すること。

第四章 税関手続

第三十五条 第四章の適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

第三十六条 通関

各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
- (b) 税関手続を簡素化すること。
- (c) 税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第三十七条 一時輸入及び通過物品

1 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（以下この条において「ATA条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2 各締約国は、他方の締約国の領域からの通過物品又は他方の締約国の領域への通過物品の通関を引き続き容易にする。

3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じ、第二国における物品の一時輸入のためのATA条約の例によるATAカルネの使用及び通過物品の通関の容易化を促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられないことなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第二十八条 第四章の下での情報の交換

両締約国は、この章の規定の実施に関連して、実施取極の定めるところにより情報交換を行う。この情報交換については、第二条の規定を適用しない。

第二十九条 税関手続に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする税関手続に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b) 両締約国間の貿易を促進するために改善されるべき分野を特定し、総括委員会に勧告すること。

2 税関手続に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第五章 貿易取引文書の電子化

第四十条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、送り状、信用状、保険証明書その他の文書上の内容を電子的形式により入力したものを書面によらず電子的に保管し及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し及び促進するために協力する。

第四十一条 意見及び情報の交換

両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する。

第四十二条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨励する。このような協力には、両締約国の企業間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方

式により入力したものの効率的かつ安全な流れを供給するための設備（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し及び運用することが含まれる。

第四十三条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にも二千年以前に検討を行う。

第四十四条 貿易取引文書の電子化に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする貿易取引文書の電子化に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 貿易取引文書の電子化に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 貿易取引文書の電子化に関するその他の事項について討議すること。

2 貿易取引文書の電子化に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第六章 相互承認

第四十五条 第六章における用語

1 この章の規定の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約国の関係法令及びこれらの運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第五十三条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c) 「指定」とは、一方の締約国の指定当局が当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d) 「指定当局」とは、一方の締約国の当局であつて、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づき適合性評価手続を実施し及び当該一方の締約国の領域に所在する適合性評価機関の指定、監

視 指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e) 「指定基準」とは、一方の締約国の指定当局による指定を受けるために当該一方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び指定を受けた適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であつて、関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を満たしていることを締約国の領域内において検証する行為をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ISO・IECガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第四十六条 一般的義務

各締約国は、関連の分野別附属書に特定する当該締約国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であつて、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施するものの結果（当該結果の証明

書及び表示を含む。)を、この章の規定に従って受け入れる。

第四十七条 第六章の適用範囲

1 この章の規定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続であつて、分野別附属書に規定するものについて適用する。分野別附属書は、それぞれ、第A部及び第B部から成る。分野別附属書は、附属書 に掲げる。

2 分野別附属書第A部は、特に、対象範囲を定める規定を含む。

3 分野別附属書第B部は、次の内容を定める。

(a) 対象範囲に関する各締約国の関係法令及び運用規則

(b) 技術上の要件及び当該要件を満たすためのすべての適合性評価手続であつてこの章に規定するもの並びに適合性評価機関の指定基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c) 指定当局の表

第四十八条 指定当局

各締約国は、自国の指定当局が、関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に

定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

第四十九条 適合性評価機関に対する検証及び監視

1 各締約国は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。一方の締約国の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに際し、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件についての適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

2 各締約国は、他方の締約国に対し、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、適合性評価機関に対する検証を当該他方の締約国の法令及び運用規則に従って実施するよう要請することができる。

3 各締約国は、他方の締約国の要請により、当該他方の締約国の検証手続についての継続的な理解を維持するために、当該他方の締約国の指定当局が行う適合性評価機関の検証に当該適合性評価機関の事前の同

意を得てオブザーバーとして参加することができる。

4 両締約国は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法（第三者の与える保証による方法を含む。）に関する情報を、第五十二条の規定に基づき設置する相互承認に関する合同委員会（以下この章において「合同委員会」という。）が決定する手続に従って交換する。

5 各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約国の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

第五十条 指定の停止

1 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、指定の効力を停止した指定当局の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録は、その通報を合同委員会における当該他方の締約国の共同議長が受領した時に、その効力を停止する。当該他方の締約国は、当該適合性評価機関の指定の効力が停止された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

2 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合には、指定の効力の停止を解除した指定当局の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止は、その通報を合同委員会における当該他方の締約国の共同議長が受領した時に解除される。当該他方の締約国は、当該適合性評価機関の登録の効力の停止が解除された時以降において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第五十一条 異議の申立て

1 各締約国は、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしていることについて、異議を申し立てることができる。この異議の申立ては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、書面により合同委員会及び当該他方の締約国に通報されるものとする。合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて検討する。

2 合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、両締約国は、異議の申立ての対象となった適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、時宜を失するこ

となく合同検証を行う。合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果を検討する。

3 異議の申立ての対象となった適合性評価機関の登録は、当該申立ての通報が行われた日の後十五日目の日又は合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力の停止の解除を決定する時までの間、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約国は、適合性評価機関が登録の効力を停止された日まで

第五十二条 相互承認に関する合同委員会

1 この章の規定の効果的な実施について責任を負う機関として、両締約国の代表から成る合同委員会（相互承認に関する合同委員会）をこの協定の効力発生の日に設置する。

2 合同委員会は、決定及び勧告の採択をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、一方の締約国の要請により、両締約国の共同議長の下で会合する。合同委員会は、小委員会を設置し、これらの小委員会に対して特定の任務を行わせることができる。合同委員会は、自己の手続規則を採択する。

- 3 合同委員会は、この章の規定の運用に関するすべての事項を検討することができる。合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、又は決定する。
 - (a) 適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の解除及び登録の取消し
 - (b) 登録を受けた適合性評価機関の表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること。
 - (c) この章に規定する情報の交換を行うための適切な方法の確立
 - (d) 前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約国の専門家の任命
- 4 第二十一章の規定の適用を妨げることなく、この章の規定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国は、まずは、合同委員会を通じて友好的な解決を図るよう努める。
- 5 合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進に責任を負う。
- 6 合同委員会のすべての決定は、書面により各締約国に速やかに通報されるものとする。
- 7 両締約国は、合同委員会を通じて、次のことを行う。
 - (a) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則のうち、関連する条項又は附属書を特定し、相互に通

報すること。

(b) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c) この章に関連する法令及び運用規則について予定される何らかの変更を、当該変更の効力が生ずる前に相互に通報すること。

(d) 指定当局及び登録を受けた適合性評価機関について予定される何らかの変更を相互に通報すること。

第五十二条 適合性評価機関の登録

1 適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a) 各締約国は、自国の指定当局による指定を受けた自国の適合性評価機関をこの章の規定に基づいて登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約国及び合同委員会に提案する。

(b) 他方の締約国は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、当該適合性評価機関の登録についての自国の立場を(a)の規定による提案の受領の日から九十日以内に表明する。当該

他方の締約国は、当該提案の対象となつた適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。合同委員会は、当該提案の対象となつた適合性評価機関を登録するかどうかを当該提案の受領の日から九十日以内に決定する。

(c) 提案の対象となつた適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、合同委員会は、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った締約国が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。合同委員会は、この合同検証又は検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2 適合性評価機関の登録の提案を行う締約国は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを更新する。

- (a) 当該適合性評価機関の名称及び住所
- (b) 当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程
- (c) 当該適合性評価機関の実施する適合性評価手続
- (d) 当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報

3 各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自国の指定当局が認める時点において当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

4 各締約国は、自国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと認めその他自国の指定当局が適合性評価機関の指定を取り消す時点において、当該適合性評価機関の登録の取消しを合同委員会及び当該他方の締約国に提案する。当該適合性評価機関の登録は、合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、合同委員会における当該他方の締約国の共同議長がこの提案を受領した時に取り消される。

5 一方の締約国の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約国は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約国の適合性評価機関の登録が取り消された場合であっても、他方の締約国は、第五十条1及び第五十一条3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第五十四条 第六章の規定に関する一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第五十五条 第六章における雑則

- 1 この章のいかなる規定も、一方の締約国に対し他方の締約国の任意規格又は強制規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。
- 2 この章のいかなる規定も、第三国の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約国に課するものと解してはならない。
- 3 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定の当事国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 4 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関がこの章の規定により適合性評価手続を実施した製品について、当該製品を記録するための手続を適用することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が適合性評価手続を構成するものでないことを条件とす

る。

第五十六条 地理的適用

この章の規定は、日本国の領域及びシンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）の領域について適用する。

第五十七条 分野別附属書

1 分野別附属書第A部の規定とこの章の規定とが抵触する場合には、分野別附属書第A部の規定が優先する。

2 一方の締約国が、新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、同一の対象製品に関係し、かつ、分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、第百五十一条に定める手続により、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第B部を改正する。

第七章 サービスの貿易

第五十八条 第七章の適用範囲及び同章における用語

- 1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
- 2 航空運送サービスについては、この協定は、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わな
い。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、次に
掲げる事項に影響を及ぼすものを除くほか、適用しない。
 - (a) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (c) コンピュータ予約システムのサービス
- 3 この章の規定は、海上運送サービスの内航海運については適用しない。
- 4 附属書 A 及び B は、それぞれ金融サービス及び電気通信サービスの提供に影響を及ぼす措置に関
し、この章の補足規定を定める。
- 5 サービスの政府調達は、第十一章の規定により規律する。
- 6 この章の規定の適用上、
 - (a) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式である

かを問わず、また、租税に係る課税措置を含む。)をいう。

- (b) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。
- (c) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。
 - (i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置
 - (ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置
 - (iii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置
- (d) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。
 - (i) 法人の設立、取得又は維持
 - (ii) 支店及び代表事務所の設置又は維持

(e) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書 C の締約国の約束表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービスのすべての小分野を含む。）

(f) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう（注）。

注 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点到に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(g) 「サービス消費者」とは、サービスを受け又は利用する者をいう。

(h) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の領域から又はその領域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運

航し若しくは船舶の全体若しくは一部を利用して提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(i) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(j) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(1) 「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、

関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

- (m) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。
 - (i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され又は組織される法人（第三国の自然人又は第三国の法律に基づいて設立され若しくは組織された法人によって当該法人が所有され又は支配されるものについては、締約国の領域内で実質的な業務に従事しているものに限る。）
 - (ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し又は支配する法人
 - (A) 他方の締約国の自然人
 - (B) (i)に規定する他方の締約国の法人
 - (n) (i) 法人が「締約国の者によって所有される」とは、当該締約国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
 - (ii) 法人が「締約国の者によって支配される」とは、当該締約国の者が当該法人の役員数の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。
- (iii) 法人が「第三国の自然人によって所有される」とは、第三国の自然人が当該法人の五十パーセント

を超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(iv) 法人が「第三国の自然人によって支配される」とは、第三国の自然人が当該法人の役員の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(v) 法人が他の者と「提携する」とは、当該法人が他の者を支配し若しくは他の者によって支配される場合又は当該法人及び他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(o) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

- (p) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。
- (i) 中央政府又は地方政府がとる措置
- (ii) 非政府機関が中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使するに当たってとる措置
- 各締約国は、この章の規定に基づき自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。
- (q) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (r) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
- (s) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、「ライン・メンテナンス」を含まない。
- (t) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービス

スの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(v) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域を出発地若しくは目的地とし、又は当該領域若しくはその上空において、運航し又は報酬若しくは使用料を得て旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

(w) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその領域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(x) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産

の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。)をいう。

第五十九条 市場アクセス

1 各締約国は、前条6(o)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書 Cの自国の約束表において合意し、特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える(注)。

注 締約国は、前条6(o)(i)に規定する態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したとする。締約国は、同条6(o)(iii)に規定する態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書 Cの自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し又は

とってはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的なサービス提供者及び排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 (c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるものは経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービスが合併企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別の若しくは全体の投資額の比率の上限を定めるもの）

第六十条 第七章に基づく内国民待遇

1 各締約国は、附属書 C の自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（注）。

注 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いずれの締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための協定の適用対象となるものについては、第二十一章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第六十一条 追加的な約束

締約国は、前二条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができ、当該約束については、附属書 C の自国の約束表に記載する。

第六十二条 第三国のサービス提供者

各締約国は、この章の規定に基づく待遇を、いずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人のうち締約国のサービス提供者とはみなされないものであつて、業務上の拠点を通じてサービスを提供するものに与

える。ただし、当該サービス提供者が、いずれかの締約国の領域内で実質的な業務に従事していることを条件とする。

第六十三条 第七章に基づく約束表

1 各締約国は、第五十九条から第六十一条までの規定に基づいて行う特定の約束を附属書 C の自国の約束表に記載する。その約束表は、当該約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
 - (b) 内国民待遇についての条件及び制限
 - (c) 追加的な約束
 - (d) 適当な場合には、約束の履行のための期間
- 2 第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、約束表中「市場アクセスに係る制限」の欄に記載する。その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。
- 3 約束表は、附属書 C に掲げる。
- 4 (a) いずれかの締約国が、第三国とサービスの貿易に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の

効力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して、当該国際協定に従って当該第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

(b) (a)の国際協定は、締約国が拘束される二重課税の回避のための協定又は他の国際協定若しくは取決めにおける二重課税の回避に係る規定を含まない。

第六十四条 国内規制

1 各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じ速やかにこれを審査し及び正当とされる場合には適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、訴訟手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、締約国の権限のある当局は、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を、不当に遅滞することなく提供する。

5 締約国は、特定の約束を行うに際し、約束表に特定した期間、制限、条件又は資格に従つことを条件とした分野であつても、当該特定の約束を次に掲げる態様により無効にし又は侵害するような免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

- (a) 次のいずれかの基準に適合しない態様
 - (i) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。
 - (ii) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
 - (iii) 免許の手續については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

- (b) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかつた態様
- 6 締約国が5の規定に基づき義務を遵守しているかどうかを決定するに当たり、当該締約国について適用可能な関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注 「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

第六十五条 独占的な又は排他的なサービス提供者

- 1 各締約国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連市場における独占的なサービスを提供するに当たり、自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。
- 2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束に従つべきものを提供するに当たつて直接に又は提携する者を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。
- 3 各締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要

請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

第六十六条 商慣習

1 締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた締約国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することにより協力する。要請を受けた締約国は、また、その国内法に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行った締約国に提供する。

第六十七条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する状況における場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この章において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もっとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十八条 第七章の規定に関する国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じ又は生ずるおそれのある状況において、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し又は維持することができる。

2 1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 両締約国間で差別しないものであること。

(b) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

- (c) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。
 - (d) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
 - (e) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
 - (f) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- 3 締約国は、1の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。
- 4 1の規定に基づいて各締約国が課し若しくは維持する制限又はその変更については、これを他方の締約国に対して速やかに通報する。
- 5 締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合には、
- (a) 当該締約国は、当該制限を検討するため他方の締約国と速やかに協議を開始する。
 - (b) 当該制限については、(a)の協議が開始した日の後一年を経過した後は、毎年追加的な協議を行いこれ

を検討するものとする。これらの協議においては、国際収支上の目的のために適用されたすべての制限が検討される。両締約国は、協議の頻度の変更について合意することができる。

(c) (a)の協議においては、特に次の事項に考慮を払い、当該締約国の国際収支の状況及びこの条の規定に基づいて課し又は維持する制限について評価を行う。

- (i) 国際収支及び対外資金の困難の性質及び程度
- (ii) 当該締約国の経済及び貿易の対外的な環境
- (iii) 代替的な是正措置の利用可能性

(d) (a)の協議においては、1の制限の2の規定（特に2(f)の規定による当該制限の漸進的な廃止についての定め）との適合性を取り扱う。

(e) (a)の協議においては、基金が提出する外国為替、資金準備及び国際収支に関連する統計その他の事実のすべての調査結果を受理するものとし、当該締約国の国際収支及び対外資金の状況についての基金の評価に基づいて結論を出す。

第六十九条 第七章の規定に関する一般的例外

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保

護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保すること(注)を目的とする場合には、第六十条の規定に適合しない措置

注 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

- (i) 非居住者の租税に係る義務が当該締約国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるといふ事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置
- (ii) 当該締約国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
- (iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)
- (iv) 当該締約国の領域内の源泉に基づき他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
- (v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質

の差異にかんがみ、両者を区別する措置

- (vi) 当該締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利益、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置
- この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる締約国の国内法上の租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

第七十条 利益の否認

締約国は、次のものについては、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) サービスが第三国の領域から又はその領域内で提供されていることを証明する場合における当該サービスの提供
- (b) 海上運送サービスの提供に関し、(ii)の者が(i)の船舶によりサービスを提供していることを証明する場合における当該サービスの提供

(i) 第三国の法律に従って登録されている船舶

(ii) 船舶を運航し又はその全体若しくは一部を利用する第三国の者

(c) 法人であるサービス提供者が第五十八条6.j)に定める他方の締約国のサービス提供者又は締約国のサービス提供者とはみなされないが第六十二条の規定により利益を与えられるもののいずれにも当たらないことを証明する場合における当該サービス提供者

第八章 投資

第七十一条 第八章の適用範囲

1 この章の規定は、次に規定するものに関する措置であって締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家

(b) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定は、政府調達については適用しない。

3 投資家である自然人の移動については、次章の規定により規律する。

第七十二条 第八章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（そこから派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債その他の形態の貸付債権（注）（そこから派生する権利を含む。）
- (iv) 完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分その他契約上の権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権（注）
- (vi) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報を含む知的所有権
- (vii) 特許、免許、承認及び許可その他の法令又は契約により与えられる権利
- (viii) 有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず他のすべての資

産及び賃借権、 抵当権、 先取特権、 質権その他関連する財産権

注 この章の規定の適用上、(iii)の「その他の形態の貸付債権」及び(v)の「金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権」とは、それぞれ、事業活動に係するもののみを意味し、事業活動に係しない個人的なものを含まない。

- (b) 「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさない。
- (c) 「投資家」とは、投資を行おうとし、行っており又は既に行った者をいう。
- (d) 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (e) 「他方の締約国の投資家」とは、他方の締約国の自然人又は企業をいう。
- (f) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。
 - (i) 日本国については、日本国の国民であること。
 - (ii) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(g) 「企業」とは、営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法人その他の団体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(h) 「他方の締約国の企業」とは、当該他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される企業をいい、第三国の者により所有され又は支配されている企業であつて当該他方の締約国の領域内において実質的な業務に従事していないものを除く。

(i) 企業が「第三国の者によって所有される」とは、第三国の者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が「第三国の者によって支配される」とは、第三国の者が当該企業の役員の過半数を指名し又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

第七十三条 第八章に基づく内国民待遇

各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、自国が同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇より

も不利でない待遇（以下この章において「内国民待遇」という。）を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

第七十四条 裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする権利に関し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の投資家に与える。

第七十五条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の領域内において他方の締約国の投資家が投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用又は所有を行うための条件として、次の要求を課し又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達の達成
- (c) 自国の領域内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入若しくは利用又は自国の領域内の自然人若しくは法人からの物品若しくはサービスの購入

- (d) 輸入数量又は価額を、輸出数量若しくは価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。
- (e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域内における販売を、輸出数量若しくは価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。
- (f) 技術、製造工程その他の財産的知識を自国の自然人又は法人に移転すること。ただし、次の場合を除く。
 - (i) 当該要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され又は強制される場合
 - (ii) 当該要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的所有権の移転に関する場合
- (g) 自国の領域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (h) 自国の領域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (i) 当該投資家が生産する一若しくは二以上の物品又は当該投資家が提供するサービスを、自国の領域外

の特定の地域に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(f)から(i)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3 この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七十六条 特定の例外

1 第七十二条及び前条の規定は、次の場合においては、投資家及び投資財産について適用しない。

(a) 各締約国が附属書 A又は Bに規定する自国の特定の例外に該当する場合

(b) 修正を受けた(a)に規定する特定の例外に該当する場合。ただし、当該修正が、特定の例外の第七十二条及び前条との適合性の水準を減少させるものでないことを条件とする。

2 1(a)に規定する特定の例外には、適用可能な限り次の要素を含む。

(a) 分野又は事項

- (b) 当該特定の例外の対象となる義務又は条項
 - (c) 当該特定の例外の法的根拠又は権限
 - (d) 当該特定の例外の簡潔な説明
- 3 各締約国は、1 (b)に規定する修正を行う場合には、当該修正の実施の前に又は例外的状況においてはその後できるだけ限り速やかに、次のことを行う。
- (a) 2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。
 - (b) 要請に応じ、修正を受けた特定の例外の詳細を他方の締約国に提供すること。
- 4 各締約国は、適当な場合には、それぞれ附属書 A及び Bに規定する特定の例外を削減し又は撤廃するよう努める。

第七十七条 収用及び補償

- 1 各締約国は、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- 2 いずれの締約国も、公共のためであり、差別的なものでなく、正当な法の手続に従ってとられるもので

あり、かつ、この条の規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。

3 補償は、収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用がそれ以前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならないが、土地の収用の場合にあつては、当該収用を行う締約国の収用に関する法律に基づく限りにおいて、当該収用が行われる以前の市場価格、市場価格の傾向及び市場価格の調整値をこれに反映させることができる。

4 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価をし、かつ、自由に移転することができるものとし、また、収用の日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

5 収用の影響を受ける投資家は、この条に定める原則に従つ当該投資家の事案又は補償の額の速やかな審査のため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け又はその行政機関に対して申立てをする権利を有す

る。

第七十八条 賃借権の買戻し

工業用地の賃貸に責任を有する一方の締約国の政府の機関は、他方の締約国の投資家の有する土地賃借権を買い戻す場合には、次の事項を考慮する。

- (a) 当該土地賃借権の残存期間に帰する価額
- (b) 当該機関による当該投資家に対する適当な代替資産の優先的割当て
- (c) 当該投資家が当該一方の締約国の領域内の代替資産へ移転するのに要する合理的な移転費用

第七十九条 争乱からの保護

1 各締約国は、武力紛争又は革命、暴動及び国内争乱その他の緊急事態により一方の締約国の領域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該締約国が自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従って行われる支払については、実際に換価をし、自由に交換し及び自由に移転することができるものとする。

第八十条 資金の移転

1 各締約国は、自国の領域に向けた又はその領域からのすべての支払その他の資金の移転であつて、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含む。

- (a) 投資財産を維持し又は増大させるための当初の及び追加的な資金
- (b) 利益、資本収益、配当金、使用料、利子その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (d) 返済金その他契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 一方の締約国の領域内にある投資財産に関連した活動に従事することにより他方の締約国の投資家の得た収入

(f) 第七十七条及び前条の規定に従つて行われる支払

(g) 第八十二条の規定に基づく紛争の処理から生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場

で行われることを認める。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ善意に適用する場合には、資金の移転を遅らせ又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事事件
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 社会保障及び公的年金計画から生ずる投資家の義務

第八十一条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産から生じ又は関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次のことを行う。

- (a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への

譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2 権利又は請求権の譲渡に基づき行われる1の支払であって一方の締約国又はその指定する機関に対するものについては、第七十七条2から5まで及び前一条の規定を準用する。

第八十二条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この章の規定に基づき与えられる権利が侵害されたことを理由として又はこのことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の友好的な協議により解決する。

3 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあつた日から五箇月以内に友好的な協議により解決されない場合であつて、当該投資家が解決のため当該投資紛争を(i)行政的又は司法的解決及び(ii)あらかじめ合

意した適用可能な紛争解決手続のいずれかに付託しなかったときは、当該投資家は、次のいずれかの手続によることができる。

(a) 附属書 C に規定する手続に従って仲裁裁判所の設置を要請し、当該投資紛争をその仲裁に付託すること。

(b) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この章において「ICSID条約」という。）が両締約国間において効力を有する場合にあってはICSID条約の規定による調停又は仲裁に当該投資紛争を付託し、ICSID条約が両締約国間において効力を有しない場合にあっては投資紛争解決国際センター（以下この章において「ICSID」という。）に係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁に付託すること。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。

4 各締約国は、投資紛争をこの条の規定に従って3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することについて、ここに同意を与える。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知ったと考えられる日のいずれか早い方の日から三年が経過していないこと。

(b) 3 (b)に規定するICSID条約による仲裁に付託する場合において、ICSID理事会議長がICSID条約第三十八条又は第五十六条(3)の規定に従って一人又は二人以上の仲裁人を任命することを求めらるるときには、同議長が次のことを行うこと。

(i) 当該締約国及び当該投資家に対し、それぞれ、ICSID条約第三十八条又は第五十六条(3)の規定に従って任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定させること。

(ii) (i)の規定により当該締約国若しくは当該投資家又はその双方が排除した国籍の者を仲裁人として任命しないこと。

5 4 (a)に定める条件が満たされない場合には、4に規定する同意は与えられていないものとする。

6 4 (b)に定める条件が満たされない場合には、4の規定によるICSIDによる仲裁への同意は与えられていないものとする。この場合において、3に規定する手続のうちICSIDによる仲裁以外の紛争解決手続のいずれかの適用可能性が妨げられることはない。

7 3及び4の規定は、第三国の者が所有し又は支配する一方の締約国の企業である投資家が他方の締約国の領域内における投資財産について投資紛争を付託する場合には、その投資財産が当該他方の締約国の領域内において既に設立され、取得され又は拡張されているときに限って適用する。

8 3の規定に従い投資紛争を付託しようとする投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。通報には、次の事項を明記する。

- (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
 - (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）
 - (c) 3(a)から(c)までに規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの
- 9 一方の締約国の投資家が3の規定により投資紛争を付託し、当該紛争の当事者である締約国が第八十四条又は第八十五条を援用する場合において、当該締約国又は当該投資家の要請があるときは、係争中の特定の資金上の事項に関し必要な知見を有する仲裁人が任命されるものとする。

10 (a) 裁定には、次のものを含める。

- (i) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられる権利が、一方の締約国により侵害されたかどうかに関する判断
- (ii) 権利の侵害がある場合には、その救済措置
- (b) (a)の規定による裁定は、(c)及び(d)の規定が適用される場合を除くほか、最終的なものとし、当該締約国及び当該投資家を拘束する。
- (c) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられる権利が一方の締約国により侵害された旨の裁定が下された場合には、当該一方の締約国は、(a)(ii)の規定により示された救済措置に代えて、次の(i)から(iii)までのいずれかの救済措置により、当該裁定を実施することができる。
 - (i) 金銭上の補償（損失又は損害が生じた時点から支払が行われる時点までの利子を含む。）
 - (ii) 原状回復
 - (iii) 金銭上の補償と原状回復との組合せ

ただし、当該一方の締約国が次の(A)及び(B)の規定に従うことを条件とする。

- (A) 裁定の日の後二十日以内に当該投資家に対し、(i)から(iii)までのいずれかの措置により当該裁定を実施する意図を有する旨通報すること。
- (B) (i)又は(iii)のいずれかの措置により当該裁定を実施することを選択する場合には、当該一方の締約国及び当該投資家はその金銭上の補償額について合意すること又は(d)の規定により補償額が決定されること。
- (d) 当該締約国及び当該投資家は、裁定の日の後六十日以内に(c)(B)に規定する金銭上の補償額につき合意に達しない場合には、その裁定を行った仲裁裁判所に解決を求めることができる。この(d)の規定に従って行われる金銭上の補償額についての裁定は、最終的なものとし、当該締約国及び当該投資家を拘束する。
- (e) 裁定は、その執行が求められている領域の属する締約国において適用されている裁定の執行に関する法令に従って執行される。

11 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家が、当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

12 いずれの締約国も、自国の投資家及び他方の締約国がこの条の規定に基づく仲裁に付託することに同意し又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え又は国家間の請求を行うことができない。ただし、当該他方の締約国が当該紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含まない。

第八十三条 第八章の規定に関する一般的例外

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
 - (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
 - (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
- (iii) 安全
- (d) 刑務所労働に関する措置
- (e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- (f) 有限天然資源の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

2 一方の締約国がこの協定の効力発生後に1又は第四条の規定に基づく措置をとる場合において、当該措置がこの章に基づく義務との関連において他方の締約国の投資家又はその投資財産に影響を与えるおそれ

のあるときは、当該一方の締約国は、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置について当該他方の締約国に通報するよう妥当な努力を払う。

第八十四条 一時的なセーフガード

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十二条に定める義務であって国境を越える資本取引に係るもの又は第八十条に定める義務に適合しない措置を採用し又は維持することができる。

- (a) 国際収支又は対外資金に関して重大な困難が生じており又は生ずるおそれのある状況にある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が当該締約国に重大な経済上又は資金上の混乱をもたらす状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 両締約国間で差別しないものであること。

(f) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(g) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第八十五条 信用秩序の維持のための措置

1 この章の他の規定にかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安全性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 1の措置であつて、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第八十六条 知的所有権

第七十二条の規定にかかわらず、両締約国は、知的所有権に関する限り、同条に規定する内国民待遇を世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に規定する限度においてのみ適用することに合意する。

第八十七条 収用を構成する課税措置

1 第七十七条の規定は、租税に係る課税措置が同条2に規定する収用を構成する限りにおいて、当該課税措置について適用する。

2 1の規定が適用される場合には、第七十四条、第八十二条、次条及び第八十九条1の規定を租税に係る課税措置について適用する。

第八十八条 投資に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b) 第七十六条1に規定する特定の例外について、適当な場合にはその削減又は撤廃に寄与するとともに

両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として検討すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であつてこの章に係るものについて討議すること。

2 投資に関する合同委員会は、民間部門の者と共同して会合することを決定することができる。

第八十九条 第八章の適用

1 各締約国は、この章の規定に基づき自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によつて委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 いずれかの締約国が、第三国と投資に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して、当該国際協定に従い同様の状況において当該第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

第九章 自然人の移動

第九十条 第九章の適用範囲

1 この章の規定は、締約国の自然人であつて、商用目的で他方の締約国の領域に入国する者の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この協定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については適用しない。

第九十一条 第九章における用語

「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす者をいう。

(a) 日本国については、日本国の国民であること。

(b) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

第九十二条 第九章に基づく特定の約束

1 各締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書 第A部に記載する。

(a) 他方の締約国の短期の商用訪問者

(b) 他方の締約国の企業内転勤者

2 各締約国は、次の者について行う特定の約束であつて自国の法令に従つて実施するものを附属書 第B

部に記載する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 自国の領域にある公私の機関との個人的な契約に基づいて業務に従事する他方の締約国の自然人

3 1及び2に規定する特定の約束の対象となる自然人は、当該特定の約束の条件に従って入国及び滞在が許可される。

4 1及び2に規定する特定の約束は、第六十三条に規定する特定の約束を第七章の規定に基づいて行った分野及び第八章の規定に基づく特定の例外の対象ではない分野についてのみ適用する。

第九十三条 職業上の技能に関する相互承認

1 締約国は、職業上の技能を有する自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるため自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果を承認することができる。

2 1の規定による承認は、調和その他の方法により可能となるが、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的にこれを行うことができる。

3 締約国は、第三国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果を協定若しくは取決めに基ついて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果も承認されるべきかどうかについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第九十四条 職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会

1 前条の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会を設置する。

- (a) 前条の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 両締約国間の協力を促進する分野及び方法を特定し、及び勧告すること。
- (c) 前条の規定の実施に関するその他の事項について討議すること。

2 職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第九十五条 第九章における一般規定

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易若しくは自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保

護

(iii) 安全

2 この章の規定は、締約国が自国の領域への他方の締約国の自然人の入国又は当該領域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする（注）。

注 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ又は侵害されているとはみなさない。

第十章 知的所有権

第九十六条 第十章の下での協力の分野及び形態

1 両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的所有権の重要性及びかかる新たな環境における知的所有権の保護の重要性が増大していることを認識して、知的所有権の分野における両締約国の協力を発展させる。

2 1の規定に基づく協力の分野には、次のものを含めることができる。

- (a) 特許、営業上の秘密及び関連する権利
- (b) 商標及び関連する権利
- (c) 不正競争の防止
- (d) 著作権、意匠及び関連する権利
- (e) 知的所有権の仲介又は実施許諾、知的所有権の管理、登録及び利用並びに特許地図の作製
- (f) デジタル環境における知的所有権の保護並びに電子商取引の増大及び発展
- (g) 技術及び市場情報
- (h) 知的所有権に関する教育及び啓発事業計画

3 1の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (a) 知的所有権並びに各締約国の領域内における知的所有権に関連する行事、活動及び自発的活動に關し、情報を交換し、及び経験を共有すること。
- (b) 締約国の知的所有権に係る政策及び経験の相互理解の促進に寄与することを目的として、知的所有権

の分野の専門家の研修及び交流を共同して実施すること。

(c) 知的所有権の行使に関する情報の普及、経験の共有及び研修を実施すること。

第九十七条 知的所有権に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする知的所有権に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の協力及び実施を監督し、及び見直しを行うこと。

(b) この章の規定の実施に関して両締約国に助言すること。

(c) この章の規定に基づき新たな協力分野について検討し、及び勧告すること。

(d) 知的所有権に関するその他の事項について討議すること。

2 知的所有権に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第九十八条 特許付与手続の円滑化

1 シンガポールは、自国の法令に従い、日本国における出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にするための適当な措置をとる。

2 1の規定に基づいてシンガポールがとる措置の詳細は、実施取極で定める。

第九十九条 知的所有権データベース利用の容易化

両締約国は、実施取極の定めるところにより、両締約国の公開されている知的所有権データベースの利用を容易にするための適当な措置をとる。

第一百条 第十章の下での協力活動に要する費用

協力活動に要する費用は、相互に合意するところに従って負担する。

第十一章 政府調達

第一百一条 第十一章の適用範囲

1 附属書 B に掲げる機関が行う附属書 A に特定する産品及びサービスの調達であつて、その調達契約の価額が基準額である十萬SDR以上のものについては、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）第一条2及び第二条から第二十三条までの規定（第三条1(b)、第五条、第十六条2、第十九条5、第二十一条、第二十二条及び第二十三条1の規定を除く。）を準用する。

2 附属書 B に掲げる機関が、附属書 B に掲げられていない企業に対し、この協定の適用を受ける調達

に関連して当該企業が締結する契約について特定の要件に従ったものであることを求める場合には、当該要件について政府調達協定第三条の規定（同条1(b)の規定を除く。）を準用する。

3 附属書 B に掲げる機関が民営化された場合には、この章の規定は、当該民営化された機関については適用しない。一方の締約国は、他方の締約国に対し、そのような機関が民営化される前に又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を通報する。

4 3 の規定の適用上、政府の機関は、政府が当該機関の持分を保有し又は当該機関の役員を指名を行う場合においても、当該機関が商業的に運営され、かつ、既に当然には政府の権限を行使し得ない法人に再構成されたときは、民営化されたものとする。

5 この章のいかなる規定も、各締約国が政府調達協定の当事国として負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第百二条 政府調達に関する情報交換

調達政策に責任を有する両締約国の政府職員は、いずれか一方の締約国の要請により会合するものとし、それぞれの締約国の法令に従い政府調達に関する情報交換を行う。

第十二章 競争

第百二条 反競争的行為

- 1 各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。
- 2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するための法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める。

第百四条 反競争的行為の規制に関する協力

- 1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。
- 2 この章の規定に基づく協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める。
- 3 両締約国は、この章の規定の実施に関連して、1の規定に従い、かつ、実施取極の定めるところにより情報交換を行う。この情報交換については、第三条の規定を適用しない。

第百五条 紛争解決

この章の規定の適用については、第二十一章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十三章 金融サービスに関する協力

第一百六条 金融サービスの分野における協力

両締約国は、次のことを目的として、金融サービスの分野において協力する。

- (a) 金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進すること。
- (b) 両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）を円滑に発展させること。
- (c) 両締約国の金融市場の基盤を改善すること。

第一百七条 規制監督に関する協力

1 両締約国は、次のことを目的として、金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進する。

- (a) 健全な信用秩序の維持のための政策を実施すること及び一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国の領域内において業務を行うものに対する効果的な監督を強化すること。

- (b) 金融サービス（電子的手段によって提供されるものを含む。）における国際化に関する問題に適切に対応すること。

(c) 金融市場の適正な革新を抑制しない環境を維持すること。

(d) システミック・リスクを最小化し、かつ、危機発生時の波及効果を抑制するために、世界的な金融機関に対する監督を実施すること。

2 1に規定する規制監督に関する協力の一部として、両締約国は、各締約国の証券法の効果的な執行に寄与することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、実施取極の定めるところにより、各締約国の証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有について協力する。

3 2に規定する証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有における両締約国の協力については、第二条及び第三条並びに第二十一章の規定を適用しない。

第百八条 資本市場の発展

両締約国は、それぞれの資本市場の競争力を向上させ並びに急速に発展する世界的な金融取引の安定性を確保し及び強化する必要性が高まっていることを認識し、健全かつ進歩的な資本市場を育成し並びにその深み及び流動性を高めることを目的として、両締約国の資本市場を円滑に発展させるために協力する。

第百九条 金融市場の基盤の改善

両締約国は、効率的かつ信頼できる金融市場の基盤が貿易及び投資を円滑化させることを認識して、金融市場の基盤を強化するために協力する。

第一百十条 地域内の金融市場（資本市場を含む。）の発展

両締約国は、安定的かつ機能的な金融市場（資本市場を含む。）の重要性を認識して、アジアにおける国境を越える金融活動の更なる発展及び地域内の金融の安定に寄与するために協力する。

第一百一十一条 金融サービスに関する協力に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、金融サービスに関する協力に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。委員会の任務には次のことを含める。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
 - (b) 更なる協力の分野を特定し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) 金融サービスに関する両締約国間の協力に関するその他の事項について討議すること。
- 2 委員会は、特定の事項及び自発的活動を詳細に検討するために、作業部会を設置することができる。
 - 3 委員会の構成は、実施取極で定める。

第十四章 情報通信技術

第百十二条 情報通信技術の分野における協力

両締約国は、情報通信技術及び情報通信技術関連サービスに関する事業慣行が民間部門の主導により内外で急速な発展を遂げていることを認識し、情報通信技術の利用から両締約国にとって最大の利益を享受することを目的として、情報通信技術及び情報通信技術関連サービスの発展を促進するために協力する。

第百十三条 第十四章の下での協力の分野及び形態

1 前条の規定に基づく協力の分野には、次のものを含めることができる。

(a) 電子商取引の促進

(b) 新たなサービスその他の情報通信技術関連サービスの消費者、公的部門及び民間部門による利用の促

進

(c) 情報通信技術関連の人材養成

2 両締約国は、両締約国が重要と認める具体的な協力分野を実施取極で定めることができる。

3 前条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (a) 政策事項に関する対話を促進すること。
- (b) 両締約国の民間部門間の協力を促進すること。
- (c) 国際的な場における情報通信技術に関する協力を強化すること。
- (d) その他適当な協力活動を実施すること。

第百十四条 情報通信技術に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする情報通信技術に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 情報通信技術の分野における両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
- (c) 情報通信技術に関するその他の事項について討議すること。

2 情報通信技術に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十五章 科学技術

第百十五条 科学技術の分野における協力

1 両締約国は、科学技術、特に先端分野における科学技術が中長期的に各締約国の経済の持続的拡大に貢献することを認識し、平等及び相互利益の原則に基づき、科学技術の分野における平和的目的のための政府間の協力活動（以下この章において「政府間活動」という。）を發展させ、及び促進する。

2 両締約国は、また、適当な場合には、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とするその他の協力活動（以下この章において「協力活動」という。）を奨励する。

第百十六条 第十五章の下での政府間活動の分野及び形態

両締約国は、政府間活動の分野及び形態について合意することができる。合意された分野及び形態は、実施取極でこれを定める。

第百十七条 科学技術に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする科学技術に関する合同委員会を設置する。

(a) 両締約国の科学技術開発の分野における協力関係並びに政府間活動及び協力活動の進捗^{ちよく}状況について検討し、及び討議すること。

- (b) 科学技術政策に関する事項に関する意見及び情報を交換すること。
 - (c) この章の規定の実施に関する助言（政府間活動の特定及び勧告並びにその実施の奨励についての助言を含めることができる。）を両締約国に与えること。
 - (d) 特に両締約国が重要と考える分野における協力活動を奨励する方法について討議すること。
 - (e) 科学技術に関するその他の事項について討議すること。
- 2 科学技術に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。
- 第百十八条 知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の保護及び配分
- 1 政府間活動によって得られる所有権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを公衆に利用させることができる。
- 2 両締約国は、それぞれ自国の関係法令並びに日本国及びシンガポールが現在締結しているか又は将来締結する関係国際協定に従って、この章の規定に基づく政府間活動から生ずる知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、その配分に十分に配慮する。両締約国は、必要に応じ、この目的のために協議する。

第百十九条 第十五章の下での政府間活動に要する費用

- 1 この章の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従つことを条件とする。
- 2 この章の規定に基づく政府間活動に要する費用は、相互に合意するところに従つて負担する。

第百二十条 実施取決め

この章の規定に基づく政府間活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第十六章 人材養成

第百二十一条 人材養成の分野における協力

両締約国は、持続的な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識し、人材養成の分野において政府間の協力を行うとともに、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする互恵的な協力を奨励する。

第百二十二条 人物交流

- 1 両締約国は、学者、教員、学生、教育機関の構成員その他の科学又は教育活動に従事する者の交流を奨

励する。

2 両締約国は、両締約国の青少年及び青少年団体の間の親善を促進するため、これらの間の協力及び交流を奨励する。

第二百二十三条 教育研究機関間の協力

両締約国は、両締約国の教育研究機関間の緊密な協力を奨励する。

第二百二十四条 政府職員との交流

両締約国は、それぞれの政府の政策に関する相互理解の増進を目的として、両締約国の政府職員との交流を促進する。当該政府職員との交流の詳細は、実施取極で定める。

第二百二十五条 高齢化社会

両締約国は、高齢化社会に関する政策事項についての意見及び経験を交換する。

第十七章 貿易及び投資の促進

第二百二十六条 貿易及び投資の促進の分野における協力

両締約国は、両締約国の民間企業間の交流及び協力を促進するための両締約国の努力が日本国、シンガポ

ール及びアジアにおける貿易及び投資を促進する触媒として作用することを認識して、両締約国の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

第二百二十七条 第十七章の下での検討及び勧告

1 両締約国は、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が、両締約国間の貿易及び投資の促進に貢献し得ることを認識する。当該協力については、実施取極で定める。

2 両締約国は、1に規定する協力について検討を行い、適当な場合には、当該協力の当事者間による更なる協力の方法又は分野について勧告する。

第二百二十八条 貿易及び投資の促進に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする貿易及び投資の促進に関する合同委員会を設置する。

- (a) 貿易及び投資の促進に関する意見及び情報を交換すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d) 貿易及び投資の促進のための協力に関するその他の事項について討議すること。

2 貿易及び投資の促進に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十八章 中小企業

第二百二十九条 中小企業分野における協力

両締約国は、それぞれの国民経済の活力を維持する上で中小企業が果たす基本的な役割を認識して、両締約国の中小企業間の緊密な協力を促進することに協力する。

第二百三十条 第十八章の下での検討及び勧告

1 両締約国は、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が、両締約国の中小企業間の緊密な協力に貢献し得ることを認識する。当該協力については、実施取極で定める。

2 両締約国は、1に規定する協力について検討を行い、適当な場合には、当該協力の当事者間による更なる協力の方法又は分野について勧告する。

第二百三十一条 中小企業の投資の促進

両締約国は、東南アジアにおけるシンガポールの地理的位置を認識し、特に東南アジアにおける両締約国

の中小企業間の事業協力を可能とすることを目的として、日本国の中小企業によるシンガポールへの投資を促進することに協力する。両締約国は、同様に、シンガポールの中小企業による日本国への投資を促進することに協力する。

第三百二十二条 中小企業に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする中小企業に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 中小企業に関する協力の促進に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。
- (d) 中小企業に関する協力に関するその他の事項について討議すること。

2 中小企業に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十九章 放送

第三百三十三条 放送の分野における協力

両締約国は、両締約国間の相互理解を促進するための手段として放送が有する可能性及び革新的な放送サービスの急速な発展を認識して、放送の分野における両締約国間の協力を奨励する。

第三百二十四条 規制当局間の意見交換

両締約国は、双方の放送サービスの間における相互理解が両締約国の権限のある当局間の連携能力を高めること及び両締約国の規制当局間の関係強化が両締約国の新たな放送サービスへの対応能力を高めることを認識して、次に掲げるものその他放送の分野に関連する事項についての意見及び情報を交換する。

- (a) 放送政策に関する事項
- (b) 新たな放送サービス

第三百二十五条 放送に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする放送に関する合同委員会を設置する。

- (a) 放送の分野における両締約国間の協力関係について検討し、及び討議すること。
- (b) 両締約国間の更なる協力分野を特定し、及び勧告すること。
- (c) この章の規定の効果的な実施に関するその他の事項について討議すること。

2 放送に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第二十章 観光

第三百二十六条 観光の分野における協力

両締約国は、観光が両締約国間の相互理解の増進に寄与し及び両締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、両締約国の観光を促進し及び発展させることに協力する。

第三百二十七条 観光の促進及び発展

両締約国は、両締約国の観光の促進及び発展に関し、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする協力を奨励する。

第三百二十八条 観光に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする観光に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 観光の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d) 観光に関するその他の事項について討議すること。

2 観光に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第二十一章 紛争の回避及び解決

第三百二十九条 第二十一章の適用範囲

1 この章の規定は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係る両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は締約国が当事国となっている他の国際協定に基づいて紛争解決のための手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づき、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りでない。

4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき締約国が明示的に合意す

る場合には、適用しない。

第四百十条 紛争の回避及び解決のための一般協議

- 1 紛争の回避を目的として、各締約国は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係るいかなる問題についても、他方の締約国に対し協議を要請することができる。
- 2 締約国が1の規定により協議を要請する場合には、他方の締約国は、協議のための機会を十分に与えるものとし、そのような要請に迅速に応じて、誠実に協議を開始する。
- 3 両締約国が協議により問題を解決することができなかった場合には、いずれの締約国も、4の規定により設置される協議に関する委員会の会合を要請することができる。同委員会は、問題の迅速かつ満足すべき解決を目指すものとし、そのような要請の受領の日の後三十日以内に会合する。
- 4 この章の規定の円滑な実施のため、両締約国は、協議に関する委員会を設置する。同委員会は、各締約国が任命するそれぞれ一名の法律専門家を含む各締約国の代表から構成される。
- 5 この条に定める手続は、第四百十二条に定める手続が既に開始されている紛争には、適用されない。

第四百十一条 あっせん、仲介又は調停

1 各締約国は、あつせん、仲介又は調停を随時要請することができる。いずれの手續も、両締約国の合意により、いつでも開始することができ、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国の合意がある場合には、この章に定める仲裁裁判の手續の進行中においても、あつせん、仲介又は調停を継続することができる。

第四百四十二条 紛争解決のための特別協議

1 いずれの締約国も、他方の締約国がこの協定又は実施取極に基づき義務を履行せず又はこれに反する措置をとつた結果、この協定又は実施取極に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されていると認める場合には、当該他方の締約国に対し、紛争を解決することを目的として、書面により協議の要請を行うことができる。

2 両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、1の要請を受けた締約国は、

(a) 当該要請を受けた日の後三十日以内に協議を開始する。

(b) 当該紛争に関し第四百四十条に定める手續が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六

十日以上が経過しているときにあっては、当該要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。

3 締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払つものとする。

4 この協定又は実施取極に基づく義務に違反する措置がとられた場合には、反証がない限り、無効化又は侵害の事案を構成するものとみなす。

第四百四十三条 仲裁裁判所の設置

1 締約国が前条に規定する協議によつて紛争を解決することができなかった場合には、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、いずれの締約国も、

(a) 前条2(a)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から六十日が経過した後
に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(b) 前条2(b)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から三十日が経過した後
に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定又は実施取極中の条項その他の関連する法規を含む申立ての法的根拠

(b) 申立ての根拠とされる事実

3 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が行われた日の後三十日以内に、それぞれ一名の仲裁人を任命する。いずれかの締約国が仲裁人を任命しない場合には、第四百十条4の規定により当該締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。

4 両締約国は、裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命する。両締約国が第三の仲裁人について合意することができない場合には、各締約国は、第三の仲裁人として受け入れることのできる五名の者の名簿をそれぞれ作成し、他方の締約国と交換する。第三の仲裁人は、次の方法により選ばれる。

(a) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が一名である場合であつて、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第三の仲裁人とする。

(b) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が二名以上である場合には、両締約国は、それらの者のうちからいずれの者を第三の仲裁人とするかにつき合意するため協議する。

(c) 両締約国が(b)の規定によつても合意に達することができない場合、双方の名簿に共通して氏名の記載された者がいない場合又は合意され若しくは選ばれた者が仲裁人となることができず、両締約国がその者

に代わる仲裁人について決定できない場合には、3の規定により任命された二名の仲裁人が、第三の仲裁人について合意する。

(d) 仲裁人が第三の仲裁人について合意することができない場合には、第三の仲裁人は、両締約国が合意する手続であつて実施取極に定めるものに従つて、くじにより選ばれる。

5 第三の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四十日以内に任命される。

6 第三の仲裁人は、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、締約国の国民、締約国の領域内に通常居住する者又は締約国により雇用されている者のいずれであつてもならず、また、いかなる資格においても関係の紛争を扱つたことのある者であつてはならない。

7 仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第四百四十四条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

- (b) この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。
 - (c) 裁定においては、その理由を付し、法及び事実に関する認定を行う。
 - (d) (c)の認定とは別に、第四百七十七条の関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを締約国による考慮に付することができる。
- 2 いずれの締約国も、仲裁裁判所の裁定が最終的な、かつ、両締約国を拘束するものであることに同意する。
- 3 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、いずれの締約国も、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。
- 4 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができ、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手

続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

5 仲裁裁判所の評議は、秘密とする。仲裁裁判所の裁定の起草は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて、かつ、締約国の参加なしに行うものとする。

6 仲裁裁判所は、紛争が他の方法によつて解決した場合及び仲裁裁判手続が第四百四十六条の規定に従つて終了した場合を除くほか、その設置の日から百二十日以内に裁定を下す。仲裁裁判所は、百二十日以内に裁定を下すことができない場合には、三十日を超えない範囲における裁定の延期について両締約国と協議し、合意することができる。

7 仲裁裁判所は、裁定案を検討する機会を両締約国に均等に与える。

8 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式により行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

第四百四十五条 仲裁裁判所の手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 仲裁裁判所の評議及び提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3 2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は当該意見書について公開可能な、かつ、秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた締約国は、要約の提出に同意するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

4 両締約国は、仲裁手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。いずれかの締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第四百四十六条 仲裁手続の終了

仲裁裁判所が設置され、前条に定める手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同

で通報することにより、いつでも、手続の終了について合意することができる。

第四百七条 第二十一章に基づく実施

1 第四百四十四条の規定による仲裁裁判所の裁定（以下この条において「原裁定」という。）は、迅速に実施しなければならない。仲裁裁判所により裁定の実施を求められた締約国（以下この条において「実施国」という。）は、原裁定が下された日の後二十日以内に、実施国が原裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を他方の締約国（以下この条において「相手国」という。）に通報する。当該期間については、次の規定を適用する。

- (a) 行政上又は立法上の措置をとる必要がある場合に限り、これを十二箇月までを限度として延長することができる。
- (b) 特別な事情の存在につき両締約国の合意が得られる場合には、これを短縮し又は延長することができる。
- (c) 相手国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、協議を要請することができる。この場合において、両締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。

- 2 実施国は、原裁定を実施することができないと認める場合には、1の規定により裁定を実施することに代え、代償を与え又は代替措置をとることにより相互に満足すべき解決を図り、かつ、当該解決を実施するための妥当な期間について合意するため、相手国との協議を迅速に開始する。
- 3 相手国は、原裁定を実施するために実施国がとった措置が原裁定に適合していないと認める場合には、協議を要請することができる。
- 4 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、原裁定の実施から生ずるいかなる問題についても仲裁裁判所に付託することができる。
 - (a) 1(c)の規定による協議については、当該協議の要請が受領された日の後二十日以内に実施期間について締約国が合意することができなかった場合
 - (b) 2の規定による協議については、当該協議の開始の日の後二十日以内に相互に満足すべき解決又は当該解決の実施期間に係る合意が両締約国間で得られなかった場合
 - (c) 3の規定による協議については、締約国が問題を解決することができないまま1の規定による実施期間の終了の日から少なくとも三十日が経過した場合

- (d) 1から3までの規定による協議の要請があつた場合において、当該要請を受けた国が協議の開始を拒否したとき
- 5 実施国が1又は4(a)の規定により決定される期間内に原裁定を実施していないことが4(c)の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、相手国は、そのような確認が行われた日から三十日以内に、この協定又は実施取極に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。
- 6 実施国が2又は4(b)の規定により決定された期間内に2又は4(b)の規定により決定された代償を与え又は代替措置を実施することができなかつた場合には、相手国は、当該期間の終了の日から三十日以内に、この協定又は実施取極に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。
- 7 5及び6に規定する義務の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該義務の適用の停止が次の規定に従うものであることを条件とする。
- (a) 関係の紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、これを行わないこと。
- (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ又は原裁定が実施されたと

きに解除されること。

(c) 原裁定の不履行による無効化又は侵害の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害と関連する分野に限定されること。もっとも、当該分野における義務の適用を停止することが実現不可能な又は効果的でない場合にあっては、この限りでない。

8 実施国は、5から7までのいずれかに規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。

当該要請の受領の日から三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、問題を仲裁裁判所に付託することができる。

9 この条を適用するため招集される仲裁裁判所は、できる限り、この条に規定する原裁定を下した仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、仲裁裁判所の仲裁人は、第四百四十三条3から7までの規定に従って任命される。両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。

第四百四十八条 費用

両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十二章 最終規定

第四百四十九条 見出し

この協定中の章及び条項の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四百五十条 協定の附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第四百五十一条 改正

この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。改正が次のもののみに関係する場合には、日本国政府とシンガポール政府との間の外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。

(a) 附属書 A及び B

(b) 附属書 中分野別附属書第B部に特定する関係法令若しくは運用規則又は指定当局の変更

第百五十二条 効力の発生

この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びシンガポール政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百五十三条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二年一月十三日にシンガポールで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小泉純一郎

シンガポールのために

ゴー・チヨク・トン

附属書

日本国による関税の撤廃のための実施日程

1 協定第十四条1に基づき日本国による関税の撤廃は、この表2欄に掲げる品目の関税について同表3欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。

- (a) 「A」 この協定の効力発生の日から関税を撤廃する。
- (b) 「B」 二千六年四月一日から関税を撤廃する。
- (c) 「C1」 この協定の効力発生の日から関税率を二・八パーセントとし、二・八パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二十三年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。
- (d) 「C2」 この協定の効力発生の日から関税率を三・一パーセントとし、三・一パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二十三年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。
- (e) 「C3」 この協定の効力発生の日から関税率を三・九パーセントとし、三・九パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二十三年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。

(f) 「D」 一千四年一月一日から関税率を六・五パーセントとし、六・五パーセントから無税までの六回の毎年均等な関税の引下げを二千五年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行つ。

2 日本国は、この表に掲げる産品に対して同表3欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができ
る。

3 この附属書の規定に従つて引下げを実施した後の税率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする)。

4 この附属書における記載は、一千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

1	関税率表番号	2	品名	3	区分
第一類 〇一・〇一 〇一〇一・一〇のうち	動物(生きているものに限る)。 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る)。 純粋種の繁殖用のもの 馬				

○一〇一・九〇のうち	<p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠して いないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限 る。）</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニ―</p> <p>その他のもの 馬</p>	A A A
○一・〇二 ○二〇二・一〇 ○二〇二・九〇のうち	<p>ろ馬、ら馬及びヒニ―</p> <p>牛（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>水牛</p>	A A A A

<p>○一・〇三 ○一〇三・一〇 ○一・〇四 ○一・〇五 ○一・〇六</p>	<p>豚（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 羊及びやぎ（生きているものに限る。） 家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） その他の動物（生きているものに限る。）</p>	<p>A A A A</p>
<p>第二類 ○二・〇三 ○二〇三・一一のうち ○二〇三・一二のうち ○二〇三・一九のうち ○二〇三・二一のうち ○二〇三・二二のうち</p>	<p>肉及び食用のくず肉 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの いのししのもの 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p>	<p>A A A A</p>

<p>第三類 〇三・〇一</p>	<p>〇二〇三・二九のうち 〇二・〇四 〇二〇五・〇〇 〇二・〇六 〇二〇六・三〇のうち 〇二〇六・四一のうち 〇二〇六・四九のうち 〇二〇六・八〇 〇二〇六・九〇 〇二・〇八</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きてゐるものに限る。）</p>	<p>いのししのもの その他のもの いのししのもの 羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） いのししのもの 豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 いのししのもの その他のもの いのししのもの その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） その他のもの（冷凍したものに限る。） その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p>		<p>A A A A A A A A A A</p>
----------------------	--	---	---	--	----------------------------

〇三〇一・九一のうち

その他の魚（生きているものに限る。）

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

養魚用の稚魚

〇三〇一・九二のうち

うなぎ（アングイルラ属のもの）

養魚用の稚魚

〇三〇一・九三のうち

こい

養魚用の稚魚

〇三〇一・九九のうち

その他のもの

養魚用の稚魚

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）、粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）、粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を

〇三〇七・九一のうち

A A A A

	除く。	A
<p>第四類 ○四〇七・〇〇のうち</p>	<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに 限る。） ふ化用のもの</p>	A
<p>第五類 ○五〇一・〇〇 ○五・〇二 ○五〇三・〇〇 ○五〇四・〇〇 ○五・〇五 ○五・〇六</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそ のくず 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず 馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあ るかないかを問わない。） 動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷 蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単 に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあ るかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消 毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず 骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠し</p>	<p>A A A A A A</p>

○五・〇七	たものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。並びにこれらの粉及びびく	A
○五〇八・〇〇	アイボリー、かめの甲、ホエルボーン、ホエルボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。並びにこれらの粉及びびくず さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。並びにこれらの粉及びびくず	A
○五〇九・〇〇のうち	動物性の海綿	A
○五一〇・〇〇のうち	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの アンバーgris、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。並びに医療用品の調製の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A
○五・一一	じゃ香及び牛黄 ^{ごおう}	A
○五一・一〇	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの 牛の精液 その他のもの	A

<p>○五一一・九一のうち</p> <p>○五一一・九九のうち</p>	<p>魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの</p> <p>魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵</p> <p>その他のもの</p> <p>蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>第六類</p> <p>○六・〇一</p> <p>○六・〇二</p> <p>○六・〇三</p>	<p>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</p> <p>りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）</p> <p>その他の生きている植物（根を含む）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸</p> <p>切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第七類</p> <p>○七・一一</p> <p>○七二二・九〇のうち</p>	<p>食用の野菜、根及び塊茎</p> <p>乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したもの</p> <p>スイートコーンのうち</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に</p>	

○七・一三	適するようになったもの 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	A
○七二三・一〇のうち	えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七二三・二〇のうち	ひよこ豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七二三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ） いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）	A
○七二三・三三のうち	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七二三・三九のうち	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七二三・四〇のうち	ひら豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A

<p>○七二三・五〇のうち</p> <p>○七三・一四</p> <p>○七二四・一〇のうち</p>	<p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>カッサバ芋、アロールト、サレツプ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p> <p>カッサバ芋</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八〇一・三一</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</p> <p>ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>カシューナット</p> <p>殻付きのもの</p>	<p>A</p>

○八〇一・三二一	殻を除いたもの	A
○八・〇二	その他のナツト（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
○八〇二・一一のうち	アーモンド	
○八〇二・一二のうち	殻付きのもの	
○八〇二・一三のうち	ビターアーモンド	A
○八〇二・一四のうち	殻を除いたもの	
○八〇二・一五のうち	ビターアーモンド	A
○八〇二・一六のうち	ピスタチオナツト	A
○八〇二・一七のうち	その他のもの	
○八・〇四	びんろう子	A
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマ	
○八・〇五	ンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・五〇	なつめやしの実	A
○八〇五・五〇	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモナム）及びライム（キトルス・ア	
○八〇五・九〇のうち	ウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	A
○八〇五・九〇のうち	その他のもの	
○八〇五・九〇のうち	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを	
	除く。）	A

<p>○八・一二</p> <p>○八一・二・九〇のうち</p>	<p>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	<p>A</p>
<p>第九類</p> <p>○九・〇一</p> <p>○九〇一・一一</p> <p>○九〇一・一二</p> <p>○九〇一・九〇のうち</p> <p>○九・〇二</p> <p>○九〇二・二〇のうち</p> <p>○九〇二・四〇のうち</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）</p> <p>コーヒー（いつたものを除く。）</p> <p>カフェインを除いてないもの</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>コーヒー豆の殻及び皮</p> <p>茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p> <p>くず（飲用に適するものを除く。）</p> <p>その他の紅茶及び部分的に発酵した茶</p>	<p>A A A A A</p>

○九・〇四	くず（飲用に適するものを除く。） とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。及 びこしょう属のペッパー ペッパー	A
○九〇四・一一のうち	破碎及び粉碎のいずれもしていないもの	A
○九〇四・一二のうち	小売用の容器入りしていないもの	A
○九〇四・二〇のうち	破碎し又は粉碎したもの	A
○九〇五・〇〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。） 小売用の容器入りしていないもの	A
○九・〇六	バナラ豆	A
○九〇七・〇〇のうち	けい皮及びシンナモンツリーの花	A
○九・〇八	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A
○九〇八・一〇のうち	小売用の容器入りしていないもの	A
○九〇八・二〇のうち	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	A
○九〇八・三〇のうち	肉づく 小売用の容器入りしていないもの 肉づく花 小売用の容器入りしていないもの カルダモン類	A

○九・〇九	小売用の容器入りにしてないもの アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A
○九〇九・一〇のうち	アニス又は大ういきょうの種	
○九〇九・二〇のうち	小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの コリアンダーの種	A
○九〇九・三〇のうち	小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの クミンの種	A
○九〇九・四〇のうち	小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの カラウエイの種	A
○九〇九・五〇のうち	ういきょうの種及びジュニパーベリー 小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの	A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
○九一〇・二〇のうち	サフラン	

<p>○九一〇・三〇のうち</p> <p>○九一〇・四〇のうち</p> <p>○九一〇・九一のうち</p> <p>○九一〇・九九のうち</p>	<p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>うこん</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>月けい樹の葉及びタイム</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p>	<p>第一〇類</p> <p>一〇〇二・〇〇のうち</p> <p>一〇〇四・〇〇</p> <p>一〇・〇五</p> <p>一〇〇五・一〇のうち</p>	<p>穀物</p> <p>ライ麦</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p> <p>オート</p> <p>とうもろこし</p> <p>播種用^はのもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p>	<p>A</p> <p>A A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
---	--	---	---	--

一〇〇五・九〇のうち	その他のもの 飼料用のもの	A
一〇〇七・〇〇のうち	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもののうち 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） グレーンソルガム 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの その他のもののうち 飼料用のもの	A A A
一〇〇八・一〇のうち	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	A
一〇〇八・二〇	そば	A
一〇〇八・三〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
一〇〇八・九〇のうち	ミレット カナリーシード その他の穀物 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A A A A

<p>第一一類 一一・〇六 一一〇六・二〇のうち</p>	<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）、の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）、のもの カッサバ芋のもののうち 飼料用のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 第八類の物品のもの 飼料用のバナナのもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	<p>A A</p>
<p>第一二類 一一〇一・〇〇 一一・〇二 一一〇二・一〇のうち</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 大豆（割ってあるかないかを問わない。） 落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） 殻付きのもの 採油用のもの 注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。</p>	<p>A A</p>

二二〇二・二〇のうち	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	
二二〇三・〇〇	採油用のもの	
二二〇四・〇〇	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	
二二〇五	コブラ	
二二〇六・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	
二二〇七	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	
二二〇九	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	
二二・一一	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	
二二・一一	播種用の種、果実及び孢子	
二二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物	
二二・一一	及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、	
二二・一一	切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	
二二・一一	甘草	
二二・一一	コカ葉	
二二・一一	その他のもの	
二二・一一	ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コ	
二二・一一	ロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツ子、プランタゴ	
二二・一一	シリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんど	
二二・一一	う、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラツパ	
二二・一一	根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他	
二二・一一	九〇のうち	
A A		
A A A A A A		
A		

一一・一一	<p>のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花^{かひ}及び大黄 海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	A
一一二二・一〇 一一二二・二〇のうち	<p>ローカストビーン（種を含む。） 海藻その他の藻類 食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）以外のものうち</p>	A
一一二二・九一	<p>ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属及びこんぶ属のもの以外のもの</p>	A
一一二二・九九のうち	<p>その他のもの てん菜</p>	A
一一二三・〇〇	<p>その他のもの さとうきび 穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）</p>	A
一一・一四	<p>ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチ</p>	A

<p>第一三類</p> <p>一三・〇一</p> <p>一三〇一・一〇のうち</p>	<p>その他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>
<p>一三〇一・二〇</p> <p>一三〇一・九〇</p> <p>一三・〇二</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）</p> <p>ラック</p> <p>セラックその他の精製ラック以外のもの</p> <p>アラビアゴム</p> <p>その他のもの</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天</p> <p>その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性の液汁及びエキス</p>	<p>A A A</p>
<p>一三〇二・一一</p> <p>一三〇二・一二</p> <p>一三〇二・一三</p> <p>一三〇二・一四のうち</p> <p>一三〇二・一九のうち</p>	<p>生あへん</p> <p>甘草のもの</p> <p>ホップのもの</p> <p>除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの</p> <p>除虫菊エキス以外のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飲料のもと以外のもの</p> <p>生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</p>	<p>A A A A A</p>

<p>一三〇二・三二 一三〇二・三九</p>	<p>その他のものうち アルコール分が五〇%以上のもの以外のもの 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>A A A</p>
<p>第一四類 一四・〇一 一四〇一・二〇 一四〇二・〇〇 一四〇三・〇〇 一四・〇四 一四〇四・一〇</p>	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラファイア及びライム樹皮） とう 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジダブルヘア及びイーグルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアツサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</p>	<p>A A A A</p>

<p>一四〇四・二〇 一四〇四・九〇のうち</p>	<p>コットンリンター その他のもの 除虫菊かす 雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。） 及び種</p>
<p>第一五類 一五〇一・〇〇のうち 一五〇二・〇〇 一五・〇四 一五〇四・三〇のうち 一五・〇九 一五一〇・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。） 豚脂のうち 酸価が一・三を超えるもの 牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。） 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 鯨油 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分</p>
<p>A A A</p>	<p>A A A A A</p>

一五・一三	別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。 やし(コブラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	A
一五二三・二一のうち	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物 粗油 ババス油 その他のもの	A
一五二三・二九のうち	その他のもの	A
一五・一五	ババス油及びその分別物 その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	A
一五二五・四〇	桐油及びその分別物	A
一五二五・九〇のうち	その他のもの	A
一五二二・〇〇のうち	オイチシカ油及びその分別物 カメライヤ油及びその分別物 ホホバ油及びその分別物	A
一五・二一	植物性ろう(トリグリセリドを除く)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	A
一五二一・一〇	植物性ろう	A
一五二二・〇〇のうち	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留	A

<p>第一六類 一六・〇二一 一六〇二・三一のうち 一六〇二・三二のうち 一六〇二・三九のうち</p>	<p>物 デグラス以外のもの</p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 第〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） 鶏（ガールス・ドメステイクス）のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの 豚のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの（混合物を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） 牛のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p>	<p>A A A A A A A A</p>
---	---	--

<p>第一七類</p> <p>一七・〇三</p> <p>一七〇三・一〇のうち</p> <p>一七〇三・九〇のうち</p> <p>一七・〇四</p> <p>一七〇四・九〇のうち</p>	<p>糖類及び砂糖菓子</p> <p>糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）</p> <p>甘しや糖みつ</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>甘草エキス（菓子にしたものを除く。）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第一八類</p> <p>一八〇一・〇〇</p> <p>一八〇二・〇〇</p> <p>一八〇四・〇〇</p>	<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及びいたもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>カカオ脂</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第二二類</p> <p>二一・〇二</p>	<p>各種の調製食品</p> <p>酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きて</p>	

二二〇二・二〇のうち

いないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。並びに調製したベ
ーキングパウダー

酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限
る。）

酵母以外のもの

調製食料品（他の項に該当するものを除く。）

二二・〇六
二二〇六・九〇のうち

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以
上の調製品以外のものうち

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量
が全重量の三〇%を超える調製食料品以外のものうち

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こん
にやく及び飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するも
の（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）以外のものうち

砂糖を加えたもの以外のものうち

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超
え三〇%未満のものに限る。）及びアルコールを含有しない飲料のも
と以外のものうち

第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水

A

<p>第二二類</p> <p>二二一・〇一</p> <p>二二一・〇一・九〇</p> <p>二二〇三・〇〇</p> <p>二二〇六・〇〇のうち</p>	<p>分解したものの以外のものうち</p> <p>たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）</p> <p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く）、氷及び雪</p> <p>その他のもの</p> <p>ビール</p> <p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>アルコール分が百分未滿のもの以外のものうち</p> <p>清酒及び濁酒以外のものうち</p> <p>発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のものうち</p> <p>麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p>	<p>A</p> <p>A A</p> <p>A</p>
<p>二二一・〇七</p>	<p>アルコール分が百分未滿のもの以外のものうち</p> <p>清酒及び濁酒以外のものうち</p> <p>発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のものうち</p> <p>麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p>	<p>A</p>

<p>二二〇七・一〇のうち</p> <p>二二一・〇八</p> <p>二二〇八・二〇</p> <p>二二〇八・三〇</p> <p>二二〇八・四〇</p> <p>二二〇八・五〇</p> <p>二二〇八・六〇</p> <p>二二〇八・七〇</p> <p>二二〇八・九〇のうち</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）</p> <p>アルコール分が九〇%以上のものうち</p> <p>工業用アルコールの製造の用に供するもの</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料</p> <p>ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒</p> <p>ウイスキー</p> <p>ラム及びタフィア</p> <p>ジン及びジュネヴァ</p> <p>ウオッカ</p> <p>リキュール及びコーディアル</p> <p>その他のもの</p> <p>エチルアルコール及び蒸留酒のうち</p> <p>フルーツブランデー</p>	<p>A</p> <p>A A A A A A A</p> <p>A</p>
<p>第二三類</p> <p>二二三・〇一</p> <p>二二三・〇二</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</p> <p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p> <p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生</p>	<p>A</p>

二二三・〇三	ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他 の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状で あるかないかを問わない。）	A
二二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを 問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレ ット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	
二二三〇九・一〇のうち	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	
	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの以外のもの	
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの に限る。）	A
	その他のもの	
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含 有量が全重量の三五%未満のものに限る。）	A
	その他のものうち	

二三〇九・九〇のうち

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

A

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）以外のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもののうち

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

A

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルフア緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

A

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

A

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の

	<p>含有量が全重量の三五%未満のものに限る。） その他のものうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）のうち 犬、猫その他の愛がん用又は観賞用の動物用のもの</p>	A
<p>第二四類 二四・〇一 二四・〇二 二四〇二・二〇 二四・〇三 二四〇三・九一</p>	<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。） その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス その他のもの シートたばこ</p>	A A A A

二四〇三・九九のうち	<p>その他のもの たばこのエキス及びエッセンス</p>	A
第二五類	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント</p>	A
第二六類	<p>鉱石、スラグ及び灰</p>	A
<p>第二七類 二七・〇一 二七〇一・一一 二七〇一・一二 二七〇一・一九 二七・〇二 二七〇三・〇〇 二七〇四・〇〇 二七〇五・〇〇 二七〇六・〇〇</p>	<p> 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。） 無煙炭 歴青炭 その他の石炭 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） 泥炭（ピトリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものと し、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガ ス状炭化水素を除く。） 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含 </p>	<p>A A A A A A A</p>

二七・〇七

二七・〇八

二七・〇九

二七・一〇

二七・一一のうち

むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。

高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの

ピッチ及びピッチコークス（コールタルその他の鉍物性タルから得たものに限る。）

石油及び歴青油（原油に限る。）

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混

A

A

A

A

A

合アルキレンを除く。

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち

温度一五度における比重が〇・八〇一七を超えるもの

その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のものうち

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%

以上のものに限る。）

その他のもの

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の

重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のものうち

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%

以上のものに限る。）

二七二〇・一九のうち

A

A

B

A

A A

A

A

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のものうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるものうち

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの

その他のもの

廃油

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの

二七二〇・九一

A

A

A A

A A

A

第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三	第二八類	二七一〇・九九 二七・一一 二七・一二 二七・一三 二七・一四 二七一五・〇〇
有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導體	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	その他のもの 石油ガスその他のガス状炭化水素 ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
A A A	A	A A A A A A

二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	A
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和一価アルコール	
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	A
二九〇五・一二	プロパントール（プロピルアルコール）及びプロパントール（イソプロピルアルコール）	A
二九〇五・一三	ブタントール（ノルマルブチルアルコール）	A
二九〇五・一四	その他のブタノール	A
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカントール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカントール（セチルアルコール）及びオクタデカントール（ステアリルアルコール）	A
二九〇五・一九	その他のもの	A
	不飽和一価アルコール	A
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A
二九〇五・二九	その他のもの	A
	二価アルコール	

二九〇五・三一	エチレングリコール (エタンジオール)	A
二九〇五・三二	プロピレングリコール (プロパンー・二ージオール)	A
二九〇五・三九	その他のもの	A
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A
二九〇五・四二	二ーエチルー二ー (ヒドロキシメチル) プロパンー・三ージオール (トリメチロールプロパン)	A
二九〇五・四九	ペンタエリトリール	A
	その他のもの	A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	A
二九〇五・五一	エトクロルビノール (INN)	A
二九〇五・五九	その他のもの	A
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	A
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一のうち	メントール	A
	ラセメントール (INN)	A
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A

二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A
二九〇六・一四	テルピネオール	A
二九〇六・一九	その他のもの	A
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	A
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	A
二九〇七	その他のもの	A
二九〇八	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環	A

二九一三・〇〇	式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九一四・一一	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一四・一二	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一四・一三	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	A
二九一四・一九	アセトン	A
二九一四・二二	ブタノン（メチルエチルケトン）	A
二九一四・二三	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	A
二九一四・二四	その他のもの	A
二九一四・二五	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	A
二九一四・二六	しょう腦	A
二九一四・二七	融点が一七五度未満のもの	A
二九一四・二八	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	A
二九一四・二九	イオン及びメチルイオン	A
二九一四・三〇	その他のもの	A
二九一四・三一	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	A
二九一四・三二	フェニルアセトン（フェニルプロパン―二―オン）	A
二九一四・三三	その他のもの	A

二九一四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	A
二九一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	A
	キノン	
二九一四・六一	アントラキノン	A
二九一四・六九	その他のもの	A
二九一四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	

二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一二	酒石酸	A
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	A
二九一八・一五のうち	くえん酸の塩及びエステル	A
	くえん酸カルシウム以外のもの	A
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一九	その他のもの	A
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A
二九一八・二九	その他のもの	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・九〇	その他のもの	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその	A

二九・二二一	塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・二二二	アミン官能化合物	A A
二九二二二・一一一	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二二・一一二	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二二二・一一三	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二二・一一四	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二二・一九	トリエタノールアミン及びその塩	A
	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
	その他のもの	
二九二二二・二二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二二二・二二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A
二九二二二・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A A
	その他のもの	
二九二二二・三一一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	A

二九二二・三九	その他のもの	A
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・四二のうち	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
	グルタミン酸及びその塩	A
	グルタミン酸ソーダ以外のもの	A
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A
二九二二・四九	その他のもの	A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
二九二三・一〇	コリン及びその塩	A
二九二三・二〇のうち	レシチンその他のホスホアミノリピド	A
二九二三・九〇	パルミチン酸コルホスセリル（INN）	A
二九・二四	その他のもの カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	A

二九二四・一一	メプロバメート (INN)	A
二九二四・一九	その他のもの	A
二九二四・二一	環式アミド (環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩	A
二九二四・二三のうち	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	A
	ニ―アセトアミド安息香酸 (N―アセチルアントラニル酸) 及びその塩	A
	ニ―アセトアミド安息香酸 (N―アセチルアントラニル酸)	A
二九二四・二四	エチナメート (INN)	A
二九二四・二九のうち	その他のもの	A
	付表Aに定める医薬の有効成分	A
	付表Bに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品	A
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物 (サッカリン及びその塩を含む。) 及びイミン官能化合物	A
二九・二六	ニトリル官能化合物	A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三〇	有機硫黄化合物	A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三二	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	A
二九・三三	複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)	A

二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
二九三八・一〇	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	A
二九三八・九〇のうち	その他のもの	
二九・三九	付表Aに定める医薬の有効成分	A
	付表Bに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品	A
二九四〇・〇〇のうち	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖	A

<p>二九・四一 二九四二・〇〇</p>	<p>アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） 付表Aに定める医薬の有効成分 付表Bに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品 抗生物質 その他の有機化合物</p>	<p>A A A A</p>
<p>第三〇類</p>	<p>医療用品</p>	<p>A</p>
<p>第三一類</p>	<p>肥料</p>	<p>A</p>
<p>第三二類 三二一・〇一 三二〇一・一〇 三二〇一・二〇 三二〇一・九〇のうち 三二一・〇二</p>	<p>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマッシュク並びにインキ 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ケブラチヨエキス ワットルエキス その他のもの タンニン及びその誘導体以外のもの 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するか</p>	<p>A A A</p>

三二〇三・〇〇	しないかを問わない。及びなめし前処理用の酵素系調製品 植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもとしたもの	A
三二一・〇四	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもとしたもの	A
三二一・〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
三二一・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパ、液状ラスタ―その他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	A
三二一・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	A
三二一・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	A

<p>三三二一〇・〇〇 三三二一一・〇〇 三三二一二</p>	<p>その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料 調製ドライヤー 顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料 画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。） ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面の非耐火性調製上塗り材 印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）</p>	<p>A A A A A</p>
<p>第三三類 三三三・〇一</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類</p>	<p></p>

三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	
三三〇一・一二	ベルガモットのもの	A
三三〇一・一三	オレンジのもの	A
	レモンのもの	A
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	
三三〇一・二一	ゼラニウムのもの	A
三三〇一・二五のうち	その他のミントのもの	
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスから採取したものに限る。）のうち	
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	
三三〇一・二六	ベチベルのもの	A
三三〇一・二九のうち	その他のもの	A
	ベイ葉油、カナंगा油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリ	
	ー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジン	
	ジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油 ^{しょう} 及びレモングラス油	
		A

<p>第三四類</p>	<p>三三〇一・三〇 三三〇一・九〇 三三・〇二 三三〇三・〇〇 三三・〇四 三三・〇五 三三・〇六 三三・〇七</p>	<p>その他のものうち パチュリ油 レジノイド その他のもの 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもとしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。） 香水類及びオーデコロン類 美容用、メーカーヤップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 頭髪用の調製品 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>A A A A A A A A A A</p>
<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろ</p>			

	<p>うそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>	A
<p>第三五類 三五・〇一 三五〇一・一〇 三五・〇六 三五・〇七</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こう</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー カゼイン 調製<small>こう</small>膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び<small>こう</small>膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（<small>こう</small>膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のもに限る。） 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>	A A A
<p>第三六類</p>	<p>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p>	A
<p>第三七類</p>	<p>写真用又は映画用の材料</p>	A
<p>第三八類 三八・〇一 三八・〇二 三八〇二・九〇</p>	<p>各種の化学工業生産品 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。） 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。） その他のもの</p>	A A

三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	A
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	A
三八・〇五	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ―テルピネオールを主成分とするものに限る。）、	
三八〇五・一〇	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油	A A
三八〇五・二〇	パイン油	A A
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	A
三八〇六・二〇	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）	A A
三八〇六・九〇	その他のもの	A
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	A
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠 ^{ネズミ} 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの	A

三八・〇九	(例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業 その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に 該当するものを除く。)	A
三八〇九・九一	その他のもの 繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラック スその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペースト で金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に 使用する種類の調製品	A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他 の調製添加剤(鉍物油(ガソリンを含む)用又は鉍物油と同じ目的に使用するその 他の液体用のものに限る。)	A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に 該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他 の複合した安定剤	A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	A
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー(他の項に該当するものを除く。)並びにペイント	A

三八・一五	用又はワニス用の調製除去剤	A
三八一六・〇〇	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。） 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八 ・〇一項の物品を除く。）	A
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・ 〇二項の物品を除く。）	A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドーブ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類す る形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及 び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	A
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤	A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学 用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は 第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	A
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において 生産される化学品及び調製品（天然物のみを混合物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。）	A
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	A
三八二四・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	A

<p>三八二四・三〇</p> <p>三八二四・四〇</p> <p>三八二四・五〇</p> <p>三八二四・七一</p> <p>三八二四・七九</p> <p>三八二四・九〇</p> <p>三八・二五</p>	<p>金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）</p> <p>セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤</p> <p>非耐火性のモルタル及びコンクリート</p> <p>非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物</p> <p>非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第三九類</p> <p>三九・〇一</p> <p>三九〇一・一〇のうち</p> <p>三九〇一・二〇のうち</p>	<p>プラスチック及びその製品</p> <p>エチレンの重合体（一次製品に限る。）</p> <p>比重が〇・九四未満のポリエチレン</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの</p> <p>比重が〇・九四以上のポリエチレン</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、</p>	<p>C</p> <p>1</p>

三九〇一・九〇のうち	<p>粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの その他のもの アポラートナトリウム (INN)</p>	D
三九〇二	<p>プロピレンその他のオレフィンの重合体 (二次製品に限る。)</p>	A
三九〇二・一〇のうち	<p>ポリプロピレン</p>	D
三九〇二・二〇のうち	<p>塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モーディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの ポリイソブチレン 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モーディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの</p>	D
三九〇二・三〇のうち	<p>プロピレンの重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モーディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの</p>	C 1
三九〇二・九〇のうち	<p>その他のもの スルホマー (INN) その他のものうち 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モーディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの</p>	A
三九〇三	<p>スチレンの重合体 (二次製品に限る。) ポリスチレン</p>	C 1

三九〇三・一一のうち	多泡性のもの	
三九〇三・一九のうち	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	C 3
三九〇三・三〇のうち	その他のもの	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	C 1
	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	C 2
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）、 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	A
三九・〇五	アクリル重合体（一次製品に限る。）、 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アル キド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）、 ポリアミド（一次製品に限る。）、 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）、 シリコーン（一次製品に限る。）、 石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及 びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するもの	A A
三九・〇六		A
三九・〇七		A
三九・〇八		A
三九・〇九		A
三九一〇・〇〇		A
三九・一一		A

三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A
三九・一五	プラスチックのくず	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A

<p>第四一類 四一・〇一</p>	<p>第四〇類</p>	<p>三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>
<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>ゴム及びその製品</p>	<p>プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>
<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A A A A A A A</p>

四一〇一・二〇のうち	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	A
四一〇一・五〇のうち	クロムなめしもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないものを終えてないもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A
四一〇一・九〇のうち	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）クロムなめしもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A
四一〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A
四一〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A

四一〇三・一〇	やぎのもの	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの	A
四一〇三・三〇のうち	豚のもの	A
四一〇三・九〇	なめし過程にないもの	A
四一・〇四	その他のもの	
四一〇四・一一のうち	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇四・一九のうち	湿潤状態（ウエットブルーを含む。）のもの	
	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	A
	クロムなめしのもの	A
	その他のもの	
四一〇四・四一のうち	乾燥状態（クラスト）のもの	
	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をして	
	ないものうち	
	クロムなめしのもの	A
四一〇四・四九のうち	その他のもの	
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をして	

四一・〇五	ないもののうち クロムなめしのもの	A
四一〇五・一〇	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工を しておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか を問わない。）	A
四一〇五・三〇のうち	湿润状態（ウエットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの	A
四一・〇六	染色したものの以外のもの その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超 える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあ るかないかを問わない。） やぎのもの	A
四一〇六・二一	湿润状態（ウエットブルーを含む。）のもの	A
四一〇六・二二のうち	乾燥状態（クラスト）のもの	A
四一〇六・四〇のうち	爬虫類のもの 植物性前なめしをしたもの その他のものうち 染色したものの以外のもの	A
	その他のもの	A

四一〇六・九一	湿润状態（ウェットブルーを含む）のもの	A
四一〇六・九二のうち	乾燥状態（クラスト）のもの	A
四一一二・〇〇のうち	染色色したものの以外のもの 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一・一三	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一一三・一〇のうち	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの 爬虫類 <small>ほ</small> のもの パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一一三・三〇のうち	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの その他のもの パーチメント仕上げをしたものの以外のものうち	A
四一一三・九〇のうち	染色色し又は模様付けしたものの以外のもの	A

<p>第四三類 四三・〇一 四三〇一・三〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの ミンクのもの以外のもの 人造毛皮及びその製品</p>	<p>A A A A A A</p>
<p>第四四類 四四・〇一</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状</p>	

四四〇二・〇〇	に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A
四四〇三	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	A
四四〇三・一〇	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)	A
四四〇三・二〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	A
四四〇三・四一	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	A
四四〇三・四九	その他のもの(この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。)	A
四四〇三・九一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	A
四四〇三・九二	その他のもの	A
四四〇三・九九のうち	オーク(コナラ属のもの)のもの	A
四四・〇四	ビーチ(ブナ属のもの)のもの	A
四四〇四・一〇のうち	その他のもの 桐 <small>きり</small> のもの(粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。)以外のもの たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの 針葉樹のもの	A

四四〇四・二〇のうち	たが材、割ったポール及びくい 針葉樹以外のもの	A
四四・〇六	たが材、割ったポール及びくい	A
四四・〇七	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えものに限るものとし、かなながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇七・一〇のうち	針葉樹のもの	A
四四〇七・二四	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）以外のもの	A
四四〇七・二九のうち	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの バイロラ、マホガニー（スウイエテナ属のもの）、インブイア及びバルサ	A
四四〇七・九一	その他のもの ふたばがき科のもの以外のもの	A
四四〇七・九二	オーク（コナラ属のもの）のもの	A
四四〇七・九九のうち	ビーチ（ブナ属のもの）のもの その他のもの	A

四四・〇八	ふたばがき科のもの以外のもの 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	A
四四〇八・三九のうち	その他のもの ジェルトンのももの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） チークのもののうち 積層木材を平削りすることにより得られるもの以外のもの	A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇九・一〇のうち	針葉樹のもの 引抜材、玉縁及び繰形以外のものうち	A

四四〇九・二〇のうち	<p>まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノープルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）以外のもの</p> <p>針葉樹以外のもの</p> <p>引抜材、玉縁及び繰形以外のもののうち</p> <p>ふたばがき科のもの以外のもの</p> <p>木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）</p> <p>窓及びフランス窓並びにこれらの枠</p> <p>戸及びその枠並びに敷居</p> <p>その他のもの</p> <p>セルラーウッドパネル以外のものうち</p> <p>木製の建具及び床柱</p> <p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具</p> <p>木製の小像その他の装飾品</p> <p>その他の木製品</p> <p>その他のもの</p> <p>マッチの軸木</p>	A
四四・一八	<p>ふたばがき科のもの以外のもの</p>	A
四四一八・一〇	<p>窓及びフランス窓並びにこれらの枠</p>	A
四四一八・二〇	<p>戸及びその枠並びに敷居</p>	A
四四一八・九〇のうち	<p>その他のもの</p>	A
四四・二〇	<p>セルラーウッドパネル以外のものうち</p> <p>木製の建具及び床柱</p> <p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具</p> <p>木製の小像その他の装飾品</p> <p>その他の木製品</p> <p>その他のもの</p> <p>マッチの軸木</p>	A
四四二〇・一〇	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具</p>	A
四四・二一	<p>その他の木製品</p>	A
四四二一・九〇のうち	<p>その他のもの</p> <p>マッチの軸木</p>	A

第四五類	コルク及びその製品	A
第四六類 四六・〇一 四六〇一・九一のうち	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを 問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を 平行につなぎ及び織ったものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等） であるかないかを問わない。） その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ</p>	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図 及び図案	A
第五〇類	絹及び絹織物	

第五六類	第五五類	第五四類	第五三類	第五二類	第五一類	五〇・〇七	五〇〇二・〇〇のうち	生糸（よってないものに限る。） 野蚕のもの	A A A A A
						五〇・〇三 五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇のうち	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸 絹織物	A A A A A	
								羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A
								綿及び綿織物	A
								その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A
								人造繊維の長繊維及びその織物	A
								人造繊維の短繊維及びその織物	A
								ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びに	

		これらの製品	A
第五七類		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A
第五八類		特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A
第五九類		染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	A
第六〇類		メリヤス編物及びクロセ編物	A
第六一類		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	A
第六二類		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	A
第六三類		紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら	A
第六五類 六五〇一・〇〇		帽子及びその部分品 フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラ	

第六七類	第六六類	<p>六五〇三・〇〇</p> <p>六五〇四・〇〇</p> <p>六五・〇五</p> <p>六五・〇六</p> <p>六五〇七・〇〇</p>
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	<p>トウ及びマンシヨン（スリットマンシヨンを含む。）</p> <p>フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも</p>
A	A	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A
第六九類	陶磁製品	A
第七〇類	ガラス及びその製品	A
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	A
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含	A

七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一・一〇	白金（加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一・一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一・一二	貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	A
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	A
七一・一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	A
七一・一七	身辺用模造細貨類	A
七一・一八	貨幣	A

第七二類	鉄鋼	A
第七三類	鉄鋼製品	A
第七四類	銅及びその製品	A
第七五類	ニッケル及びその製品	A
第七六類	アルミニウム及びその製品	A
第七八類	鉛及びその製品	A
第七九類	亜鉛及びその製品	A
第八〇類	すず及びその製品	A
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A

第九〇類	第八九類	第八八類	第八七類	第八六類	第八五類	第八四類	第八三類
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品
A	A	A	A	A	A	A	A

第九一類	
九一・〇一	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）
九一・〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）
九一・〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品

A A A A A A A A A A

<p>九一・一二 九一・一三 九一三・一〇 九一三・二〇 九一三・九〇のうち</p>	<p>時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの 卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。） その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のものの以外のもののうち 二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの以外のもの その他の時計の部分品</p>	<p>A A A A A</p>
<p>第九二類 第九三類 九三・〇一 九三〇二・〇〇 九三・〇三 九三〇四・〇〇</p>	<p>楽器並びにその部分品及び附属品 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。） けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。） その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ペリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃） その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七</p>	<p>A A A A A</p>

<p>九三・〇五 九三〇五・一〇 九三〇五・二一 九三〇五・二九 九三〇五・九一 九三〇五・九九のうち 九三・〇六 九三〇七・〇〇</p>	<p>項の物品を除く。 第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品 けん銃のもの 第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの 散弾銃の銃身 その他のもの その他のもの 第九三・〇一項の軍用の武器のもの その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもの 爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。） 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</p>	<p>A A A A A A A A</p>
<p>第九四類 九四・〇一</p>	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものと</p>	<p></p>

九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	A
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	A
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・六九	アップホルスターのもの	A
九四〇一・七一	その他のもの	A
九四〇一・七九	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・八〇	アップホルスターのもの	A
九四〇一・九〇のうち	その他のもの	A
九四・〇二	革製のもの以外のもの	A
九四・〇三	医療用又は獣医用の備用品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品 その他の家具及びその部分品	A A

<p>九四・〇四</p> <p>九四・〇五</p> <p>九四〇六・〇〇</p>	<p>寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポートランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>プレハブ建築物</p>	<p>A A A</p>
<p>第九五類</p>	<p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>A</p>
<p>第九六類</p> <p>九六・〇一</p> <p>九六〇二・〇〇</p>	<p>雑品</p> <p>アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）</p> <p>植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）</p> <p>成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）</p> <p>他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラ</p>	<p>A</p>

九六・〇三

チン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品

A

九六〇四・〇〇

ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイジー（ローラースクイジーを除く。）

A A

九六・〇六

ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

A A

九六・〇七

スライドファスナー及びその部分品

A

九六・〇八

ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）

A

九六・〇九

鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールラスチヨーク及び筆記用又は図画用のチョーク

A

九六一〇・〇〇

石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

A

九六一一・〇〇

日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式

A

第九七類	<p>九六・一二</p> <p>九六・一三</p> <p>九六・一四</p> <p>九六・一五</p> <p>九六・一六</p> <p>九六一七・〇〇</p> <p>九六一八・〇〇</p>	<p>コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット</p> <p>タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）</p> <p>たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）</p> <p>喫煙用パイプ（パイプポールを含む）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品</p> <p>くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品</p> <p>香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド</p> <p>魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p> <p>マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
美術品、収集品及びこつとう		A	

付表A 指定を受けた医薬の有効成分

関税率表番号	品名
二九二四・二九	アセプトロール
二九二四・二九	アセカイニド
二九二四・二九	アセドベン
二九二四・二九	アセトアミノサロール
二九二四・二九	アクタリット
二九二四・二九	アダメキシシ
二九二四・二九	アジピオドン
二九二四・二九	アフアラニン
二九二四・二九	アゴメラチン
二九二四・二九	アクロミド
二九二四・二九	アレストラムスチン
二九二四・二九	アリベンドール
二九二四・二九	アロクラミド
二九二四・二九	アロキシスタチン

二九二四・二九	塩化アンベノニウム
二九二四・二九	アンブセタミド
二九二四・二九	アメルトリド
二九二四・二九	アニラマート
二九二四・二九	アルクロフェニン
二九二四・二九	アスパルタム
二九二四・二九	アテノロール
二九二四・二九	アトリド
二九二四・二九	アビザホン
二九二四・二九	バンブテロール
二九二四・二九	バタノプリド
二九二四・二九	ベクラミド
二九二四・二九	ベノリラート
二九二四・二九	ベンサラン
二九二四・二九	ベンチロミド
二九二四・二九	ベンズマレセン
二九二四・二九	ベタミプロン
二九二四・二九	ベザファイブラート
二九二四・二九	ビフェプラミド
二九二四・二九	プロマドリン

二九二四・二九	ブロマミド
二九二四・二九	ブロモプリド
二九二四・二九	ブロモキサニド
二九二四・二九	ブロソタミド
二九二四・二九	プロバネキシソ
二九二四・二九	ブロキシタラム酸
二九二四・二九	ブセチソ
二九二四・二九	ブクロサミド
二九二四・二九	ブナフチソ
二九二四・二九	ブナミオジソ
二九二四・二九	ブラマソ
二九二四・二九	ブタニリカソ
二九二四・二九	ブチルフェソ
二九二四・二九	ベンズアミドサリチル酸カルシウソ
二九二四・二九	カンドキサトリソ
二九二四・二九	カポベン酸
二九二四・二九	カルバリソ
二九二四・二九	カルバサラソカルシウソ
二九二四・二九	カルビフェソ

二九二四・二九	塩化カルカイニウム
二九二四・二九	カルファイマート
二九二四・二九	カソケファミド
二九二四・二九	セタモロール
二九二四・二九	セトフェニコール
二九二四・二九	クロルベタミド
二九二四・二九	シンフルミド
二九二四・二九	シンロミド
二九二四・二九	シントラミド
二九二四・二九	シプラザホン
二九二四・二九	シテナミド
二九二四・二九	クラミドクス酸
二九二四・二九	クラノブチン
二九二四・二九	クレファミド
二九二四・二九	クリノラミド
二九二四・二九	クリオキサニド
二九二四・二九	クロカンファミド
二九二四・二九	クロダカイン
二九二四・二九	クロフェキサミド
二九二四・二九	クロファイブリド

二九二四・二九	クロホレクス
二九二四・二九	クロポノン
二九二四・二九	クロラセタドール
二九二四・二九	クロキサセプリド
二九二四・二九	コルフェナマート
二九二四・二九	クレソタミド
二九二四・二九	クロタミトン
二九二四・二九	シクラルバマート
二九二四・二九	シヘプタミド
二九二四・二九	デシメミド
二九二四・二九	デクロプラミド
二九二四・二九	デラプリル
二九二四・二九	臭化デメカリウム
二九二四・二九	安息香酸デナトニウム
二九二四・二九	デキスロキシグルミド
二九二四・二九	ジアセタマート
二九二四・二九	ジアセトロール
二九二四・二九	ジアンフェネチド
二九二四・二九	ジアンプロミド
二九二四・二九	ジブロムサラン

二九二四・二九	ジブサドール
二九二四・二九	ジカルフェン
二九二四・二九	ジクロメチド
二九二四・二九	ジエチルトルアミド
二九二四・二九	ジレバロール
二九二四・二九	ジロキサニド
二九二四・二九	ジメバミド
二九二四・二九	ジナリン
二九二四・二九	ジナザホン
二九二四・二九	ジニトルミド
二九二四・二九	ジフェナン
二九二四・二九	ジソフェニン
二九二四・二九	塩化ドファミウム
二九二四・二九	ドパマンチン
二九二四・二九	ズロザホン
二九二四・二九	エカバピド
二九二四・二九	エクラナミン
二九二四・二九	エンブトラミド
二九二四・二九	エンシプラート
二九二四・二九	エンドミド

二九二四・二九	エンプロマート
二九二四・二九	エストラムスチン
二九二四・二九	エタミバン
二九二四・二九	エテルサラート
二九二四・二九	エテンザミド
二九二四・二九	カルトリゾ酸エチル
二九二四・二九	エチドカイン
二九二四・二九	エチフェニン
二九二四・二九	エトファミド
二九二四・二九	エトサラミド
二九二四・二九	エキサラミド
二九二四・二九	フェルバマート
二九二四・二九	フェナセチノール
二九二四・二九	フェナクロン
二九二四・二九	フェナフト酸
二九二四・二九	フェナラミド
二九二四・二九	フェノキシジル
二九二四・二九	フェンレチニド
二九二四・二九	フルアラミド
二九二四・二九	フルバニラート

二九二四・二九	フルセトレクス
二九二四・二九	フルランテル
二九二四・二九	フルサラン
二九二四・二九	フルタミド
二九二四・二九	ホルメトレクス
二九二四・二九	フォルモテロール
二九二四・二九	フタキシリド
二九二四・二九	ガルチフェニン
二九二四・二九	ハロフェナート
二九二四・二九	ヘキサプロピマート
二九二四・二九	イドロシラミド
二九二四・二九	インデカイニド
二九二四・二九	イオベンザム酸
二九二四・二九	イオビトリドール
二九二四・二九	イオカルム酸
二九二四・二九	イオセタム酸
二九二四・二九	ヨーダミド
二九二四・二九	イオデシモール
二九二四・二九	イオジキサノール
二九二四・二九	ヨードキサム酸

二九二四・二九
二九二四・二九

イオフラトール
イオグリク酸
イオグルコール
イオグルコミド
イオグルニド
イオグリカム酸
イオヘキソール
イオリキサン酸
イオメグラム酸
イオメプロール
イオパミドール
イオペントール
イオプロセム酸
イオプロミド
イオプロン酸
イオサルコール
イオセフアム酸
イオセル酸
イオシミド
イオスメト酸

二九二四・二九	イオタラム酸
二九二四・二九	イオテトル酸
二九二四・二九	イオトラン酸
二九二四・二九	イオトリシド
二九二四・二九	イオトリゾ酸
二九二四・二九	イオトロラン
二九二四・二九	イオトロクス酸
二九二四・二九	イオベルソール
二九二四・二九	イオキサブロール酸
二九二四・二九	イオキサグル酸
二九二四・二九	イオキシラン
二九二四・二九	イオキシタラム酸
二九二四・二九	イオキシトリゾ酸
二九二四・二九	イオゾム酸
二九二四・二九	よう化イソプロパミド
二九二四・二九	イトプリド
二九二四・二九	ラベタロール
二九二四・二九	ラシナビル
二九二四・二九	リドカイン
二九二四・二九	リドフェニン

二九二四・二九	ロルバマート
二九二四・二九	ロルグルミド
二九二四・二九	ロルザホン
二九二四・二九	ロビリド
二九二四・二九	ロキシグルミド
二九二四・二九	マブプロフェン
二九二四・二九	メブプロフェニン
二九二四・二九	メフェキサミド
二九二四・二九	メグリチニド
二九二四・二九	メリナミド
二九二四・二九	メタブロムサラン
二九二四・二九	メタセタモール
二九二四・二九	塩化メタルコニウム
二九二四・二九	メトカルバモール
二九二四・二九	メトクロプラミド
二九二四・二九	ミドドリン
二九二四・二九	ミルナシプラン
二九二四・二九	モクタミド
二九二四・二九	モトレチニド
二九二四・二九	ナフチプラミド

二九二四・二九	ナテグリニド
二九二四・二九	臭化ネオスチグミン
二九二四・二九	ネパフエナク
二九二四・二九	ニクロサミド
二九二四・二九	ノニバミド
二九二四・二九	オクタカイン
二九二四・二九	オルバニル
二九二四・二九	オサルミド
二九二四・二九	臭化オチロニウム
二九二四・二九	オキサリナスト
二九二四・二九	オキサナミド
二九二四・二九	オキサザホン
二九二四・二九	オキセタカイン
二九二四・二九	オキシトリプチリン
二九二四・二九	オキシクロザニド
二九二四・二九	オキシフェナマート
二九二四・二九	パフエノロール
二九二四・二九	パマトロール
二九二四・二九	パラプロパモール
二九二四・二九	パルサルミド

二九二四・二九	パキサマート
二九二四・二九	ペントラミド
二九二四・二九	ペキシガナン
二九二四・二九	フェナセミド
二九二四・二九	フェナセチン
二九二四・二九	フェネトリド
二九二四・二九	フェンプロバメート
二九二四・二九	プラクトロール
二九二四・二九	プリロカイン
二九二四・二九	プロカインアミド
二九二四・二九	プロシマート
二九二四・二九	プロガビド
二九二四・二九	プログルミド
二九二四・二九	プロパセタモール
二九二四・二九	プロパニジド
二九二四・二九	プロペタミド
二九二四・二九	ドセトリゾ酸プロピル
二九二四・二九	カタカイン
二九二四・二九	ラホキサニド
二九二四・二九	レマセミド

二九二四・二九	レソランテル
二九二四・二九	レチガビン
二九二四・二九	リバスチグミン
二九二四・二九	ロナクトロール
二九二四・二九	サラセタミド
二九二四・二九	サランテル
二九二四・二九	サレタミド
二九二四・二九	サルフルベリン
二九二四・二九	サリチルアミド
二九二四・二九	サルベリン
二九二四・二九	セボプラミド
二九二四・二九	アセトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	アミドトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	ジプロトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	メトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	チロパノ酸ナトリウム
二九二四・二九	スチラマート
二九二四・二九	スラミンナトリウム
二九二四・二九	タミバロテン
二九二四・二九	テクロザン

二九二四・二九	チロプラミド
二九二四・二九	トカイニド
二九二四・二九	トラモロール
二九二四・二九	トリカイン
二九二四・二九	トモグルミド
二九二四・二九	トラニラスト
二九二四・二九	トリブロムサラン
二九二四・二九	トリクラセタモール
二九二四・二九	トリゲボロール
二九二四・二九	トリメカイン
二九二四・二九	トリメトベンズアミド
二九二四・二九	トロマンタジン
二九二四・二九	ウベニメクス
二九二四・二九	ウレファイブラート
二九二四・二九	カルバミン酸クロルフエネシン
二九三八・九〇	アセチルジギトキシン
二九三八・九〇	アクトジギン
二九三八・九〇	デスラノシド
二九三八・九〇	ジギトキシン

二九四〇・〇〇	アルファデクス
二九三八・九〇	ジゴキシシ
二九三八・九〇	ジソグルシド
二九三八・九〇	エトポシド
二九三八・九〇	無晶性ギターリン
二九三八・九〇	ギターロキシシ
二九三八・九〇	ギターホルマート
二九三八・九〇	ケラシアニン
二九三八・九〇	ケロシド
二九三八・九〇	ラナトシドC
二九三八・九〇	メプロスシラリン
二九三八・九〇	メチルジゴキシシ
二九三八・九〇	ミプラゴシド
二九三八・九〇	パマクエシド
二九三八・九〇	ペンギトキシシ
二九三八・九〇	ポリサポニン
二九三八・九〇	プロスシラリジン
二九三八・九〇	シアゴシド
二九三八・九〇	チクエシド

二九四〇・〇〇	アミプリロース
二九四〇・〇〇	ベータデクス
二九四〇・〇〇	グルホスファミド
二九四〇・〇〇	ラクタルファート
二九四〇・〇〇	ラクチトール
二九四〇・〇〇	ラクツロース
二九四〇・〇〇	ニコフラノース
二九四〇・〇〇	セプリロース
二九四〇・〇〇	スクラルファート
二九四〇・〇〇	スクロソファート
二九四〇・〇〇	トリベノシド

付表B 完成品である医薬の製造に用いられる産品

関税率表番号	品名
二九二四・二九	二・ニージメチルシクロプロピルカルボキサミド

二九二四・二九	二一〔四一(二一ヒドロキシ)三一イソプロピル アミノプロポキシ)フェニル〕アセトアミド
二九二四・二九	二一メチル―N―〔三一(トリフルオロメチル)フェニル〕プロパンアミド
二九二四・二九	三一〔一四一(フェニルブトキシ)ベンゾイルアミノ〕―二一ヒドロキシアセトフェノン
二九二四・二九	四一ホルミル―N―イソプロピルベンズアミド
二九二四・二九	五一(N・N―ジベンジルグリシル)サリチルアミド
二九二四・二九	五一グリオキシル―二一ヒドロキシベンズアミド水和物
二九二四・二九	メチル 三一クロロ―四一アセトアミド―六―メトキシ―ベンゾアールト
二九二四・二九	N―(ベンジル オキシカルボニル)―DL―バリン
二九二四・二九	N―アセチルスルファニリル クロリド
二九二四・二九	(二S・三S)―三一(三級ブトキシカルボニルアミノ)―二一ヒドロキシ―四一フェニル酪酸
二九二四・二九	二一〔アルファ一(四一フルオロベンゾイル)ベンジル〕―四一メチル―三一オキソバレルア
二九二四・二九	ニリド
二九二四・二九	二一ベンゾイル―二一ブromo―四一クロロアセトアニリド
二九二四・二九	二一ブromo―四一クロロ―二一(二一フルオロベンゾイル)アセトアニリド
二九二四・二九	二一クロロ―N―(二一(二一クロロベンゾイル)―四一ニトロフェニル)アセトアミド
二九二四・二九	二一ヒドロキシ―二一メチル―四一ニトロ―三一(トリフルオロメチル)プロピオンアニリド
二九二四・二九	三・五―ジアセトアミド―二・四・六―トリヨード安息香酸ジヒドレート
二九二四・二九	三一アセチル―四一ヒドロキシブチルアニリド

二九二四・二九	四―アセトアミド― ¹ ニ―アミノベンズアニリド
二九二四・二九	四―アセトアミド―五―クロロ― ¹ ―アニス酸
二九二四・二九	五―アセチルサリシルアミド
二九二四・二九	五―アミノ―N・N'―ビス(二・三―ジヒドロキシプロピル)―二・四・六―トリヨードイソフタルアミド
二九二四・二九	五―アミノ―N・N'―ビス(二―アセトキシ― ¹ ―(アセトキシメチル)エチル)―二・四・六―トリヨードイソフタルアミド
二九二四・二九	六―トリヨードイソフタルアミド
二九二四・二九	ベンジル (―カルバモイル―二―ヒドロキシプロピル)カルバマート
二九二四・二九	メチル (―S・ニS)― ¹ ―ベンジル―三―クロロ―二―ヒドロキシプロピルカルバマート
二九二四・二九	メチル (ニR・三S)― ¹ ―ベンズアミド―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロピオナート
二九二四・二九	メチル 四―アセトアミド― ¹ ―アニサート
二九二四・二九	メチル N―(メトキシカルボニル)― ¹ ―L―フェニルアラニナート
二九二四・二九	メチル N―(フェノキシカルボニル)― ¹ ―L―バリナート
二九二四・二九	N―(―エチル― ¹ ・四―ジフェニルブト―三―エニル)シクロプロパンカルボキサミド
二九二四・二九	N―(ベンジルオキシカルボニル)― ¹ ―L―バリン
二九二四・二九	N―(二・六―ジイソプロピルフェノキシ)スルホニル― ¹ ―二―(二・四・六―トリイソプロピルフェニル)アセトアミド
二九二四・二九	N―アセチル― ¹ ―三―(三・四―ジメトキシフェニル)― ¹ ―DL―アラニン
二九二四・二九	三級ブチル (―R・四S)― ¹ ―四―(ヒドロキシメチル)シクロペント― ¹ ―ニ―エニルカルバマート

二九二四・二九	三級ブチル (一S・二S) ベンジル 二・三 ジヒドロキシプロピル カルバマ
二九二四・二九	ト 三級ブチル (一S・三S・四S) 四 アミノ ベンジル 三 ヒドロキシ 五 フ エニルペンチル カルバマート
二九二四・二九	三級ブチル (一S) アルファー (一S) オキシラニル フェネチル カルバマート
二九三八・九〇	一 一 O (N アセチル アルファー ノイラミノシル) (二・三) O (O ベー ターD ガラクトピラノシル) (二・三) 二 アセトアミド 二 デオキシ ベーターD ガラクトピラノシル (一・ ガラクトピラノシル) (一・四) O ベーターD ガラクトピラノシル (二・四) ベ ーターD グルコピラノシル セラミド
二九三八・九〇	一 一 O (O 二 アセトアミド 二 デオキシ ベーターD ガラクトピラノシル) (一・ 四) O (N アセチル アルファー ノイラミノシル) (二・三) O ベーターD ガ ラクトピラノシル (一・四) ベーターD グルコピラノシル セラミド
二九三八・九〇	アセチルジゴキシン
二九三八・九〇	カサントラノール
二九三八・九〇	センノシドA
二九三八・九〇	センノシドA、カルシウム塩
二九三八・九〇	センノシドB
二九三八・九〇	センノシドB、カルシウム塩
二九三八・九〇	N (一R・二R) O (N アセチル アルファー ノイラミノシル) (二・

	(三) ー〇ー二ーアセトアミドー二ーデオキシーベーターDーガラクトピラノシルー(一・四)ー〇ーベーターDーガラクトピラノシルー(二・四)ーベーターDーグルコピラノシルオキシメチル)ー二ーヒドロキシー三ーホルミルプロピル)ーステアルアミド
二九四〇・〇〇 二九四〇・〇〇	二ーデオキシーDーエリトローペントース Dーリボース
二九四〇・〇〇 二九四〇・〇〇	一・二・三・五ーテトラアセチルーベーターDーリボフラノース 二・三・四・六ーテトラー〇ーベンジルーー〇ー(トリメチルシリル)ーベーターDーグルコース
二九四〇・〇〇 二九四〇・〇〇	二・三・四・六ーテトラー〇ーベンジルーDーグルコース ベーターシクロデキストリン スルホブチル エーテル、ナトリウム塩
二九四〇・〇〇	Lーリボース

シンガポールによる関税の撤廃のための実施日程

協定第十四条1に基づきシンガポールによる関税の撤廃は、すべての品目についてこの協定の効力発生日から実施する。

附属書 A

品目別規則

注釈

- 1 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 2 第二十二類に該当する製品の非原産材料割合は、次の計算式により算定する。

$$\text{NOM} = \frac{\text{MCIF}}{\text{FOB}} \times 100$$

この場合において、

- (a) 「NOM」とは、百分率で表示される製品の非原産材料割合とする。
- (b) 「MCIF」とは、締約国において製品の生産に当たって使用された非原産材料のCIF価格であつて、関税評価協定に従つて決定されるものとする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

(c) 「FOB」とは、協定第二十二條4(b)で定めるFOBをいう。

3 第五十類から第六十二類までについての「規則」の欄中「紡織用天然纖維」又は「人造纖維の短纖維」が言及されている場合において、

(a) 当該欄中「第五〇・〇一項に該当する材料」の記載がない場合には、「紡織用天然纖維」又は「人造纖維の短纖維」は、これらの纖維と人造纖維の長纖維とを混ぜたものを含まない。

(b) 当該欄中「第五・一項に該当する材料」の記載がある場合にあつては、「紡織用天然纖維」又は「人造纖維の短纖維」は、これらの纖維と人造纖維の長纖維又は生糸とを混ぜたものを含まない。

関税率表番号	品名	規則
第一〇類 一〇〇四・〇〇のうち	穀物 オート 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたものの以外のもの	第一〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

第二一類

二一・〇六

二一〇六・九〇のうち

各種の調製食料品

調製食料品（他の項に該当するものを除く。）

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品以外のものうち

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品以外のものうち

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こんにやく及び飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）以外のものうち

砂糖を加えたもの以外のものうち

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）及びアルコ

	<p>第二二類 二二〇三・〇〇 二二〇六・〇〇のうち</p>
<p>ールを含有しない飲料のもと以外のものうち 第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外のものうち たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの）でソルビールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢 ビール その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当する</p>
<p>第二一・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>第二二・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

ものを除く。

アルコール分が1%未満のもの以外のものうち

清酒及び濁酒以外のものうち

発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のものうち

麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）

アルコール分が90%以上のものうち

工業用アルコールの製造の用に供するもの

エチルアルコール（変性させてないものでアルコー

第二二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産（物品の非原産材料割合が40%以下となる生産に限る。）

第二二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

二二・〇七

二二・〇七・一〇のうち

二二・〇八

二二〇八・二〇	ル分が八〇%未満のものに限る。及び蒸留酒、リキ ユールその他のアルコール飲料 ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た 蒸留酒	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・三〇	ウイスキー	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・四〇	ラム及びタフイア	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・六〇	ウオツカ	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアール	第二二・〇八項に該当する材料以 外の材料からの生産（物品の非原 産材料割合が四〇%以下となる生

<p>第二四類 二四・〇二 二四〇二・二〇</p>	<p>二二〇八・九〇のうち</p>
<p>たばこ及び製造たばこ代用品 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ (たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。) 紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)</p>	<p>その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒のうち フルーツブランデー サムスー 薬用のもの その他のもの</p>
<p>第二四〇二・一〇号から第二四〇二・九〇号まで又は第二四〇三・一〇号に該当する材料以外の材料</p>	<p>産に限る。 第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産 第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水</p>	<p>からの生産</p>
<p>二五〇九・〇〇</p>	<p>白亜</p>	<p>第二五・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>二五・一三</p>	<p>コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない）、パミスストーン及びエメリー</p>	<p>第二五・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>二五・二〇</p>	<p>エメリー、天然のコランダム、天然のガーネット その他の天然の研磨用の材料 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>第二五・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>二五二〇・二〇のうち</p>	<p>プラスチック</p>	<p>第二五二〇・二〇のうち</p>

<p>二五・二三</p>	<p>天然石膏を焼いたもの以外のもの</p> <p>ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）</p>	<p>第二五・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二五・二三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第二七類</p> <p>二七〇四・〇〇のうち</p> <p>二七・〇七</p> <p>二七〇七・四〇</p> <p>二七〇九・〇〇</p>	<p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p>コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン</p> <p>コークス及び半成コークス</p> <p>高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの</p> <p>ナフタレン</p> <p>石油及び歴青油（原油に限る。）</p>	<p>第二七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二七・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二七・〇九項に該当する材料以</p>

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

二七・一〇・一一のうち

軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

揮発油

低重合度の混合アルキレンのうち

トリプロピレン以外のもの

外の材料からの生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち

温度一五度における比重が〇・八

〇一七を超えるもの

その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のものうち

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

<p>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）</p>	<p>第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>その他のもの</p>	<p>第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>その他のもの</p>	<p>割合が六〇%以上である生産</p>
<p>石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち 灯油</p>	<p>第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>低重合度の混合アルキレン</p>	<p>割合が六〇%以上である生産</p>
<p>その他のものうち</p>	<p>第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）</p>	<p>第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>重油及び粗油</p>	<p>割合が六〇%以上である生産</p>
<p>温度一五度における比重が〇・九〇三</p>	<p>割合が六〇%以上である生産</p>

二七一〇・一九のうち

七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）
その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時に置いてこれらの性質を有するものは政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるものうち

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二七・一〇項に該当する材料以

	灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの その他のもの	外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの	外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二七一一・一四のうち	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン エチレン	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二七一一・一九のうち	その他のもの 石油ガス以外のもの	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二七一一・二二	ガス状のもの 天然ガス	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>二七一一・二九</p> <p>二七・一二</p> <p>二七・一三</p> <p>二七一三・九〇のうち</p>	<p>その他のもの</p> <p>ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>その他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）</p>	<p>第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二七・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第二八類</p> <p>二八・〇一</p> <p>二八〇一・一〇</p> <p>二八〇三・〇〇</p>	<p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>ふっ素、塩素、臭素及びよう素</p> <p>塩素</p> <p>炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他</p>	<p>第二八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二八・〇三項に該当する材料以</p>

の項に該当するものを除く。

水素、希ガスその他の非金属元素

水素

窒素

酸素

ほう素及びテルル

砒素^ひ

セレン

アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀

アルカリ金属及びアルカリ土類金属

外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二八・〇四項に該当する材料以

外の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以

外の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以

外の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以

外の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以

外の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以

外の材料からの生産

二八・〇四
二八〇四・一〇
二八〇四・三〇
二八〇四・四〇
二八〇四・五〇
二八〇四・八〇
二八〇四・九〇
二八・〇五

二八〇五・一一	ナトリウム	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇五・三〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇五・四〇	水銀	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・〇六	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	第二八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）	第二八・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	第二八・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	第二八・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
二八一・一一	その他の無機酸 ふっ化水素（ふっ化水素酸）	第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

二八一・一九のうち	その他のもの 臭化水素酸以外のもの	外の材料からの生産
二八一・二二	その他の無機非金属酸化物	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一・二二	二酸化炭素	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一・二二	二酸化けい素	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二八一・二九	その他のもの	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・一二	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	第二八・一二項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引す る物品	第二八・一三項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一三・九〇	その他のもの	第二八・一三項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・一四	無水アンモニア及びアンモニア水	第二八・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一四・一〇	無水アンモニア	第二八・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産

二八一四・二〇	アンモニア水	外の材料からの生産 第二八・一四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二八・一五	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	第二八・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	第二八・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一七・〇〇	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	第二八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一八・一〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一八・三〇	水酸化アルミニウム	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一九	クロムの酸化物及び水酸化物	第二八・一九項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・二〇	マンガンの酸化物	外の材料からの生産
二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	第二八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二三・〇〇	チタンの酸化物	第二八・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二四	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	第二八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二四・一〇	一酸化鉛（リサージ）	第二八・二四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二八二四・二〇	鉛丹及びオレンジ鉛	第二八・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産

二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	外の材料からの生産
二八二五・六〇のうち	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム 二酸化ゲルマニウム以外のもの	第二八・二五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物	第二八・二五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二五・九〇のうち	その他のもの 水銀の酸化物、酸化第一すず及び酸化第二す ず	第二八・二五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・二六のうち	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン 酸塩その他のふっ素錯塩	第二八・二六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・二七	ふっ化物及びナトリウム又はカリウムのフルオ ロけい酸塩 塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化 酸化物、よう化物及びよう化酸化物	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・二〇	塩化カルシウム	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
	その他の塩化物	

二八二七・三一	マグネシウムのも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・三二	アルミニウムのも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・三三	鉄のも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・三四	コバルトのも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・三五	ニッケルのも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・三六	亜鉛のも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二八二七・三九	その他のもの	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・四一	塩化酸化物及び塩化水酸化物 銅のも	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・四九	その他のもの	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産

二八二七・五九のうち	臭化物及び臭化酸化物 その他のもの 臭化アンモニウム以外のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	第二八・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二九のうち	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	第二八・二九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三〇	臭素酸塩以外のもの	第二八・二九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三〇・一〇	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。） ナトリウムの硫化物	第二八・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三〇・九〇のうち	その他のもの 水銀の硫化物	第二八・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	第二八・三一項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	外の材料からの生産
二八・三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	第二八・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・一一	ナトリウムの硫酸塩 硫酸二ナトリウム	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・一九	その他のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二四	その他の硫酸塩 ニッケルのもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二五	銅のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二六	亜鉛のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二七	バリウムのもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三四のうち	亜硝酸塩及び硝酸塩	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・三五	硝酸カルシウム以外のもの	第二八・三四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三六のうち	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。） 炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの リチウムの炭酸塩以外のもの	第二八・三五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三七	シアン化物、シアン酸化化合物及びシアノ錯塩	第二八・三六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三八・〇〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	第二八・三七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	第二八・三八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・四一	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	第二八・三九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・四二	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけ	第二八・四一項に該当する材料以外の材料からの生産
	い	第二八・四二項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・四三	<p>い酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）</p>	<p>外の材料からの生産</p>
二八・四六	<p>貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム</p>	<p>第二八・四三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二八・四三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二八四六・一〇	<p>希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物 セリウム化合物</p>	<p>第二八・四六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二八四六・九〇のうち	<p>その他のもの</p>	<p>第二八・四六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二八四七・〇〇	<p>粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料に使用する種類のものに限る。）及び硝酸ランタン以外のもの</p>	<p>第二八・四七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二八四八・〇〇	<p>過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。） りん化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）</p>	<p>第二八・四八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二八・四九	<p>炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）</p>	<p>第二八・四九項に該当する材料以</p>

<p>二八五〇・〇〇</p> <p>二八五一・〇〇</p>	<p>水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）</p> <p>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマलगム（貴金属のアマलगムを除く。）</p>	<p>外の材料からの生産</p> <p>第二八・五〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二八・五一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第二九類</p> <p>二九・〇三</p> <p>二九〇三・一一</p> <p>二九〇三・一二</p> <p>二九〇三・一三</p>	<p>有機化学品</p> <p>炭化水素のハロゲン誘導体</p> <p>非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）</p> <p>クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）</p> <p>ジクロロメタン（塩化メチレン）</p> <p>クロロホルム（トリクロロメタン）</p>	<p>第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

二九〇三・一四	四塩化炭素	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・一五	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・一九	その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・二二	トリクロロエチレン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・二九	その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・三〇のうち	非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	
	臭素化誘導体以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

二九〇三・四一	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四二	トリクロロフルオロメタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四三	ジクロロジフルオロメタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四四	トリクロロトリフルオロエタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四五	ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四六	その他のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四七	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四九のうち	その他のペルハロゲン化誘導体	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
	ブロモクロロメタン以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・五九のうち	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・六一	オクタクロロテトラヒドロメタノインダン (クロルデン)、ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン、テトラブロモシクロオクタジタン及びヘキサブロモシクロドデカン以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・六二	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・六九のうち	クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラジクロロベンゼン ヘキサクロロベンゼン及びDDT(一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス(パラ―クロロフエニル)エタン) その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇四	ペンタブロモエチルベンゼン及びデカブロモジフエニルエタン以外のもの 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及び	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・〇四項に該当する材料以

二九・〇五	ニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	外の材料からの生産
二九〇五・一二	飽和一価アルコール プロパン―ーオール（プロピルアルコール） 及びプロパン―ーオール（イソプロピルアルコール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九〇五・一三	ブタン―ーオール（ノルマル―ブチルアルコール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九〇五・一四	その他のブタン―ーオール	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九〇五・一七	ドデカンターオール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンターオール（セチルアルコール）及びオクタデカンターオール（ステアリルアルコール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・一九	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール 非環式テルペンアルコール	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・二九	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・三一	二価アルコール エチレングリコール（エタンジオール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパンター・二―ジ オール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九〇五・三九	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九〇五・四一	その他の多価アルコール 二―エチル―二―(ヒドロキシメチル)プロパ ン―一・三―ジオール(トリメチロールプロパ ン)	第二九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇五・四二	ペンタエリトリール	第二九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇五・四九	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇五・五一	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 エトクロルビノール(INN)	第二九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇五・五九のうち	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇五・五九のうち	ジブロモネオペンチルグリコール(二・二 ―ジブロモメチル―一・三―プロパン―ジ オール)以外のもの	第二九・〇六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九・〇六のうち	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スル ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導 体 メントール、ステロール及びイノシトール以外	第二九・〇六項に該当する材料以 外の材料からの生産

二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール 一価フェノール	他の材料からの生産
二九〇七・一一	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九〇七・一三	オクチルフェノール及びニルフェノール並び にこれらの異性体並びにこれらの塩	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九〇七・一五	ナフトール及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九〇七・一九	その他のもの	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九〇七・二一	多価フェノール及びフェノールアルコール レソルシノール及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九〇七・二二	ヒドロキノン（キノール）及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九〇七・二三	四・、四―イソプロピリデンジフェノール（ビ スフェノールA又はジフェニロールプロパン） 及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二九〇七・二九	その他のもの	第二九・〇七項に該当する材料以外 の材料からの生産

二九・〇八

二九・〇九

フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

ジエチルエーテル

その他のもの

飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及

外の材料からの生産

第二九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産

第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産

第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産

二九〇九・三〇のうち	びニトロソ化誘導体 芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇九・四一	ペンタブロモジフェニルオキシド及びテトラ デカブロモジフェノキシベンゼン以外のもの エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導 体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇九・四二	二・、二―オキシジエタノール（ジエチレング リコール又はジゴール）	第二九・〇九項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコール のモノメチルエーテル	第二九・〇九項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコール のモノブチルエーテル	第二九・〇九項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九〇九・四九	エチレングリコール又はジエチレングリコール のその他のモノアルキルエーテル その他のもの	第二九・〇九項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇％以上である生産

二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・六〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一〇・一〇	オキシラン（エチレンオキシド）	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一〇・二〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九一〇・三〇	エークロロエー・三ーエポキシプロパン（エピクロヒドリン）	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一〇・九〇	その他のもの	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	外の材料からの生産 第二九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	外の材料からの生産
非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	メタナール（ホルムアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・一一	エタナール（アセトアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・一二	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマルブチルアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九一二・一三	その他のもの	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・一九	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないもの）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一二・二一	に限る。)	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・二九	ベンズアルデヒド	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・三〇	その他のもの	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
	アルデヒドアルコール	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九一二・四一	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・四二	バニリン(四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド)	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・四九	エチルバニリン(三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド)	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・五〇	その他のもの	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・六〇	アルデヒドの環式重合体	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
	パラホルムアルデヒド	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一一	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
アセトン	アセトン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一二	ブタノン（メチルエチルケトン）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一三	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・二二	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一四・二二	イオノン及びメチルイオノン	外の材料からの生産 第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・二九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・三一	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに 限る。） フェニルアセトン（フェニルプロパン— $\text{C}=\text{O}$ — ン）	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・三九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケ トン	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・六一	キノン アントラキノン	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一四・六九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格

二九一四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	割合が六〇%以上である生産 第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	割合が六〇%以上である生産 第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・一一	ぎ酸並びにその塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・一二	ぎ酸の塩	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・一三	ぎ酸のエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・二二	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九一五・二三	酢酸ナトリウム	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一五・二三	酢酸コバルト	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九一五・二四	無水酢酸	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九一五・二九	その他のもの	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九一五・三一	酢酸のエステル 酢酸エチル	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二九一五・三二	酢酸ビニル	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二九一五・三三	酢酸ノルマル―ブチル	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九一五・三四	酢酸イソブチル	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九一五・三五	酢酸―二―エトキシエチル	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産
二九一五・三九	その他のもの	第二九・一五項に該当する材料以外 の材料からの生産

二九一五・四〇	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	外の材料からの生産
二九一五・五〇	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・六〇	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	外の材料からの生産
二九一五・七〇	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九一五・九〇	その他のもの	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びに	

二九一六・一一	これらの誘導體	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一六・一二	アクリル酸及びその塩	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二九一六・一三	メタクリル酸及びその塩	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一六・一四	メタクリル酸のエステル	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二九一六・一五	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びに これらの塩及びエステル	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一六・一九	その他のもの	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二九一六・二〇	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカ ルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並び にこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化 物及び過酸並びにこれらの誘導體 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハ	第二九・一六項に該当する材料以 外の材料からの生産

二九一六・三一	<p>ロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体</p> <p>安息香酸並びにその塩及びエステル</p>	<p>第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
二九一六・三二	<p>過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル</p>	<p>第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二九一六・三九	<p>その他のもの</p>	<p>第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二九・一七	<p>ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体</p> <p>しゅう酸並びにその塩及びエステル</p>	<p>第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二九一七・一一	<p>アジピン酸並びにその塩及びエステル</p>	<p>第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格</p>
二九一七・一二	<p>アジピン酸並びにその塩及びエステル</p>	<p>第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格</p>

二九一七・一三	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	割合が六〇%以上である生産
二九一七・一四	無水マレイン酸	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・一九	その他のもの	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・二〇	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三一	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三二	オルトフタル酸ジブチル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三三	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一七・三四	その他のオルトフタル酸エステル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三五	無水フタル酸	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九一七・三六	テレフタル酸及びその塩	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三七	テレフタル酸ジメチル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三九のうち	その他のもの テトラブプロモ無水フタル酸以外のもの	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘	

二九一八・一一	導体	
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一三	酒石酸	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一五のうち	酒石酸の塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一六	くえん酸の塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一九のうち	くえん酸カルシウム以外のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
	グルコン酸並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
	コール酸以外のもの	
	フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九一八・二二	有するものを除く。並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・二二	サリチル酸及びその塩	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・二三	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・二九	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・三〇のうち	その他のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・九〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 デヒドロコロール酸（三・七・一二トリケトコロール酸）以外のもの その他のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェイトを含む）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二二	アミン官能化合物 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一一	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一二	ジエチルアミン及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一九	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・二二	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 エチレンジアミン及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産

二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・二九	その他のもの	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九二一・三〇	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四一	アニリン及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四二	アニリン誘導体及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四三	トリイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産

二九二一・四五

一ナフチルアミン（アルファ一ナフチルアミン）及び二ナフチルアミン（ベータ一ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩

第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産

二九二一・四六

アンフェタミン（INN）、ベンツフェタミン（INN）、デキサンフェタミン（INN）、エチランフェタミン（INN）、フェンカンフアミン（INN）、レフェタミン（INN）、レバンフェタミン（INN）、メフェノレクス（INN）及びフェンテルミン（INN）並びにこれらの塩
その他のもの

第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産

二九二一・四九

芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩

第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九二一・五一

オルトフェニレンジアミン、メタフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩

第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産

二九二二・五九	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物 アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 モノエタノールアミン及びその塩 ジエタノールアミン及びその塩 トリエタノールアミン及びその塩 デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩 その他のもの アミノアルコール以外のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一一		
二九二二・一二		
二九二二・一三		
二九二二・一四		
二九二二・一九のうち	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並び	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九二二・二二	にそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・二九	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九二二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・三九	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・三九	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩 リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格

二九二二・四二のうち	グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ以外のもの	割合が六〇%以上である生産
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九二二・四九	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九二三・一〇	コリン及びその塩	第二九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二三・九〇	その他のもの	第二九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 メプロバメート（INN）	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二四・一九のうち	その他のもの 二―アクリルアミド―二―メチルプロパン スルホン酸及びオキサミド以外のもの 環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二四・二一	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二四・二三のうち	二―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアン トラニル酸）及びその塩 二―アセトアミド安息香酸（N―アセチル	第二九・二四項に該当する材料以

二九・三〇	有機硫黄化合物
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
二九・二六	ニトリル官能化合物
二九二五・二〇のうち	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩 クロルヘキシジン及びその塩以外のもの
二九二五・一一	サッカリン及びその塩
二九・二五	アントラニル酸 カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 イミド及びその誘導体並びにこれらの塩
外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産	外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産	第二九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
第二九・二六項に該当する材料以外の材料からの生産	第二九・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
第二九・二七項に該当する材料以外の材料からの生産	第二九・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
第二九・二八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産	第二九・二八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九三〇・二〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	第二九・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三〇・三〇	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	第二九・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三〇・四〇	メチオニン	第二九・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	第二九・三一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
二九三二・一一	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 テトラヒドロフラン	第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産

二九三二・一九	その他のもの	当する材料以外の材料からの生産 第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三二・二一	ラクトン クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三二・二九のうち	その他のラクトン サントニン以外のもの	第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
その他のもの		

二九三二一・九一

イソサフロール

第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九三二一・九二

一（一・三）ベンゾジオキソール―五―イ
ル）プロパン―ニ―オン

第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九三二一・九三

ピペロナール

第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九三二一・九四

サフロール

第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産

第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九三二・九九	その他のもの	に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） 非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	第二九・三二項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三三・一一	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・一九	その他のもの	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産

二九三三・二一のうち	<p>非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物</p> <p>ヒダントイン及びその誘導体</p> <p>三ーブロモロークロロ五ージメチルヒダントイン以外のもの</p>	<p>に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
二九三三・二九	その他のもの	<p>第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
二九三三・三二	<p>非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物</p> <p>ペリジン及びその塩</p>	第二九・三三項に該当する材料か

二九三三・三三

二九三三・三九のうち

アルフェンタニル (INN)、アニレリジン (INN)、ベジトラミド (INN)、ブロマゼパム (INN)、ジフェノキシシン (INN)、ジフェノキシレート (INN)、ジピパノン (INN)、フェンタニール (INN)、ケトベミドン (INN)、メチルフェニデート (INN)、ペンタゾシン (INN)、ペチジン (INN)、ペチジン (INN) 中間体 A、フェンシクリジン (INN) (PCP)、フェノペリジン (INN)、ピプラドロール (INN)、ピリトラミド (INN)、プロピラム (INN) 及びトリメペリジン (INN) 並びにこれらの塩

その他のもの

ピコリン及び O・O ジエチル Oー (三

らの生産 (化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二九・三三項に該当する材料からの生産 (化学的変換を伴う生産に限る。) 又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

第二九・三三項に該当する材料か

・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル）ホ
スホロチオエート（クロルピリホス）以外
のもの

キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあ
るかないかを問わないものとし、更に縮合したも
のを除く。）を有する化合物

二九三三・四一

レボルファノール（INN）及びその塩

二九三三・四九

その他のもの

らの生産（化学的変換を伴う生産
に限る。）、第二九・三三項に該当
する材料以外の材料からの生産又
は原産資格割合が六〇%以上であ
る生産

第二九・三三項に該当する材料か
らの生産（化学的変換を伴う生産
に限る。）、第二九・三三項に該当
する材料以外の材料からの生産又
は原産資格割合が六〇%以上であ
る生産

第二九・三三項に該当する材料か
らの生産（化学的変換を伴う生産
に限る。）、第二九・三三項に該当
する材料以外の材料からの生産又
は原産資格割合が六〇%以上であ
る生産

二九三三・五二

ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はペラジン環を有する化合物
マロニル尿素（バルビツル酸）及びその塩

第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

二九三三・五三

アロバルビタール（INN）、アモバルビタール（INN）、バルビタール（INN）、ブタルビタール（INN）、ブトバルビタール、シクロバルビタール（INN）、メチルフェノバルビタール（INN）、ペントバルビタール（INN）、フェノバルビタール（INN）、セクブタルビタール（INN）、セコバルビタール（INN）及びビニルビタール（INN）並びにこれらの塩

第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

二九三三・五四

その他のマロニル尿素（バルビツル酸）の誘導体及びその塩

第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
第二九・三三項に該当する材料か

二九三三・五五

ロプラゾラム（INN）、メクロカロン（IN

二九三三・五九のうち

N)、メタカロン (INN) 及びジペプロール (INN) 並びにこれらの塩

その他のもの

一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン
以外のもの

二九三三・六一

非縮合トリアジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物
メラミン

二九三三・六九

その他のもの

らの生産 (化学的変換を伴う生産に限る。) 又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

第二九・三三項に該当する材料からの生産 (化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二九・三三項に該当する材料からの生産 (化学的変換を伴う生産に限る。) 又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産 (化学的変換を伴う生産に限る。)

二九三三・七一	ラクタム 六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・七二	クロバザム（INN）及びメチプリロン（INN）	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・七九	その他のラクタム	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・九一	その他のもの アルプラゾラム（INN）、カマゼパム（INN）、クロルジアゼポキシド（INN）、クロナゼパム（INN）、クロラゼペート、デロラゼパム（INN）、ジアゼパム（INN）、エスタゾラム（INN）、ロフラゼプ酸エチル（INN）、フルジアゼパム（INN）、フル	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

ニトラゼパム (INN)、フルラゼパム (INN)、ハラゼパム (INN)、ロラゼパム (INN)、ロルメタゼパム (INN)、マジンドール (INN)、メダゼパム (INN)、ミダゾラム (INN)、ニメタゼパム (INN)、ニトラゼパム (INN)、ノルダゼパム (INN)、オキサゼパム (INN)、ピナゼパム (INN)、プラゼパム (INN)、ピロバレロン (INN)、テマゼパム (INN)、テトラゼパム (INN) 及びトリアゾラム (INN) 並びにこれらの塩

その他のもの
メベンダゾール及びパーベンダゾール

その他のもの

第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産

二九・三四	<p>核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物</p>	<p>に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二九三四・一〇	<p>非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物</p>	<p>第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二九三四・二〇	<p>ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物</p>	<p>第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
二九三四・三〇	<p>フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物</p>	<p>第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
二九三四・九一	<p>その他のもの アミノレクス（INN）、ブロチゾラム（INN）、クロチアゼパム（INN）、クロキサゾラム（INN）、デキストロモラミド（INN）、ハロキサゾラム（INN）、ケタゾラム（INN）、メソカルブ（INN）、オキサゾラム（INN）、ペモリン（INN）、フェンジメトラジン（INN）、フェンメトラジン</p>	<p>第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>

<p>第三〇類 三〇・〇六 三〇〇六・七〇</p>	<p>二九三四・九九のうち</p>
<p>医療用品 この類の注4の医療用品 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の</p>	<p>(INN)及びスフェンタニル(INN)並びにこれらの塩 その他のもの スルトン及びスルタム以外のもの</p> <p>スルホンアミド</p> <p>グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ルトシド(ルチン)及びその誘導体 その他の有機化合物</p>
<p>第五類、第一二類、第一三類、第</p>	<p>第二九・三四項に該当する材料(スルトン及びスルタムを除く。) 以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第二九・三五項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二九・三八項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・四二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第三二類</p>	<p> 際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル </p>	<p> 二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産 </p>
<p> 三二一・〇二 三二〇二・九〇 三二一・〇四 </p>	<p> なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品 その他のもの 有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） 有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの </p>	<p> 第三二・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産 </p>

三二〇四・一一	分散染料及びこれをもととした調製品	第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
三二〇四・一二	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わな い。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染 料及びこれをもととした調製品	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
三二〇四・一三	塩基性染料及びこれをもととした調製品	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二〇四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二〇四・一五	建染め染料（顔料としてそのまま使用すること ができるものを含む。）及びこれをもととした調 製品	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二〇四・一六	反応染料及びこれをもととした調製品	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二〇四・一七	顔料及びこれをもととした調製品	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
三二〇四・一九	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二 〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を 混合した物品を含む。）	第三二・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産

三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三二〇四・九〇	その他のもの	第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	第三二・〇三項から第三二・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三二一・〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品(第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	第三二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産(第二八類に該当する酸化物又は塩と体質顔料(例えば、硫酸バリウム、白亜、炭酸バリウム及びサテン白)との混合を除く。)
三二一・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスタ―その他これらに類する調製品(窯業に使用する種類のものに限る。)及びガラスフリットその他のガラス	

三二〇七・一〇	で粉状、粒状又はフレーク状のもの 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これら に類する調製品	第三二・〇七項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパ その他これらに類する調製品	第三二・〇七項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二〇七・三〇	液状ラスタ―その他これに類する調製品	第三二・〇七項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又は フレーク状のもの	第三二・〇七項に該当する材料以 外の材料からの生産
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含む ものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然 重合体をもとしたもので、水以外の媒体に分散さ せ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4 の溶液	第三二・〇八項又は第三二・一二 項に該当する材料以外の材料から の生産又は原産資格割合が六〇% 以上である生産
三二〇八・一〇	ポリエステルをもとしたもの	第三二・〇八項又は第三二・一二 項に該当する材料以外の材料から の生産又は原産資格割合が六〇% 以上である生産
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもとしたもの	第三二・〇八項又は第三二・一二 項に該当する材料以外の材料から の生産又は原産資格割合が六〇% 以上である生産

三三〇八・九〇	その他のもの	項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三二・〇八項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	第三二・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	第三二・一〇項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三三二一一・〇〇	調製ドライヤー	第三二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三三二・一二	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その	第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>三三二・一三</p> <p>三三二・一四</p> <p>三三二・一五</p>	<p>他の着色料</p> <p>画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）</p> <p>ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジレンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材</p> <p>印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）</p>	<p>第三二・〇三項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項又は第三二・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第三二・〇八項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項又は第三二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第三二・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>第三三類</p> <p>三三三・〇六</p> <p>三三三・〇六・二〇</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>口腔衛生用の調製品（義歯定着用用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p>	<p>第三三・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>三三三・〇七</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>第三三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三四類</p> <p>三四・〇三</p>	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品 調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆^{せい}防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。） 石油又は歴青油を含有するもの 紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の</p>	<p>第三四・〇三項に該当する材料以</p>
<p>三四〇三・一一</p>		

<p>第三五類 三五・〇六</p> <p>第三五・〇七</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こ</small>膠着剤及び酵素調製<small>ま</small>膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。） 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>	<p>第三五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>第三五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三四〇三・一九</p> <p>三四〇三・九一</p> <p>三四〇三・九九</p>	<p>調製品 その他のもの</p> <p>その他のもの 紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品 その他のもの</p>	<p>外の材料からの生産 三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産 三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三六類</p>	<p>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p>	

<p>三六〇一・〇〇</p>	<p>火薬</p>	<p>第三六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六〇二・〇〇</p>	<p>爆薬</p>	<p>第三六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六〇三・〇〇</p>	<p>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</p>	<p>第三六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六・〇四</p>	<p>花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品</p>	<p>第三六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六〇五・〇〇</p>	<p>マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）</p>	<p>第三六・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六・〇六</p>	<p>フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品</p>	<p>第三六・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三八類 三八・〇一 三八〇一・一〇</p>	<p>各種の化学工業生産品 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。） 人造黒鉛</p>	<p>第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	第三八・〇一項に該当する黒鉛その他の炭素をもととした調製品以外の材料からの生産
三八〇一・九〇	その他のもの	第三八・〇一項に該当する黒鉛その他の炭素をもととした調製品以外の材料からの生産
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	第三八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇二・九〇	その他のもの	第三八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びびろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八・〇九	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものと	

三八〇九・九一	し、他の項に該当するものを除く。 その他のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九二	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八・一〇	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八・一二	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三八二二・一〇

く。及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
調製したゴム加硫促進剤

第五類、第一二類、第一三類、第

三八二二・二〇

ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤

二五類から第四〇類まで、第四四

三八二二・三〇

ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤
その他の複合した安定剤

類又は第六八類から第八一類まで
に該当する材料以外の材料からの
生産
第五類、第一二類、第一三類、第

三八一三・〇〇

消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消
火弾

二五類から第四〇類まで、第四四
%以上である生産
第五類、第一二類、第一三類、第

<p>三八一四・〇〇</p>	<p>有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤</p>	<p>類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産 第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三八・一五</p>	<p>反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）</p>	
<p>三八一五・一一</p>	<p>担体付き触媒 活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの</p>	<p>第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三八一五・一二のうち</p>	<p>活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの</p>	

三八一五・一九のうち	白金触媒及び自動車の排気ガス浄化用のもの以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの 鉄触媒以外のもの	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八一五・九〇のうち	その他のもの 鉄触媒及び白金触媒以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他	第五類、第一二類、第一三類、第

三八一七・〇〇	これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一九・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二〇・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二二・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二二・〇〇	微生物用の調製培養剤	第三八・二一項に該当する材料以

三八・二四

三八二四・一〇

三八二四・二〇

三八二四・三〇

鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤

ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル

金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）

外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの

三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	生産 第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・七一	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・七九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第

三八二四・九〇のうち

その他のもの

チューインガムベース（砂糖その他の甘味料
又は香料を含有するものを除く）、オクタブ
ロモジフェニル||オキシド及びヘプタプロモ
ジフェニル||オキシドを主成分とする混合物
並びにジプロモネオペンチルグリコールを主
成分とする混合物以外のもの

三八・二五
化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留
物（他の項に該当するものを除く）、都市廃棄物、
下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物、

有機溶剤廃棄物

ハロゲン化合物

三八二五・四一

二五類から第四〇類まで、第四四
類又は第六八類から第八一類まで
に該当する材料以外の材料からの
生産

第五類、第一二類、第一三類、第
二五類から第四〇類まで、第四四
類又は第六八類から第八一類まで
に該当する材料以外の材料からの
生産

第五類、第一二類、第一三類、第
二五類から第四〇類まで、第四四
類又は第六八類から第八一類まで
に該当する材料以外の材料からの
生産

三八二五・四九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・五〇	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・六一	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物 有機物を主成分とするもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・六九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類まで

<p>三八二五・九〇のうち</p>	<p>その他のもの セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄以外のもの</p>	<p>に該当する材料以外の材料からの生産 第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇のうち 三九〇一・二〇のうち</p>	<p>プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品</p>	<p>第三九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三九・〇二</p>	<p></p>	<p></p>

三九〇二・一〇のうち	に限る。)	ポリプロピレン	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇二・二〇のうち		ポリイソブチレン	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇二・三〇のうち		プロピレンの共重合体	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇二・九〇のうち		その他のもの	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇三		スチレンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇三・一一のうち		ポリスチレン	
		多泡性のもの	

三九〇三・一九のうち	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇三・三〇のうち	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの アクリロニトリル―ブタジエンスチレン（ABS）共重合体	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇四	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三九・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	
三九〇五・一二	ポリ（酢酸ビニル） 水に分散しているもの	第三九・〇五項に該当する材料以

三九〇五・一九	その他のもの	外の材料からの生産
三九〇五・二一	酢酸ビニルの共重合体 水に分散しているもの	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九〇五・二九	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九〇五・三〇	ポリ(ビニルアルコール) (加水分解してないア セテート基を含有するかしないかを問わない。)	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
三九〇五・九一	その他のもの 共重合体	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九〇五・九九	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九・〇六	アクリル重合体 (一次製品に限る。)	第三九・〇六項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹 脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリ	第三九・〇六項に該当する材料以 外の材料からの生産

三九〇七・一〇	ポリアセタール	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・二〇のうち	その他のポリエーテル	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・三〇	ポリジブロモフェニレンジオキシド以外のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・四〇のうち	エポキシ樹脂	
三九〇七・五〇	ポリカーボネート	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・六〇	テトラブロモビスフェノールAポリカーボネート以外のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	アルキド樹脂	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	ポリ(エチレンテレフタレート)	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のポリエステル	

ルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）

三九〇七・九一	不飽和のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・九九	その他のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	第三九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（二次製品に限る。）	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・二〇	メラミン樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・四〇	フェノール樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九〇九・五〇	ポリウレタン	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	第三九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・一一	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンインデン樹脂及びポリテルペン	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九一一・九〇	その他のもの	第三九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	第三九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、	第三九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

三九一四・〇〇	他の項に該当するものを除く。 第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	第三九・〇一項から第三九・一四項までに該当する材料以外の材料からの生産
三九・一五	プラスチックのくず	第三九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	
三九一七・一〇のうち	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング） セルロース系材料製のもの以外のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上

三九一七・二二

管及びホース（硬質のものに限る。）
エチレンの重合体製のもの

三九一七・二三

プロピレンの重合体製のもの

三九一七・二四

塩化ビニルの重合体製のもの

三九一七・二五

その他のプラスチック製のもの

である生産

第三九・〇一項から第三九・一三
項まで若しくは第三九・一七項に
該当する材料以外の材料からの生
産又は原産資格割合が六〇%以上
である生産
第三九・〇一項から第三九・一三
項まで又は第三九・一七項に該当
する材料以外の材料からの生産
第三九・〇一項から第三九・一三
項まで若しくは又は第三九・一七
項に該当する材料以外の材料から
の生産又は原産資格割合が六〇%
以上である生産
第三九・〇一項から第三九・一三
項まで若しくは第三九・一七項に
該当する材料以外の材料からの生
産又は原産資格割合が六〇%以上
である生産

三九一七・三一

その他の管及びホース
フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース
(破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに
限る。)

三九一七・三二

その他のもの(継手なしのものに限るものと
し、他の材料により補強し又は他の材料と組み
合わせたものを除く。)

三九一七・三三

その他のもの(継手付きのものに限るものと
し、他の材料により補強し又は他の材料と組み
合わせたものを除く。)

三九一七・三九

三九一七・四〇

継手

第三九・〇一項から第三九・一三
項まで若しくは第三九・一七項に
該当する材料以外の材料からの生
産又は原産資格割合が六〇%以上
である生産

第三九・〇一項から第三九・一三
項まで又は第三九・一七項に該当
する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三
項まで又は第三九・一七項に該当
する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三
項まで若しくは第三九・一七項に
該当する材料以外の材料からの生
産又は原産資格割合が六〇%以上
である生産

第三九・〇一項から第三九・一三
項まで若しくは第三九・一七項に
該当する材料以外の材料からの生

三九・一八

プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材

産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九・一九

プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）

第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一九項から第三九・二二項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九・二〇

プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもので並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）

第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一九項から第三九・二二項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九二〇・一〇

エチレンの重合体製のもの

第三九・〇一項から第三九・一三

三九二〇・二〇

プロピレンの重合体製のもの

項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九二〇・三〇

スチレンの重合体製のもの

第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九二〇・四三

塩化ビニルの重合体製のもの
可塑剤を全重量の六%以上含むもの
軟質のもの

第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

その他のもの

第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第三九・〇一項から第三九・一三

三九二〇・四九

その他のもの

軟質のもの

その他のもの

アクリル重合体製のもの

ポリ（メタクリル酸メチル）製のもの

三九二〇・五九

その他のもの

ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの

項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

三九二〇・六一	ポリカーボネート製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・六二	ポリ（エチレンテレフタレート）製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九二〇・六三	その他の不飽和ポリエステル製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・六九	その他のポリエステル製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・七一	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・七二	再生セルロース製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
	バルカナイズドファイバー製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

三九二〇・七三

酢酸セルロース製のもの

三九二〇・七九

その他のセルロース誘導体製のもの

三九二〇・九一

その他のプラスチック製のもの
ポリ（ビニルブチラール）製のもの

三九二〇・九二

ポリアミド製のもの

三九二〇・九三

アミノ樹脂製のもの

三九二〇・九四

フェノール樹脂製のもの

項まで又は第三九・二〇項に該当

する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三

項まで又は第三九・二〇項に該当

三九二〇・九九	その他のプラスチック製のもの	する材料以外の材料からの生産 第三九・〇一項から第三九・一三 項まで若しくは第三九・二〇項に 該当する材料以外の材料からの生 産又は原産資格割合が六〇%以上 である生産
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、 はく及びストリップ 多泡性のもの	
三九二二・一一	スチレンの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三 項まで、第三九・二〇項又は第三 九・二一項に該当する材料以外の 材料からの生産
三九二二・一二	塩化ビニルの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三 項まで、第三九・二〇項又は第三 九・二一項に該当する材料以外の 材料からの生産
三九二二・一三	ポリウレタン製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三 項まで、第三九・二〇項又は第三 九・二一項に該当する材料以外の

三九二二・一四

再生セルロース製のもの

材料からの生産

三九二二・一九

その他のプラスチック製のもの

第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産

三九二二・九〇

その他のもの

第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九・二二

プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品

第三九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産

三九・二三

プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

第三九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

<p>三九・二四 三九・二五 三九・二六のうち</p>	<p>プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 の 自動車のシャシばね及びそのばね板以外のもの</p>	<p>第三九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三九・二六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第四〇類 四〇・〇九</p>	<p>ゴム及びその製品 管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） 他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの 継手なしのもの</p>	<p>第四〇・〇九項に該当する材料以</p>

四〇〇九・二一

金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせ
たもの

継手なしのもの

四〇〇九・三一

紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみ
と組み合わせたもの

継手なしのもの

四〇〇九・四一

他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせ
たもの

継手なしのもの

四〇・一〇

コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加
硫したゴム製のものに限る。）

コンベヤ用のベルト及びベルチング

外の材料からの生産又は原産資格
割合が六〇%以上である生産

第四〇・〇九項に該当する材料以
外の材料からの生産又は原産資格
割合が六〇%以上である生産

第四〇・〇九項に該当する材料以
外の材料からの生産又は原産資格
割合が六〇%以上である生産

第四〇・〇九項に該当する材料以
外の材料からの生産又は原産資格
割合が六〇%以上である生産

<p>四〇一〇・一一</p>	<p>金属のみにより補強したもの</p>	<p>第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>四〇一〇・一二</p>	<p>紡織用繊維のみにより補強したもの</p>	<p>第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>四〇一〇・一三</p>	<p>プラスチックのみにより補強したもの</p>	<p>第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>四〇一〇・一九</p>	<p>その他のもの</p>	<p>第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>四〇一〇・三五</p>	<p>伝動用のベルト及びベルチング エンドレス状の同期ベルト（円の外周が六〇センチメートルを超え一五〇センチメートル以下のものに限る。）</p>	<p>第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>四〇一〇・三六</p>	<p>エンドレス状の同期ベルト（円の外周が一五〇センチメートルを超え一九八センチメートル以下のものに限る。）</p>	<p>第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>

第四三類

四三・〇一

毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）

四三〇一・六〇

きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

四三〇一・七〇

あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

四三〇一・八〇のうち

その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

やぎ及びうさぎのもの以外のもの

四三〇一・九〇のうち

頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの

ミンク、うさぎ、子羊及びやぎのもの以外のもの

四三〇四・〇〇

人造毛皮及びその製品

第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第四三・〇四項に該当する材料

<p>第四四類 四四・〇一</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 チップ状又は小片状の木材 針葉樹のもの 針葉樹以外のもの</p>	<p>外の材料からの生産</p>
<p>四四〇一・二二</p>	<p>針葉樹以外のもの</p>	<p>第四四・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>四四〇一・二二三</p>	<p>針葉樹以外のもの</p>	<p>第四四・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>四四〇二・〇〇</p>	<p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>第四四・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>四四・〇三</p>	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>第四四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>四四〇三・二〇</p>	<p>その他のもの（針葉樹のものに限る。）</p>	<p>第四四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>四四・〇七</p>	<p>木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎ</p>	<p>外の材料からの生産</p>

四四〇七・一〇のうち

したもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。

針葉樹のもの

まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グラントファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルスを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）並びにインセンスシダーのもの以外のもの

かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの

その他のもの

その他のもの

オーク（コナラ属のもの）のもの

かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎし

四四〇七・九一

第四四・〇七項に該当する材料

（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限り）以外の材料からの生産

第四四・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

第四四・〇七項に該当する材料

<p>四四〇七・九二</p>	<p>たもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ビーチ（ブナ属のもの）のもの かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎし たもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限り。）以外の材料からの生産</p> <p>第四四・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四四・〇七項に該当する材料（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限り。）以外の材料からの生産</p> <p>第四四・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第四七類</p> <p>四七〇一・〇〇</p> <p>四七〇二・〇〇</p> <p>四七・〇三</p>	<p>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p> <p>機械木材パルプ</p> <p>化学木材パルプ（溶解用のものに限り。）</p> <p>化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ</p>	<p>第四七・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四七・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四七・〇三項に該当する材料以</p>

<p>四七・〇四</p> <p>四七〇五・〇〇</p> <p>四七・〇六のうち</p>	<p>(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)</p> <p>化学木材パルプ(亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)</p> <p>機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ</p> <p>古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ</p> <p>コットンリントーパーパルプ以外のもの</p>	<p>外の材料からの生産</p> <p>第四七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四七・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四七・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第四八類</p> <p>四八〇一・〇〇</p> <p>四八・〇二</p>	<p>紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)</p> <p>筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙</p>	<p>第四八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

四八〇三・〇〇

トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）

第四八・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

四八・〇四

クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）

第四八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

四八・〇五

その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。）

第四八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産

四八・〇六

硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

第四八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産

四八〇七・〇〇

接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強

第四八・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

四八・〇八

してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み
込ませたものを除く。）

第四八・〇八項に該当する材料以
外の材料からの生産

四八・〇九

カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙
及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート
用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又
はシート状のものに限るものとし、印刷してあるか
ないかを問わない。）

第四八・〇九項に該当する材料以
外の材料からの生産

四八〇九・一〇のうち

カーボン紙その他これに類する複写紙

四八・一〇のうち

紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は
両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問
わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもの
で、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート
状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に

四八・一一	着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。	第四八・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一一・一〇	紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一一・四一	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
四八一一・四九	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一一・六〇のうち	セルフアドヒーシブのもの その他のもの ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリ	

四八・一二・〇〇	セリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	四八・一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	四八・一五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）	四八・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産	第四八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産	第四八・一三項に該当する材料以外の材料からの生産	第四八・一四項に該当する材料以外の材料からの生産	第四八・一五項に該当する材料以外の材料からの生産	第四八・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
----------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------------	---	-------	---------------------------	----------	--	-------	--	-------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

四八一七・一〇	箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの 封筒	第四八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
四八一七・二〇	通信用カード	第四八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
四八一七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオツディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	第四八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・一八		

四八一八・一〇	トイレットペーパー	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産
四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産
四八一八・三〇	テーパーブルクロス及びナプキン	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産
四八一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品 タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
	その他のもの	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産
	衣類及び衣類附属品	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産
	その他のもの	第四八・一八項に該当する材料以外 の材料からの生産
四八一八・五〇	紙製、板紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の 包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレ	第四八・一九項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
四八一八・九〇		
四八一八・一九		

四八・二〇	イその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	
四八二〇・一〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
四八二〇・二〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・三〇	練習帳	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・四〇	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・五〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

四八二〇・九〇

その他のもの

第四八・二〇項に該当する材料以

外の材料からの生産

四八・二二

紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）

第四八・二二項に該当する材料以

外の材料からの生産又は原産資格

割合が六〇%以上である生産

四八・二二

製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）

第四八・二二項に該当する材料以

外の材料からの生産

四八・二三

その他の紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオツディング又はセルロース繊維のウエブのその他の製品

粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）

四八二三・一二

セルフアドヒージブのもの

第四八・二三項に該当する材料以

外の材料からの生産又は原産資格

割合が六〇%以上である生産

四八二三・一九

その他のもの

第四八・二三項に該当する材料以

四八二三・二〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	外の材料からの生産
四八二三・四〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	第四八・二三項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
四八二三・六〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	外の材料からの生産
四八二三・七〇	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	第四八・二三項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
四八二三・九〇のうち	<p>その他のもの</p> <p>せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したものの以外のもの</p> <p>その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）</p> <p>印刷し、型押しをし又はせん孔したものの</p>	第四八・二三項に該当する材料以外 の材料からの生産

<p>第四九類</p> <p>四九・〇八</p> <p>四九〇九・〇〇</p> <p>四九一〇・〇〇のうち</p>	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p> <p>デカルコマニア</p> <p>葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）</p> <p>カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）</p> <p>紙製又は板紙製のもの</p>	<p>第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第四九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>第四九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
---	---	--

第五〇類

五〇〇四・〇〇

五〇〇五・〇〇

絹及び絹織物

絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）

絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）

五〇〇六・〇〇のうち

絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす

絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸

第五〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品（第二八類から第三九類に該当する物品で、紡織用繊維の生産の用に供するものをいう。以下同じ。）、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維

<p>五〇・〇七</p>	<p>絹織物</p>	<p>の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第五一類 五一・〇五 五一〇五・二九のうち</p>	<p>羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。） 羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限り。） その他のもの ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>五一〇五・三一のうち</p>	<p>織獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） カシミヤやぎのもの ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五一〇五・三九のうち</p>	<p>その他のもの ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五一〇五・四〇のうち</p>	<p>粗獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五一・〇六</p>	<p>紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産</p>
<p>五一・〇七</p>	<p>梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維</p>

五一・〇八

紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものと
し、小売用にしたものを除く。）

五一・〇九

羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限
る。）

五一・一〇・〇〇

粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用した
ジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたもの

維又は紡織用繊維くず（紡織用織
維の短繊維及びくずにあつては、
カード又はコームしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短織
維又は紡織用繊維くず（紡織用織
維の短繊維及びくずにあつては、
カード又はコームしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用した
ジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたもの

あるかないかを問わない。

五一・一一

紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）

その他のもの

五一・一二

梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項まで若しくは第五〇・

〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項まで若しくは第五〇・

〇一項までに該当する材料、紡織

<p>五一・三・〇〇</p>	<p>第五二類 五二・〇四</p>
<p>その他のもの</p> <p>毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）</p>	<p>綿及び綿織物 綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）</p>
<p>用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産</p>

五二・〇五

綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短織

維又は紡織用纖維くず（紡織用織

維の短織維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短織

維又は紡織用纖維くず（紡織用織

維の短織維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短織

維又は紡織用纖維くず（紡織用織

維の短織維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

五二・〇六

綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

五二・〇七

綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）

五二・〇八

綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）

その他のもの

限る。）からの生産

生機からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

生機からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

五二・〇九

綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）

その他のもの

五二・一〇

綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）

その他のもの

五二・一一

綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ

七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

生機からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

生機からの生産

<p>第五三類 五三・〇五</p>	<p>五二・一二</p>
<p>その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイ</p>	<p>染めたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの その他の綿織物 ろうけつ染めたもの（手工業によりろうけつ染めたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの</p>
	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産 生機からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>

五三〇五・九〇のうち	リス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びびくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	第五三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの	ラミー(精練したものに限る。)	第五三・〇六項までに該当する材料、
五三・〇六	亜麻糸	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮纖維 <small>じん</small> の糸	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。)からの生産
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	第五三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	第五三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
五三〇八・二〇	大麻糸	化学品、第四七・〇一項から第四

五三〇八・九〇

五三・〇九

その他のもの

紙糸

その他のもの

亜麻織物

七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

第五三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>五三・一〇</p> <p>五三一・〇〇</p>	<p>第五四類 第五四類のうち</p>
<p>第五三・〇三項のジュートその他の紡織用^{じん}皮纖維の織物</p> <p>その他の植物性紡織用纖維の織物及び紙系の織物</p>	<p>人造纖維の長纖維及びその織物 人造纖維の長纖維及びその織物（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）</p>
<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産</p> <p>紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然纖維（生糸を除く。）、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くず（織用纖維の短纖維及びくずにあつては、カード又はコームしてないも</p>

その他のもの

五四・〇四

合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）

五四〇五・〇〇

再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下

のに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

<p>五四・〇六</p>	<p>のものに限る。)</p> <p>人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p>	<p>カード又はコームしてないものに限る。からの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産</p>
<p>第五五類 五五・〇一</p> <p>五五〇二・〇〇</p> <p>五五・〇三</p>	<p>人造繊維の短繊維及びその織物 合成繊維の長繊維のトウ</p> <p>再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ</p> <p>合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）</p>	<p>化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産</p> <p>化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産</p> <p>化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産</p>

五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	第五五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五五〇五・一〇	合成繊維のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないもの

五五・〇八

縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）

限る。）からの生産

五五・〇九

合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

五五・一〇

再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

五五・一一

人造纖維の紡績糸（小売用にしたものに限るものと
し、縫糸を除く。）

五五・一二

合成纖維の短纖維の織物（合成纖維の短纖維の重量
が全重量の八五%以上のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノ
イルその他の絹のくずを含む。以下この類にお
いて同じ。）

その他のもの

カード又はコムしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然纖維、人造纖維の短纖
維又は紡織用纖維くず（紡織用纖
維の短纖維及びくずにあつては、
カード又はコムしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項まで若しくは第五〇・
〇一項に該当する材料、紡織用天
然纖維（生糸を除く。）、人造纖維
の短纖維又は紡織用纖維くずから
の生産
化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然纖維、人造纖維の短纖

五五・一三

合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

五五・一四

合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

五五・一五

その他のもの

合成繊維の短繊維のその他の織物
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

七・〇六項まで若しくは第五〇・
〇一項に該当する材料、紡織用天
然繊維（生糸を除く）、人造繊維
の短繊維又は紡織用繊維くずから
の生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項まで若しくは第五〇・
〇一項に該当する材料、紡織用天
然繊維（生糸を除く）、人造繊維
の短繊維又は紡織用繊維くずから
の生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短織
維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>五五・一六</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第五六類 五六・〇一のうち</p>	<p>ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品 紡織用繊維のウオツディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロツク）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ ミルネツプ以外のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維</p>

五六・〇二

フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）

維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

五六・〇三

不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）

芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）
その他のもの

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

第五六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

五六・〇四

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに
限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又
は第五四・〇五項のストリップその他これに類する
物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し
又は被覆したものに限る。）

五六〇四・一〇

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに
限る。）

五六〇四・二〇

強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエス
テル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ま
せ又は塗布したものに限る。）

ゴムを染み込ませ又は塗布したもの

その他のもの

カード又はコムしてないものに
限る。）からの生産

第五六・〇四項に該当する材料以
外の材料からの生産

第五六・〇四項に該当する材料以
外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維

維の短繊維及びくずにあつては、

カード又はコムしてないものに

五六〇四・九〇

その他のもの

ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの

その他のもの

五六〇五・〇〇

金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）

五六〇六・〇〇

ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用

限る。）からの生産

第五六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及び

びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及び

びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

五六・〇七

したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。)、シエニールヤーン(フロックシエニールヤーンを含む)及びループウェールヤーン
ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)

第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮^{じん}
繊維製のもの
その他のもの

五六・〇八

結び網地(ひも又は綱から製造したものに限り)及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。)

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

第五六・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>五六〇九・〇〇</p>	<p>糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケールの製品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産</p>
<p>第五七類 五七・〇一 五七・〇二 五七〇二・一〇</p>	<p>じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。） じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。） ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、</p>

五七〇二・二〇

ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物

五七〇二・三一

その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）

羊毛製又は織獣毛製のもの

五七〇二・三二

人造繊維材料製のもの

五七〇二・三九

その他の紡織用繊維製のもの

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

五七〇二・四一

その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）

羊毛製又は織獣毛製のもの

五七〇二・四二

人造纖維材料製のもの

自動車用に適する寸法及び形状のもの

その他のもの

五七〇二・四九

その他の紡織用纖維製のもの

その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）

五七〇二・五一

羊毛製又は織獣毛製のもの

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産

第五七・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

五七〇二・五二

人造纖維材料製のもの

五七〇二・五九

その他の紡織用纖維製のもの

五七〇二・九一

その他のもの（製品にしたものに限るものとし、
パイル織物のものを除く。）
羊毛製又は織獣毛製のもの

五七〇二・九二

人造纖維材料製のもの

七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然纖維、人造纖維の短織
維又は紡織用纖維くずからの生産
化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然纖維、人造纖維の短織
維又は紡織用纖維くずからの生産
化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然纖維、人造纖維の短織

五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	維又は紡織用繊維くずからの生産 化学品、第四七・〇一項から第四 七・〇六項までに該当する材料、 紡織用天然繊維、人造繊維の短織 維又は紡織用繊維くずからの生産
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフト したものに限るものとし、製品にしたものであるか ないかを問わない。）	維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇三・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四 七・〇六項までに該当する材料、 紡織用天然繊維、人造繊維の短織 維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの 自動車用に適する寸法及び形状のもの その他のもの	第五七・〇三項に該当する材料以 外の材料からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四 七・〇六項までに該当する材料、 紡織用天然繊維、人造繊維の短織 維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	維又は紡織用繊維くずからの生産

自動車用に適する寸法及び形状のもの

その他のもの

五七〇三・九〇

その他の紡織用繊維製のもの

五七・〇四

じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）

タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）

五七〇四・一〇

第五七・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

カード又はコームしてないものに

カード又はコームしてないものに

カード又はコームしてないものに

<p>五七〇四・九〇</p>	<p>その他のもの 自動車用に適する寸法及び形状のもの その他のもの</p>	<p>限る。からの生産 第五七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産</p>
<p>五七〇五・〇〇</p>	<p>じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第五八類 第五八類のうち</p>	<p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びびししゅう布 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びびししゅう布（第五八・〇一項及</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、</p>

<p>五八・〇一</p>	<p>び第五八〇六・三二号に該当する物品を除く。） パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）</p>	<p>紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>五八〇一・一〇</p>	<p>羊毛製又は織獣毛製のもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>綿製のもの</p>	<p>綿製のもの よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>五八〇一・二二</p>	<p>よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>

五八〇一・二三	コール天（パイルを切ったものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五八〇一・二六	シエニール織物 政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。） その他のもの	第五八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四

五八〇一・三一

人造纖維製のもの

よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）

プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

その他のもの

合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの、絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び

七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然纖維（生糸を除く）、人造纖維

経緯糸のうちいずれか一方がこれらの
繊維のものに限る。
その他のもの

その他のもの

五八〇一・三二

コール天（パイルを切ったものに限る。）

五八〇一・三三

その他のよこパイル織物

五八〇一・三四

たてパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）

の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五八〇一・三六	シエニール織物 政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のもに限る。） その他のもの	第五八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ポルダック）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>五八〇六・三二</p>	<p>その他の織物 人造繊維製のもの 政令で定める引張強さ及び難燃性を有するもの（幅が四六ミリメートル以上のものに限る。） その他のもの</p>	<p>第五八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第五九類 五九・〇一</p>	<p>染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類 タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）</p>	<p>紡織用繊維の糸からの生産</p>
<p>五九・〇二</p>		

<p>プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの</p>	<p>五九・〇三</p>
<p>紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。） リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。） リノリウム</p>	<p>五九・〇四</p>
<p>その他のもの 紡織用繊維の壁面被覆材 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）</p>	<p>五九〇四・一〇</p>
<p>その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）及び劇場用又はスタジオ</p>	<p>五九〇五・〇〇</p>
<p>紡織用繊維の糸からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産 紡織用繊維の糸からの生産</p>	<p>五九〇四・九〇</p>
<p>紡織用繊維の糸からの生産 紡織用繊維の糸からの生産 紡織用繊維の糸からの生産</p>	<p>五九〇七・〇〇</p>

五九〇八・〇〇

用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類

五九〇九・〇〇

紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）

五九一〇・〇〇

伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）

五九一一

紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>第六〇類 第六〇類のうち</p>	<p>メリヤス編物及びビクロセ編物 メリヤス編物及びビクロセ編物（第六〇〇一・九二号に該当する物品を除く。）</p> <p>パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はビクロセ編みのものに限る。）</p> <p>その他のもの 人造繊維製のもの</p> <p>ポリエステル製のたてメリヤス編みのもの のうちパイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、 紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>第六〇・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、 紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
-------------------------	--	---

<p>第六一類</p> <p>第六一類のうち</p> <p>六一一三・〇〇</p>	<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）（第六一一三・〇〇号に該当する物品を除く。）</p> <p>衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>紡織用繊維の糸からの生産</p>
<p>第六二類</p> <p>第六二類のうち</p> <p>六二・一三</p>	<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）（第六二・一三項及び第六二・一四項に該当する物品を除く。）</p> <p>ハンカチ</p>	<p>紡織用繊維の糸からの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずから</p>

<p>六二・一四</p>	<p>シヨール、スカーフ、マフラー、マンティイラ、ベールその他これらに類する製品</p>	<p>の生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第六三類 第六三類のうち</p> <p>六三・〇五 六三〇五・一〇のうち</p>	<p>紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第六三・一〇項並びに第六三〇五・一〇号、第六三〇八・〇〇号及び第六三〇九・〇〇号に該当する物品を除く。） 包装に使用する種類の袋 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮繊維製のもの 使用したもの以外のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>第六三・〇五項に該当する材料以</p>

<p>六三〇八・〇〇</p> <p>六三〇九・〇〇</p>	<p>織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナブキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）</p> <p>中古の衣類その他の物品</p>	<p>外の材料からの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>第六三・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第六五類</p> <p>六五〇一・〇〇</p> <p>六五〇三・〇〇</p> <p>六五〇四・〇〇</p>	<p>帽子及びその部分品</p> <p>フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンシヨン（スリットマンシヨンを含む。）</p> <p>フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか）</p>	<p>第六五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第六五・〇一項又は第六五・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第六五・〇二項又は第六五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>六五・〇五</p> <p>六五・〇六</p> <p>六五〇七・〇〇</p>	<p>いかを問わない。</p> <p>帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーシオン、ハットフレーム、ひさし及びあごひも</p>	<p>第六五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第六五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第六五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第六六類</p> <p>六六・〇一</p>	<p>傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品</p> <p>傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）</p>	<p>第五類、第三九類、第五〇類から第六〇類まで、第六六類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>六六〇二・〇〇 六六・〇三</p>	<p>つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品 第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品</p>	<p>第六六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産 第六六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第六七類 六七〇一・〇〇 六七・〇二</p>	<p>調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。） 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品</p>	<p>第六七・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第六七・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第六八類 六八・〇四</p>	<p>石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレイム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若</p>	<p>第六八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

六八・〇五	しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。） 粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	第六八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	第六八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケツト。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又は	第六八・一二項の材料以外の材料

<p>六八・一二・九〇</p> <p>六八・一三のうち</p>	<p>ロール状のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせるものかないかを問わない。)</p> <p>自動車用の部分品以外のもの</p>	<p>からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第六九類</p> <p>六九・〇二</p> <p>六九・〇三</p>	<p>陶磁製品</p> <p>耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)</p> <p>その他の陶磁製耐火製品(例えば、レトルト、るつ</p>	<p>第六九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第六九・〇三項に該当する材料以</p>

六九・〇五	<p>ぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペ ル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類す るけい酸質の土から製造したものを除く。） かわら、煙突用品、建築用裝飾品その他の建設用陶 磁製品</p>	<p>外の材料からの生産 第六九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産</p>
六九・〇七	<p>陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわ ぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイ クキューブその他これに類する物品（うわぐすりを 施したものを除くものとし、裏張りしてあるかない かを問わない。）</p>	<p>第六九・〇七項に該当する材料以 外の材料からの生産</p>
六九・〇八	<p>陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわ ぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイ クキューブその他これに類する物品（うわぐすりを 施したものに限るものとし、裏張りしてあるかない かを問わない。）</p>	<p>第六九・〇八項に該当する材料以 外の材料からの生産</p>
六九・一一	<p>磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び 化粧用品</p>	<p>第六九・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産</p>
六九一二・〇〇	<p>陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び 化粧用品（磁器製のものを除く。）</p>	<p>第六九・一二項に該当する材料以 外の材料からの生産</p>
六九・一三	<p>陶磁製の小像その他の裝飾品</p>	<p>第六九・一三項に該当する材料以</p>

	<p>第七〇類 ガラス及びその製品 フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） 金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの 無反射層を有するもの以外のもの</p>	<p>外の材料からの生産</p>
<p>七〇〇五・一〇のうち 七〇〇五・二二 七〇〇五・二九 七〇〇五・三〇</p>	<p>金属の線又は網を入れてないその他のガラス 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの その他のもの 金属の線又は網を入れたもの</p>	<p>第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第七〇・〇三項から第七〇・〇五</p>

七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇七・一一のうち	強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に 適する寸法及び形状のもの 自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適 する寸法及び形状のもの以外のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七〇〇七・一九	その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七〇〇七・二九	合わせガラス その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室 内装飾用その他これらに類する用途に供する種類 のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・ 一八項のものを除く。）	第七〇・一三項に該当する材料以 外の材料からの生産

七〇・一六

七〇一六・九〇のうち

七〇・一八

ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限定するものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限定するものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス

その他のもの
ステンドグラスその他これに類するガラス以外のもの

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）

第七〇・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

<p>七〇一八・一〇 七〇一八・二〇 七〇一八・九〇のうち</p>	<p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 ガラス製のマイクロスファイア（直径が一ミリメートル以下のものに限り。） その他のもの 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの</p>	<p>第七〇・一八項に該当する材料以外の材料からの生産 第七〇・一八項に該当する材料以外の材料からの生産 第七〇・一八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七一類 七一・一三 七一・一四 七一・一六 七一六・二〇</p>	<p>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り。） 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り。） 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの</p>	<p>第七一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産 第七一・一四項に該当する材料以外の材料からの生産 第七一・一六項に該当する材料以外の材料からの生産 第七一・一六項から第七一・一四項までに該当する材料（加工しないものに限る。）からの生産</p>

<p>七一・一七</p>	<p>身辺用模造細貨類</p>	<p>第七一・一七項に該当する材料以外の材料（金属製のくさりを除く。）からの生産</p>
<p>第七二類 七二・〇二のうち 七二・〇四 七二・〇四・五〇 七二・〇六のうち 七二・〇七 七二・〇七・二〇のうち</p>	<p>鉄鋼 フェロアロイのうち フェロシリコン（けい素の含有量が全重量の五%を超えるものに限る。）以外のもの 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット 再溶解用のインゴット 鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの 鉄又は非合金鋼の半製品 炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 以外のもの</p>	<p>第七二・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇六項又は第七二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項、第七二・〇八項又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項まで又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・〇七項から第七二・一一項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項まで又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・〇七項から第七二・一二項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・〇七項、第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産

七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	第七二・〇七項、第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	第七二・〇七項又は第七二・一三項から第七二・一五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	第七二・〇七項から第七二・一六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	第七二・一三項から第七二・一五項まで又は第七二・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	第七二・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項又は第七二・

七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼棒	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・二二項又は第七二・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
形鋼		第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項から第七二・二二項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	第七二・二二項から第七二・二三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	第七二・二四項に該当する材料以外の材料からの生産

七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項又は第七二・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二七項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二七項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料

<p>七二・二九</p>	<p>その他の合金鋼の線</p>	<p>からの生産 第七二・二七項から第七二・二九項までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七三類 七三・〇一</p>	<p>鉄鋼製品 鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼</p>	<p>第七二・〇七項から第七二・一二項まで又は第七二・一六項に該当する材料、第七二・一八項に該当する半製品、第七二・一九項、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する材料、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七二・二八項又は第七三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇六項に該当する材料、第七二・一八項に該当する材料（半製品を除く。）及び第七二・二四項に該当する材料（半製品を除</p>
<p>七三・〇二</p>	<p>レール、ガイドレール、ラックレール及びトンダレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、</p>	<p></p>

七三〇三・〇〇	ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	く。からの生産
七三・〇四のうち	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七三・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
ドリルパイプ以外のもの		第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オーブンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、	第七三・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産

七三・一〇

内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。

第七三・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産

七三一・〇〇

鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

第七三・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

七三・一二

鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）

第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

七三二・三〇〇

鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵さくに使用する種類のもの

第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

七三・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル鉄鋼製のいかり及びその部分品	第七三・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	第七三・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	第七三・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュール、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一一	ねじを切った製品	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一二	コーチスクリュール	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一三	スクリューフック及びスクリュールリング	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格
	その他の木ねじ	

七三二八・一四	セルフタッピングスクリュー	割合が六〇%以上である生産
七三二八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一六	ナット	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一九	その他のもの	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二一	ねじを切っていない製品	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二二	ばね座金その他の止め座金	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二三	その他の座金	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二四	リベット	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二五	コッター及びコッターピン	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二九	その他のもの	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七三・二〇 七三二〇・一〇のうち 七三二〇・二〇のうち 七三二〇・九〇のうち</p>	<p>鉄鋼製のばね及びばね板 板ばね及びそのばね板 自動車用のシヤシばね及びそのばね板以外のもの コイルばね 自動車用のシヤシばね以外のもの その他のもの 自動車用のシヤシばね以外のもの</p>	<p>外の材料からの生産 第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産 第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産 第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七四類 七四〇二・〇〇のうち 七四・〇三</p>	<p>銅及びその製品 粗銅及び電解精製用陽極銅 課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの以外のもの 精製銅又は銅合金の塊 精製銅</p>	<p>第七四・〇一項又は第七四・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産若しくは原産資格割合が六〇%以上である生産</p>

七四〇三・一一のうち	陰極銅及びその切断片 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・一二のうち	ワイヤバー 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・一三のうち	ビレット 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・一九のうち	その他のもの 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・二二のうち	銅合金 銅・すず合金（青銅） 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料

七四〇三・二三のうち	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇三・二九のうち	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	第七四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	第七四・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇七	銅の棒及び型材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産

七四・〇八	銅の線	
七四〇八・一一	精製銅のもの 横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇八・一九	その他のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇八・二二	銅合金のもの 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇八・二三	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四〇八・二九	その他のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料

七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇九・一一	精製銅のもの 巻いたもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・一九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの 巻いたもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・二九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・三一	銅・すず合金（青銅）のもの 巻いたもの	第七四・〇七項若しくは第七四・

七四〇九・三九	その他のもの	○九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四・一一	銅製の管	第七四・〇七項、第七四・〇九項は第七四・一一項に該当する材料

<p>七四一三・〇〇</p>	<p>銅製のより線、ケーブル、組みもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）</p>	<p>以外の材料からの生産 第七四・〇七項に該当する材料（形材を除くものとし、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）、第七四・〇八項又は第七四・〇九項に該当する材料（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七四・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七五類 七五・〇一 七五〇一・二〇のうち</p>	<p>ニッケル及びその製品 ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。） その他のものうち 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・</p>	<p>第七五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第七五・〇一項に該当する材料以</p>

七五・〇二	ニッケルの塊	五%以下のものに限る。	外の材料からの生産
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）		第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇二・二〇のうち	ニッケル合金		第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇四・〇〇のうち	ニッケルの粉及びフレーク	ニッケルの含有量が全重量の五〇%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの以外のもの	第七五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七五・〇五	真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの以外のもの		
七五〇五・一一	ニッケルの棒、形材及び線 棒及び形材 ニッケル（合金を除く。）のもの		第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇五・一二	ニッケル合金のもの		第七五・〇五項若しくは第七五・〇六項に該当する材料以外の材料

七五〇五・二一	線	ニッケル（合金を除く。）のもの	からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七五〇五・二二	ニッケル合金のもの	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五・〇六のうち	真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの以外のもの	ニッケルの管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇七・一一	管	ニッケル（合金を除く。）のもの	第七五・〇五項から第七五・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七五・〇八	その他のニッケル製品		

<p>七五〇八・一〇 七五〇八・九〇</p>	<p>ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。） その他のもの 電気めつき用の陽極（電気分解により製造したものを含む。） その他のもの</p>	<p>第七五・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産 第七五・〇一項に該当するカソード及び第七五・〇五項から第七五・〇八項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七五・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七六類 七六・〇三 七六・〇四 七六〇四・一〇</p>	<p>アルミニウム及びその製品 アルミニウムの粉及びフレーク アルミニウムの棒及び型材 アルミニウム（合金を除く。）のもの アルミニウム合金のもの 中空の型材</p>	<p>第七六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産 第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第七六・〇四項から第七六・〇六</p>
<p>七六〇四・二二</p>	<p>アルミニウム合金のもの 中空の型材</p>	<p>第七六・〇四項から第七六・〇六</p>

七六〇四・二九	その他のもの	項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六・〇五	アルミニウムの線	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・一一	アルミニウム（合金を除く。）のものの 横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・一九	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・二一	アルミニウム合金のものの 横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・二九	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六

七六・〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。） 長方形（正方形を含む。）のもの	○%以上である生産
七六〇六・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・一二のうち	アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）以外のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・九一	その他のもの アルミニウム（合金を除く。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・九二のうち	アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六

七六・〇七	<p>に限る。)の屋根板として使用するもの(幅が二・三メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)以外のもの</p> <p>アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)</p>	<p>項までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
七六〇七・一一	<p>裏張りしてないもの</p> <p>圧延したもの(更に加工したものを除く。)</p>	<p>第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
七六〇七・一九	<p>その他のもの</p>	<p>第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
七六〇七・二〇	<p>裏張りしたもの</p>	<p>第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料</p>

七六・〇八	アルミニウム製の管	からの生産
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
七六・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一〇・九〇	その他のもの	第七六・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの）	第七六・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

七六・一二

の及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

七六一三・〇〇

アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

七六・一四

アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）

七六・一六

その他のアルミニウム製品

七六一六・一〇

くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリュー、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金

第七六・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

第七六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

第七六・〇五項に該当する材料（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産

第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七六一六・九一 七六一六・九九</p>	<p>その他これらに類する製品 その他のもの ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵<small>（アルミニウムの線から製造したものに限る。）</small> その他のもの</p>	<p>第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七八類 七八・〇一 七八〇一・一〇のうち 七八〇一・九一のうち</p>	<p>鉛及びその製品 鉛の塊 精製鉛 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの以外のもの その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの以外のもの</p>	<p>第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

七八〇一・九九のうち	その他のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	鉛合金のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
	電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）のうち	
	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもののうち	
七八〇二・〇〇	鉛のくず	
七八〇三・〇〇	鉛の棒、型材及び線	第七八・〇三項又は第七八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレー	第七八・〇三項又は第七八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七八〇五・〇〇 七八〇六・〇〇</p>	<p>ク 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） その他の鉛製品</p>	<p>項に該当する材料以外の材料からの生産 第七八・〇三項から第七八・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七九類 七九・〇一 七九〇一・一一のうち 七九〇一・一二のうち</p>	<p>亜鉛及びその製品 亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。） の 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの の 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの以外のもの の 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの の 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの以外のもの</p>	<p>第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>

七九〇一・二〇のうち	亜鉛合金	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
	アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
	その他のものうち 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇三・九〇	その他のもの	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、型材及び線	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七九〇六・〇〇 七九〇七・〇〇</p>	<p>亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） その他の亜鉛製品</p>	<p>第七九・〇四項から第七九・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第八〇類 八〇・〇一 八〇〇一・二〇 八〇〇三・〇〇 八〇〇四・〇〇 八〇〇五・〇〇</p>	<p>すず及びその製品 すずの塊 すず合金 すずの棒、型材及び線 すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。） すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷して</p>	<p>第八〇・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第八〇・〇三項若しくは第八〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第八〇・〇三項又は第八〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第八一類 八一・〇三 八一〇三・二〇 八一〇三・九〇</p>	<p>八〇〇六・〇〇 八〇〇七・〇〇</p>
<p>その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 タンタル及びその製品（くずを含む。） タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び 粉 その他のもの</p>	<p>あるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。粉及びフレーク すずのはく すずの粉及びフレーク すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） その他のすず製品</p>
<p>第八一・〇三項に該当する材料 （塊を除く。）以外の材料からの生産</p>	<p>第八〇・〇三項から第八〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産 第八〇・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産 第八〇・〇三項、第八〇・〇四項又は第八〇・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産 第八〇・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

八一・〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇四・一一のうち	マグネシウムの塊	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	上のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・一九のうち	その他のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・二〇	くず	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・三〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	第八一・〇四項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇四・九〇	その他のもの	第八一・〇四項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇六・〇〇	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	第八一・〇六項に該当する材料

八一・〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）	（塊を除く。）以外の材料からの生産 第八一・〇七項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇八・二〇	チタンの塊及び粉	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
チタン・ニオブ合金	チタン・ニオブ合金	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの	その他のもの	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇八・三〇	くず チタン・ニオブ合金	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの	その他のもの	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇八・九〇	その他のもの チタン・ニオブ合金のもの	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

八一・一〇	その他のもの	外の材料からの生産
八一・一一・〇〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・一二	マンガン及びその製品（くずを含む。）	第八一・一一項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・二二・二二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・二二・二三	塊及び粉	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
くず	クロム	

八二二・二九	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・四〇	バナジウム	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・五一	タリウム 塊及び粉	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・五二	くず	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・五九	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・九二	その他のもの 塊、くず及び粉 ガリウム、ハフニウム、ニオブ及びレニウ	第八一・一二項に該当する材料以

<p>八二二・九九</p>	<p>ム その他のもの</p> <p>その他のもの ニオブ・チタン合金のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>サーメット及びその製品（くずを含む。）</p>	<p>外の材料からの生産 第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産</p> <p>第八一・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第八一・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第八二類 八二・一一 八二二三・〇〇</p>	<p>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃 はさみ、テラーシヤその他これらに類するはさみ及びこれらの刃</p>	<p>第八二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第八二・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>八二・一四</p>	<p>その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーパー、チョップパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペデイキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具</p>	<p>第八二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第八三類 八三・〇一のうち</p>	<p>各種の卑金属製品 卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ 自動車に使用する種類の錠以外のもの</p>	<p>第八三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>八三・〇二</p>	<p>卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアク</p>	<p></p>

八三〇二・一〇	ローザー ちようつがい	第八三・〇二項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
八三〇二・二〇	キャスター	第八三・〇二項に該当する材料以 外の材料からの生産
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品 建築物に適するもの	第八三・〇二項に該当する材料以 外の材料からの生産
八三〇二・四二	その他のもの（家具に適するものに 限る。）	第八三・〇二項に該当する材料以 外の材料からの生産
八三〇二・四九	その他のもの	第八三・〇二項に該当する材料以 外の材料からの生産
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これら に類する支持具	第八三・〇二項に該当する材料以 外の材料からの生産
八三〇二・六〇	ドアクローザー	第八三・〇二項に該当する材料以 外の材料からの生産
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデック スカード箱、書類入れ、ペン皿、 スタンプ台その他これらに類する 事務用具及び机上用品（第九四・〇 三項の事務所用	第八三・〇四項に該当する材料以 外の材料からの生産

八三・〇六のうち

の家具を除く。

卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品
(電気式のものを除く)、小像その他の装飾品、額
縁その他これに類するフレーム及び鏡

ベル、ゴングその他これらに類する物品以外の
もの

八三・〇八

卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フ
ック、アイ、アイレットその他これらに類する物品
(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具そ
の他の製品に使用する種類のものに限る)、管リベ
ット、ふたまたりベット、ビーズ及びスパングル

八三・〇九

その他のもの(部分品を含む)。

卑金属製の栓及びふた(王冠、ねじふた及び注水口
用の栓を含む)、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓
用カバー、シールその他これらに類する包装用の附
属品

八三・一一

卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アー
ク溶接棒その他これらに類する物品(金属又は金属
炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使

第八三・〇六項に該当する材料以
外の材料からの生産

第八三・〇八項に該当する材料以
外の材料からの生産

第八三・〇九項に該当する材料以
外の材料からの生産

第八三・一一項に該当する材料以
外の材料からの生産

<p>第八五類</p> <p>八五・四四</p> <p>八五四四・一一</p>	
<p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>巻線</p> <p>銅のもの</p>	<p>用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒</p>
<p>第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材</p>	

八五四四・一九

その他のもの

八五四四・二〇

同軸ケーブルその他の同軸の電気導体

八五四四・三〇のうち

点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
自動車用のもの以外のもの

料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料

八五四四・四一のうち

その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）

接続子を取り付けてあるもの
通信用のもの以外のもの

八五四四・四九のうち

その他のもの

通信用のもの以外のもの

その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）

料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

八五四四・五一のうち

接続子を取り付けてあるもの
通信用のもの以外のもの

八五四四・五九

その他のもの

八五四四・六〇のうち

その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト
を超えるものに限る。）
自動車用のもの以外のもの

第二八類、第三八類から第四〇類
まで、第五〇類から第六〇類ま
で、第七〇類、第七六類、第八五
類若しくは第九〇類に該当する材
料以外の材料からの生産又は原産
資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類
まで、第五〇類から第六〇類ま
で、第七〇類、第七六類、第八五
類若しくは第九〇類に該当する材
料以外の材料からの生産又は原産

<p>第八七類 八七一〇・〇〇</p>	<p>八五・四五のうち</p>
<p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び 附属品 戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品</p>	<p>炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。） カーボン電熱抵抗体以外のもの</p>
<p>第八七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>資格割合が六〇%以上である生産 第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>第九〇類</p>	<p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部</p>

九〇・〇三	分品及び附属品	
九〇〇三・一一	眼鏡のフレーム及びその部分品 フレーム	
	プラスチック製のもの	
九〇〇三・一九	その他の材料製のもの	
九〇〇三・九〇	部分品	
九〇・〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	
九〇〇四・一〇	サングラス	
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇 ・〇三項若しくは第九〇・〇四項 に該当する材料以外の材料からの 生産又は原産資格割合が六〇%以 上である生産
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇 ・〇三項又は第九〇・〇四項に該 当する材料以外の材料からの生産
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇 ・〇三項又は第九〇・〇四項に該 当する材料以外の材料からの生産

<p>九〇〇四・九〇</p>	<p>第九一類 九一・一三 九一三・一〇 九一三・二〇 九一二三・九〇のうち</p>
<p>その他のもの</p>	<p>時計及びその部分品 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの 卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかな いかを問わない。） その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のもの以外 のものうち</p>
<p>・〇一項、第九〇・〇三項若しくは第九〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第五類、第三九類、第七〇類から第八一類まで、第九六類、第九〇・〇一項、第九〇・〇三項又は第九〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産 第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第九三類</p> <p>九三・〇一</p> <p>九三〇二・〇〇</p> <p>九三・〇三</p>	<p>二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの以外のもの</p>	<p>第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第九三類</p> <p>九三・〇一</p> <p>九三〇二・〇〇</p> <p>九三・〇三</p>	<p>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）</p> <p>けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）</p> <p>その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）</p> <p>その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）</p> <p>第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品</p> <p>けん銃のもの</p>	<p>第九三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>九三〇五・二一 九三〇五・二九 九三〇五・九一 九三〇五・九九のうち 九三・〇六 九三〇七・〇〇</p>	<p>第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの 散弾銃の銃身 その他のもの その他のもの 第九三・〇一項の軍用の武器のもの その他のもの 革製又はコンポジションレザ製のもの以外のもの 爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。） 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</p>	<p>第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇六項に該当する材料以外 第九三・〇七項に該当する材料以外 第九三・〇七項に該当する材料以外</p>
<p>第九四類</p>	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並び</p>	

九四・〇四

にランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第九四・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

九四・〇五

寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート

九四〇五・六〇のうち

ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）

イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品
ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズ

第九四・〇五項に該当する材料以

<p>九四〇五・九二</p>	<p>スキン製、ぼうこう製又は臍製のもの以外のもの 部分品 プラスチック製のもの</p>	<p>外の材料からの生産 第九四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第九五類 九五〇一・〇〇 九五・〇二 九五・〇三 九五〇三・一〇</p>	<p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに 限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み自 動車）及び人形用乳母車 人形（人間を模したものに限る。） その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽 用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズ ル 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を 含む。）</p>	<p>第九五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第九五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産 第三九類、第四〇類、第四四類、 第四八類、第五〇類から第六〇類 まで、第六九類から第八一類ま で、第八五類又は第九五類に該当</p>

九五〇三・二〇

縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）

九五〇三・三〇

その他の組立てセット及び組立てがん具

九五〇三・四一

がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）

詰物をしたもの

九五〇三・四九

その他のもの

する材料以外の材料からの生産
 第三九類、第四〇類、第四四類、
 第四八類、第五〇類から第六〇類
 まで、第六九類から第八一類ま
 で、第八五類又は第九五類に該当
 する材料以外の材料からの生産
 第三九類、第四〇類、第四四類、
 第四八類、第五〇類から第六〇類

九五〇三・五〇	樂器類（がんに限る。）	まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産 第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・六〇	パズル	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・七〇	その他のがんに具（セットにしたものに限る。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・八〇	その他のがんに具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類

九五〇三・九〇	その他のもの	<p>まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産 第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類若しくは第九五類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
九五・〇四	<p>遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特につくられたテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p>	
九五〇四・四〇	遊戯用カード	<p>第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
九五〇四・九〇のうち	その他のもの	
九五・〇五	<p>ボーリングボール並びにチェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術</p>	<p>第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

九五〇五・一〇	用具を含む。)	九五〇五・一〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇五・九〇	その他のもの	九五〇五・一〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
九五〇六	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	九五〇六・一〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六一	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	九五〇六・六一項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六二	テニスボール	九五〇六・六二項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六九	空気入れ式のもの	九五〇六・六九項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇七	その他のもの 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他	九五〇七・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>九五〇七・一〇</p> <p>九五〇七・二〇</p> <p>九五〇七・三〇</p> <p>九五〇七・九〇</p>	<p>これに類する狩猟用具</p> <p>釣りざお</p> <p>釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>釣り用リール</p> <p>その他のもの</p>	<p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第九六類</p> <p>九六・〇一</p> <p>九六〇一・一〇</p>	<p>雑品</p> <p>アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限りものとし、成形により得た製品を含む。）</p> <p>アイボリー（加工したものに限り。）及びその製品</p> <p>製品</p>	<p>第九六・〇一項に該当する材料</p>

九六〇一・九〇のうち

その他のもの

その他のもの

べっこう又はさんごの加工品及び製品

製品

その他のもの

九六〇二・〇〇

植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品

（加工品を除く。）以外の材料からの生産

第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇一項に該当する材料（加工品を除く。）以外の材料からの生産

第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産

九六・〇三

ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）

九六〇三・一〇

ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限りとし、柄を有するか有しな
いかを問わない。）

歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものと
し、身体に直接使用するものに限り。）

九六〇三・二一

歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）

九六〇三・二九

その他のもの

第九六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
第五類、第一二類、第一四類、第

九六〇三・三〇

美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの

三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇三・四〇

塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く）、ペイントパッド及びペイントローラー

第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇三・五〇

その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）

第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七

九六〇三・九〇のうち

その他のもの

羽毛ダスター

床掃除機及び羽毛ダスター以外のもの

九六〇四・〇〇

手ふるい

九六・〇六

ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

九六〇六・一〇

プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品

類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇六・二一	<p>ボタン プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆して ないもの</p>	<p>しくは第九六類に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産</p>
九六〇六・二二	<p>の 卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの</p>	<p>第五類、第三九類、第四〇類、第 四四類、第五〇類から第六〇類ま で、第七二類から第八一類まで又 は第九六類に該当する材料以外の 材料からの生産</p>
九六〇六・二九	<p>その他のもの</p>	<p>第五類、第三九類、第四〇類、第 四四類、第五〇類から第六〇類ま で、第七二類から第八一類まで又 は第九六類に該当する材料以外の 材料からの生産</p>
九六・〇七	<p>スライドファスナー及びその部分品</p>	<p>第九六・〇七項に該当する材料以</p>

九六・〇八

ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）

外の材料からの生産

九六〇八・一〇のうち

ボールペン

軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの

第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇八・二〇

フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー
万年筆その他のペン

第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇八・三一のうち

製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）

軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの

第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇八・三九のうち	その他のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外 の材料からの生産
九六〇八・四〇のうち	シャープペンシル 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外 の材料からの生産
九六〇八・五〇	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外 の材料からの生産
九六〇八・六〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。） その他のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外 の材料からの生産
九六〇八・九九	その他のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外 の材料からの生産
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	第九六・〇八項に該当する材料以外 の材料からの生産

九六二三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・八〇	その他のライター	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	第九六・一四項に該当する材料（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の材料からの生産
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール 木製のもの	第九六・一四項に該当する材料（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の材料からの生産
九六一四・九〇	その他のもの	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	第九六・一五項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>九六・一六 九六一七・〇〇</p>	<p>香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p>	<p>第九六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産 第七〇・一二項又は第九六・一七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
--------------------------	---	---

附属書 B

原産地証明の必要記載事項

1 輸出者

輸出者の氏名及び住所

2 輸入者

輸入者の氏名及び住所

3 輸送手段

(1) 出発日

船舶又は航空機の出発日（判明している場合）

(2) 船舶名又は便名

船舶の名称又は航空機の便名（判明している場合）

(3) 荷揚港

製品の最終的な荷揚港（判明している場合）

(4) 輸出国から輸入国に直接輸送されない場合の経路

4 最終仕向国

5 産品の原産国

6 記号及び番号

貨物の記号及び番号（必要な場合には、別紙に記載）

7 包装の個数及び種類並びに品名（統一システム番号を併記）

8 数量

産品の数量及びその計量単位（個数、キログラムなど）

9 仕入書の番号及び日付

貨物の仕入書の番号及び日付

10 輸出者による申告

11 機関又は団体による証明

輸出締約国内の機関又は団体の署名及び印章

12 証明番号

証明ごとの個別番号

附属書

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問

わない。

(c) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 この分野別附属書が対象とする通信端末機器及び無線機器を定める関係法令及び運用規則

日 本 国	シンガポール
<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正</p>	<p>一 シンガポール情報通信開発庁法（第二百二十七A章）及びその改正</p> <p>二 電気通信法（第二百二十三章）及びその改正</p> <p>三 電気通信機器承認手引（二千年）及びその改正</p>

<p>三 電波法（昭和二十五年法律第百二十一号）及びその改正</p> <p>四 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>	
--	--

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>日 本 国</p> <p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）及びその改正</p> <p>三 端末機器の技術基準適合認定及び設計について</p>	<p>シンガポール</p> <p>一 シンガポール情報通信開発庁法（第百二十七A章）及びその改正</p> <p>二 電気通信法（第三百二十三章）及びその改正</p> <p>三 電気通信機器承認手引（二千一年）及びその改正</p>
--	--

の認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正

四 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令（平成十一年郵政省令第十五号）及びその改正

五 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正

六 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）及びその改正

七 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

八 認定点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）及びその改正

第二節 指定当局

<p>日 本 国</p>	<p>シンガポール</p>
<p>総務省又はこれを承継する当局</p>	<p>シンガポール情報通信開発庁又はこれを承継する当局</p>

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定においてシンガポールが適用する基準</p>	<p>シンガポールの要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>
<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四</p>	<p>一 シンガポール情報通信開発庁法（第二百二十七A章）及びその改正 二 電気通信法（第二百二十三章）及びその改正</p>

<p>号)及びその改正</p> <p>三 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正</p> <p>四 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及びその改正</p> <p>五 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正</p> <p>六 認定点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)及びその改正</p>	<p>三 電気通信機器承認手引(二十一年)及びその改正</p> <p>四 電気通信機器の適合性評価を行う試験機関及び認証機関の指定制度(二十一年)及びその改正</p>
---	---

電気製品に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 この分野別附属書が対象とする電気製品を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p>	<p>シンガポール</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行令（昭和二十七年政令第二百二十四号）及びその改正</p>	<p>一 消費者保護（表示及び安全要件）法（第五十三章）及びその改正 二 消費者保護（安全要件）規則（二千二年及びその改正）</p>

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p>	<p>シンガポール</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正</p>	<p>一 消費者保護（表示及び安全要件）法（第五十三章）及びその改正</p>

<p>二 電気用品安全法施行規則（昭和二十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和二十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第九十二号）及びその改正</p>	<p>二 消費者保護（安全要件）規則二千二年及びその改正</p> <p>三 消費者保護（安全要件）登録制度情報小冊子（二千二年版）及びその改正</p>
--	---

第二節 指定当局

<p>日本国 経済産業省又はこれを承継する当局</p>	<p>シンガポール シンガポール生産性標準庁又はこれを承継する当局</p>
---------------------------------	---

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定においてシンガポールが適用する基準</p>	<p>シンガポールの要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第二百二十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p>	<p>一 シンガポール生産性標準庁法（第二百三A章）及びその改正</p> <p>二 シンガポール生産性標準庁（適合性評価）規則（二千二年及びその改正）</p> <p>三 シンガポール生産性標準庁（適合性評価）情報小冊子（二千二年版）及びその改正</p>

附属書 A

金融サービス

適用範囲及び定義

1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において金融サービスの提供というときは、協定第五十八条6^(o)に規定するサービスの提供をいう。

2^(a) この附属書の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A) 保険及び保険関連のサービス

(AA) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

- (aa) 生命保険
- (bb) 生命保険以外の保険
- (BB) 再保険及び再々保険
- (CC) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (DD) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- (B) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
 - (AA) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
 - (BB) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
 - (CC) ファイナンス・リース
 - (DD) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
 - (EE) 保証

- (FF) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他いずれの方法で行われるかを問わない。）
 - (aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
 - (bb) 外国為替
 - (cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
 - (dd) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - (ee) 譲渡可能な有価証券
 - (ff) その他譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (GG) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (HH) 資金媒介業
- (II) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

- (JJ) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
- (KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア
- (LL) (AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
- (ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
- (iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。
 - (A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し若しくは支配する機関であって主として政府の機能の逐行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

- (B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。
- (iv) 協定第五十八条6(q)に規定する「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動を含む。
 - (A) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
 - (B) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
 - (C) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動
- (b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(iv)(B)又は(a)(iv)(C)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、協定第五十八条6(q)に定める「サービス」には、当該活動を含む。
- (c) 協定第五十八条6(r)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては適用しない。

国内規制

1 協定第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づき当該締約国の約束又は義務を回避するための手段としてこれを用いてはならない。

2 協定第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は所有権的性格を有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための国際規制機関又は第三国の措置を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により可能となるが、当該国際規制機関又は第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的にこれを行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され並びに、適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するかどうかについて意見を表明するための機会を十分に与える。

紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融サービスの問題に関する紛争のために協定第四百四十三条に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとしなければならない。

新たな金融サービス

1 一方の締約国は、新たな金融サービスであって他方の締約国の領域内で当該他方の締約国による規制の

下にあるものを当該一方の締約国の領域内で提供することを求める当該他方の締約国のサービス提供者による申請に対し、妥当な考慮を払う。申請が認められた場合には、新たな金融サービスは、無差別に提供されることを前提として、当該一方の締約国の関連する免許条件並びに制度上の及び法的形態に係る要件に従う。

2 1の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、既存の及び新たな商品若しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される態様であつて、一方の締約国の領域内では提供されていないが他方の締約国の領域内では提供されているものをいう。

約束表の修正

両締約国は、いずれか一方の締約国の書面による要請に基づき、金融サービスの貿易に関する約束表における約束の修正又は撤回について協議する。その協議は、当該要請が行われた日の後三箇月以内に行う。両締約国は、当該協議において、附属書 C に定める従前の約束表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持することを確保するよう努める。

附属書 B

電気通信サービス

適用範囲及び定義

- 1 この附属書は、特定の約束を行った電気通信サービスに影響を及ぼす措置について適用する。
- 2 この附属書の適用上、
 - (a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
 - (b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。
 - (c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条に規定する第一種電気通信事業者

(ii) シンガポールについては、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十二條及び第二十七條に規定する第二種電気通信事業者

(ii) シンガポールについては、電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者

競争条件の確保のためのセーフガード

電気通信における反競争的行為の防止

1 各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

セーフガード

2 1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、不当な差別を行うこと。

- (c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (d) 他のサービス提供者に対し、不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって当該他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用できるようにしないこと。

非対称規制

- 3 各締約国は、自国の法令に従って、公正な競争を促進するために必要とされる規制の適当な水準を決定することができる。

免許基準の公の利用可能性

- 1 免許が必要とされる場合においては、各締約国は、次の(a)及び(b)の事項を公に利用可能なものとする。
 - (a) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間
 - (b) 個別の免許の条件
- 2 各締約国は、要請に応じ、免許を拒否した理由を申請者に通知する。

相互接続

確保すべき相互接続

1 各締約国は、自国の法令に定める程度までは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者との電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

主要なサービス提供者との相互接続

2 各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。相互接続とは、次のものをいう。

(a) 主要なサービス提供者が差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質により提供するもの

(b) 主要なサービス提供者が当該主要なサービス提供者と相互接続するサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化し（注）並びに透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技

術上の基準及び仕様を含む。)及び料金(原価に照らして定められるもの)に基づいて適時に提供するもの

注 「十分に細分化」された伝送網の構成部分又は設備には、細分化された加入者回線(回線の共用を含む。)を含む。

(c) 主要なサービス提供者が、請求に応じ、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供するもの

3 各締約国は、主要なサービス提供者が、主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するために、物理的に設置可能で、かつ、実質的若しくは実行的に設置可能な他の場所が存在しない場合には、主要なサービス提供者と相互接続する他のサービス提供者に対し、(a)主要なサービス提供者の建物(注1)内に相互接続に不可欠な他のサービス提供者の設備を設置すること又は(b)主要なサービス提供者の建物(注1)内に若しくはとっ道(注2)、管路若しくは電柱において相互接続に不可欠な他のサービス提供者の回線設備を設置することを認めることを確保する。

注1 相互接続地点を擁する通信用の建物

注2 地下ケーブルを收容し及び保護し並びにマンホールを接続するために設置される地下通信設備

認可された接続約款による相互接続

4 各締約国は、主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、に掲げる原則に合致しなければならず、かつ、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含む。

- (a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供条件、運営上の及び技術上の条件並びに接続の請求等を行う場合の手續又は手順
- (b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づき確立された算定方式を使用することが要求される。
- (c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ及び妥当な

もの

(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

5 2から4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

6 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとする
ことを確保する。

相互接続に関する取決めの透明性

7 各締約国は、主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なもの
であることを確保する。

相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件
及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、
次のいずれかの時期に、独立した国内機関（に定める規制機関を含む。）に申し立てることができるものと

する。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

ユニバーサル・サービス

各締約国は、当該締約国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するため必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

稀少な資源の分配及び利用

稀少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、各締約国が政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは要求されない。

附属書 C

日本国の約束表

注釈

- 1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部 ニュー・ヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。
- 2 この約束表の記載は、特定の約束に係る表の記載のための指針（二十一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。
- 3 この約束表に記載する(1)から(4)までの提供の様態は、それぞれ協定第五十八条6(o)(i)から(iv)までに規定

するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、協定が適用されないので、この約束表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物運送取扱サービスを含まない。

7 協定第七章は海上運送分野の内航海運に適用されないので、内航海運は、この約束表に含まれない。

8 道路貨物運送サービスを提供することを許可されている者は、道路貨物運送サービスの特定の約束に従い、貨物の引取り、配達、仕分け、輸送及び送達の活動に従事することができる。このことに関し、次の条件が適用される。

(a) 運送事業者は、自らが提供するサービスの名称に「郵便サービス」を使用しないこと。

(b) 運送事業者は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五条第一項から第三項までの信書の引取り、運送、配達、仕分け、輸送及び送達に従事しないこと。

9 政府の権限の行使として提供されるサービスには協定の適用がないので、郵便サービス、郵便貯金サービス及び簡易保険サービスは、この約束表に含まれない。

第I部 各分野に共通の約束

<p>この約束表に掲げるすべての分野</p>	<p>分野</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>内国民待遇に係る制限</p> <p>(3) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。</p> <p>日本国が自国の法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民であるサービス提供者に与える待遇をシンガポ</p>	<p>追加的な約束</p>
------------------------	-----------	--------------------	--------------------	--	---------------

ールの永住者であるサービス提供者に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者であるサービス提供者に対して与える待遇を制限することができる。

これらの措置には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第三項第二号に従ってとられる措置を含む。その国籍を根拠として外国為替及び外国貿易法第二十七条第三項第二号が適用されるシンガポールの永住者であるサービス提供者については、すべての分

野におけるサービスの提供を行う前に権限のある当局への届出が必要である。

日本国が前記にいう措置をとる場合には、日本国は、シンガポールに対し当該措置の概要を事前に通報する。

外国為替及び外国貿易法に関し、日本国は、同法第二十七条第三項第二号の適用対象となる国として新たな国を追加するに当たり、シンガポールに対し事前に通報する。

(4) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

(4) この(4)における各分野に共通の約束は、附属書VI第A部における特定の約束と

第 部 分野ごとに行う特定の約束

<p>分 野</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>内国民待遇に係る制限</p>	<p>追加的な約束</p>
<p>1 実務サービス A 自由職業サービス (注) 注 この分野において、提供の態様(1)及び(2)における「業務上の拠点」とは、サ</p>			
	<p>同様である。</p>	<p>市場アクセスに係る制限の欄に規定する分類の自然人に関する措置を除くほか、約束しない。</p>	

サービス提供者の
事務所の登録及
びサービス提供
者の駐住をい
う。

(a) 日本国の法律に
より「弁護士」と
しての資格を有す
る弁護士が提供す
る法律サービス
(八六一)

(1) サービスは、自然人が提
供しなければならない。

(2) サービスは、自然人が提
供しなければならない。
業務上の拠点が必要であ
る。

(3) サービスは、自然人が提
供しなければならない。
業務上の拠点が必要であ
る。

(4) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、約束

(1) 制限しない。

(2) 制限しない。

(1) 制限しない。

(2) 制限しない。

(3) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、制限
しない。

(4) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、約束

	<p>しない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>	<p>しない。</p>	<p>(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談</p> <p>(八六一**)</p> <p>(a) 法律に関する相談には、次の事項を含まない。</p> <p>(i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代</p>
	<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。</p> <p>(2) サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(3) (a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日</p>

<p>(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明</p> <p>(iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理</p> <p>(iv) 日本国内に</p>	<p>理及びその手続についての法的な文書の作成</p> <p>しない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>しない。</p> <p>サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。</p>
<p>(b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認めない。</p> <p>(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならぬ。</p> <p>(d) 国際仲裁における代理を認める。</p>	<p>本国の法律に関する業務は、認めない。</p>

(b) 所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動

サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であつてその当事者として日本国民が含まれる

もの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。

明瞭性のための注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

<p>(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (八六一一九、八六一二一、八六一三、八六一九)</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	
---	--	-------------------	--

かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

業務上の抛点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。

注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二

(2) 制限しない。

人以上の社員によって
構成されるものをい
う。

業務上の拠点が必要であ
る。

(3) サービスは、自然人又は
特許業務法人（注）が提供
しなければならない。

注 日本国の法律による
特許業務法人とは、日
本国の法律により「弁
理士」としての資格を
有する弁理士であり、
かつ、当該特許業務法
人の業務を執行する権
利及び義務を有する二
人以上の社員によって
構成されるものをい
う。

(3) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、制限
しない。

<p>(b) 日本国の法律により「公認会計</p>	<p>(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (八六一**)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しない。</p>	<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
(八六二)

なければならない。

注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。

サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならない。

注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会

(2) 制限しない。

計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

(3) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならぬ。

注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

<p>(c) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス (八六三)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は税理士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束されない。 び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束されない。</p>

「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。

税理士法人については、業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。

注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 制限しない。

「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。

税理士法人については、業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。

注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

<p>(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスA</p> <p>建築サービスAは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供しなければならぬサービスを対象とする。

(八六七一一、八六七一三、八六七一四)

(八六七二二、八六七二三、八六七二四、八六七二五、八六七二七)

(注)

注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く)

<p>く)に限る。</p>	<p>(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスB 建築サービスBは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することがで</p>
<p>(1) 業務上の拠点が必要である(注)。 注 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用</p>	<p>(2) 業務上の拠点が必要である(注)。 注 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>

<p>(d)、(e)、(g) 建築サービスA及びB以外の建築サービス (八六七一一、八六七一四、八六七一九) (八六七二一)</p>	<p>きるサービスを対象とする。(建築物の建築工事契約に関する業務、建築物の建築工事の監督、建築物の調査又は鑑定及び建築物の建築工事に関する法令又は条例に基づく手続の代理の業務を含む。)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。 用しないサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点は必要でない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>(e)、 (g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス</p>	<p>(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス (八六七二、八六七三) (注) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>	<p>(八六七四二) (注) 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>(g) 都市計画及び景観設計サービス</p>	<p>(八六七二一、八六七二四、八六七二七、八六七二九) (八六七四一、八六七四二) (八六七六一) (八六七五一、八六七五二) (注) 注 土木のために必要なサービス(建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。)に限る。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(八六七四)</p>	<p>(h) 医師及び歯科医師サービス (九三一二)</p>
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>B ス 電子計算機サービス及び関連のサービス</p>	<p>(j) 助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療従事者により提供されるサービス (九三一九一)</p>	
	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 会社保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p> <p>制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>C 研究及び開発のサービス</p> <p>(a) 自然科学の研究及び開発のサービス (八五一)</p>	<p>電子計算機サービス及び関連のサービス(航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。)</p> <p>(八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九)</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス (八五二)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>は認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものについては、約束しない。</p>

<p>(c) 学際的な研究及び開発のサービス (八五三)</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものについては、約束しない。</p>	

<p>(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二一）</p>	<p>D 不動産に係るサービス</p> <p>(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一）</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除外する。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除外する。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除外する。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除外する。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除外する。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除外する。</p>

<p>(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (八二二)</p>		
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>

	<p>E 運転者を伴わない 賃貸サービス</p> <p>(a) 船舶に関する運 転者を伴わない賃 貸サービス (八三一〇三)</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 船舶について日本国籍を 取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要がある。 日本国籍を有しない船 舶は、日本国の不開港場 (注)へ寄港すること及び 内航海運サービスを提供す ることを認められない。内 航海運を目的とした船舶の 賃貸サービスのための免許 を与えられる船舶の数は、 制限することができる。</p> <p>注 この分野において、 「国籍要件」とは、船 舶を次のいずれかの者</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 船舶について日本国籍を 取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要がある。 日本国籍を有しない船 舶は、日本国の不開港場 (注)へ寄港すること及び 内航海運サービスを提供す ることを認められない。</p> <p>注 この分野において、 「国籍要件」とは、船 舶を次のいずれかの者 が所有しなければなら ないことをいう。</p> <p>(a) 日本国籍を有する 自然人</p>

が所有しなければなら
ないことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あつて、その代表者
の全員及び業務を執
行する役員の三分の
二以上が日本国籍を
有するもの

注 「不開港」とは、関
税法に規定する開港
以外の港をいう。「開
港」(その一覧は、こ
の約束表の付録に掲げ
るとおりである。)に
は、将来、関税法が開
港として追加的に定め
る港を含む。

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あつて、その代表者
の全員及び業務を執
行する役員の三分の
二以上が日本国籍を
有するもの

注 「不開港」とは、関
税法に規定する開港以
外の港をいう。「開
港」(その一覧は、こ
の約束表の付録に掲げ
るとおりである。)に
は、将来、関税法が開
港として追加的に定め
る港を含む。

(2)

船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場（注）へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律によ

(2)

船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場（注）へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の

り設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。

(3) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場

二以上が日本国籍を有するもの

注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。

(3) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場

(注) へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員のおよそ三分の二以上が日本国籍を

(注) へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスについては、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員のおよそ三分の

<p>(b) 航空機に関する 運転者を伴わない 賃貸サービス (八三一〇四)</p>	
<p>(1) 航空機について日本国籍 を取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要がある。 外国籍を有する航空機 は、航空法の関連規定に従</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>有するもの 注 「不開港」とは、関 税法に規定する開港 以外の港をいう。「開 港」(その一覧は、こ の約束表の付録に掲げ るとおりである。)に は、将来、関税法が開 港として追加的に定め る港を含む。</p>
<p>(1) 航空機について日本国籍 を取得するには、国籍要件 (注)を満たす必要がある。 外国籍を有する航空機 は、航空法の関連規定に従</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>二以上が日本国籍を 有するもの 注 「不開港」とは、関 税法に規定する開港 以外の港をいう。「開 港」(その一覧は、こ の約束表の付録に掲げ るとおりである。)に は、将来、関税法が開 港として追加的に定め る港を含む。</p>

う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の中の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められているもの

(2) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件

う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の中の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められているもの

(2) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件

(注) を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の中の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められ

(注) を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の中の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によつて占められ

ているもの

(3) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件
(注)を満たす必要がある。
外国籍を有する航空機
は、航空法の関連規定に従
う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航
空機を次のいずれかの
者が所有しなければな
らないことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あって、その代表者
の全員及び役員の一
分の二以上が日本国
籍を有し、かつ、そ

ているもの

(3) 航空機について日本国籍
を取得するには、国籍要件
(注)を満たす必要がある。
外国籍を有する航空機
は、航空法の関連規定に従
う。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、航
空機を次のいずれかの
者が所有しなければな
らないことをいう。

(a) 日本国籍を有する
自然人

(b) 日本国の法律によ
り設立された法人で
あって、その代表者
の全員及び役員の一
分の二以上が日本国
籍を有し、かつ、そ

<p>(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及</p>	<p>(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 の議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの</p>
<p>(3) (2) (1) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 の議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの</p>

<p>(b) 市場調査及び世 論調査のサービス</p>	<p>F その他の実務サ ビス (a) 広告サービス (八七二)</p>	<p>び家庭用品に關す る運転者を伴わな い賃貸サービス (八三一〇六一八 三一〇九) (八三二)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 ける記載を除くほか、制限 しない。</p>

<p>(d) 経営相談に関連するサービス (八六六〇一、八六六〇九)</p>	<p>(c) 経営相談サービス (八六五)</p>	<p>(八六四)</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(e) 計量法による技術試験及び分析サービス（計量法の対象となるサービス） （八六七六三*）</p>	<p>(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法の対象となるサービスを除く。） （八六七六**）</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>＊)</p>	<p>(h) 鉱業に付随する サービス (八八三、五一 五)</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しな ければならない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しな ければならない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これら以外は、各分野に 共通の約束における記載を 除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(j) エネルギー流通</p>	<p>(i) 製造業に付随するサービス (八八四、八八五)</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 航空機製造事業法及び武器等製造法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、鉱業、石油業、原子力産業、電気業、ガス業、熱供給業、航空機産業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業については、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(j) エネルギー流通に付随するサービス (b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス</p>	<p>に付随するサービス (a) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う電気の託送サービス</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 電気事業法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人申し込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>(b) 建設工事</p> <p>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定め</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	

<p>(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）</p> <p>注 労働者につ</p>	<p>ていない。 （八七二〇一、八七二〇二）</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。* (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。* (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	

-
- (a) 港灣運送サー
ビス
については、企業
間又は企業内
の転任を通じ
て日本国外か
ら派遣しては
ならない。
- (b) 建設工事
- (c) 警備
- (d) あらかじめ労
働政策審議会の
意見を聞いた上
で政令で定める
業務（例えば、
医療関係業務）
- (e) 製造の業務の
うち厚生労働省
令で定めるもの
(八七二〇三、八
-
-
-

<p>(1) 警備業 (八七三。ただし、八七三〇一を除く。)</p>	<p>(1) 調査サービス (八七三〇一)</p>	<p>七二〇九)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	

<p>(m) 科学及び技術に 関連する相談サー ビス（石油、石油 製品、ガス及び鉱 物に関連するサー ビス） （八六七五一、八</p>	<p>(m) 科学及び技術に 関連する相談サー ビス（石油、石油 製品、ガス、鉱物 及び測量に関連す るサービスを除 く。） （八六七五一、八 六七五二）</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(m) 日本国内の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)</p>	<p>六七五二)</p>
<p>(1) 基本測量(注)又は公共測量(注)の測量成果を使用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>注 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

省国土地理院の行うもの
をいう。

注 「公共測量」とは、
基本測量以外の測量の
うち、局地的測量及び
高度の精度を必要とし
ない測量を除き、その
費用の一部又は全部を
国又は公共団体が負担
し又は補助して実施す
るものをいう。

(2) 基本測量（注）又は公共
測量（注）の測量成果を使
用しないで実施する測量、
局地的測量及び高度の精度
を必要としない測量以外の
測量については、業務上の
拠点が必要である。

注 「基本測量」とは、
すべての測量の基礎と

(2) 制限しない。

<p>(m) 日本国外の土地</p>	
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 注 「公共測量」とは、 基本測量以外の測量の うち、局地的測量及び 高度の精度を必要とし ない測量を除き、その 費用の一部又は全部を 国又は公共団体が負担 し又は補助して実施す るものをいう。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八</p>	<p>(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 (六三三、八八六一一八八六六)</p>	<p>の測量サービス (八六七五三、八六七五四)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(q) こん包サービス (八七六)</p>	<p>(p) 写真サービス (八七五)</p>	<p>七四〇二、八七四 〇三、八七四〇 九)</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、制限 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(s) 会議サービス (八七九〇九)</p>	<p>(r) 印刷及び出版の サービス (八八四四二)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>

<p>(t) 専門デザイン・サービス (八七九〇七)</p>	<p>(t) 翻訳及び通訳のサービス (八七九〇五)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>

2 通信サービス

C 電気通信サービス

- 第一種電気通信事業又は第二種電気通信事業によって提供される次に掲げる基本電気通信サービス
- (a) 音声電話サービス (七五二一)
- (b) パケット交換データ伝送サービス (七五二三)
- (c) 回線交換データ伝送サービス (七五二三)
- (d) テレックス・サービス (七五二三)
- (f) ファクシミリ・サービス (七五二三)

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 日本電信電話株式会社への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
- これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

サービス

(七五二一、七五

二九)

(g) 専用回線サービ
ス

(七五二二、七五

二三)

(o) その他

第一種電気通信事
業とは、電気通信回
線設備を設置して電
気通信サービスを提
供する事業をいう。

第二種電気通信事

業とは、第一種電気
通信事業以外の電気
通信事業をいう。

電気通信回線設備

とは、送信の場所と
受信の場所との間を

<p>第二種電気通信事業 業によって提供される付加価値サービス。次に掲げるサービスを含む。</p> <p>(h) 電子メール・サービス (七五二三)</p> <p>(i) ボイスメール・サービス (七五二一)</p> <p>(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス</p>	<p>接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

-
- ス
- (k) 電子データ交換
(EDI) サービス
(七五二二三)
- (l) 高度ファクシミリ・サービス
(七五二二九)
- (m) コード及びプロ
トコルの変換サ
ービス
(七五二二三)
- (n) 情報又はデータ
のオンラインでの
処理サービス
(八四三)
- 電気通信サービス
分野における特定の
約束には、公衆回線
-
-
-

網と接続する国内専用回線を用いること
によつて提供される
音声伝送サービスを
含まない。

第二種電気通信事
業とは、第一種電気
通信事業以外の電気
通信事業をいう。

第一種電気通信事
業とは、電気通信回
線設備を設置して電
気通信サービスを提
供する事業をいう。

電気通信回線設備
とは、送信の場所と
受信の場所との間を
接続する伝送路設備
及びこれと一体とし
て設置される交換設

(b) 映画の映写サー	<p style="text-align: center;">D ス 音響・映像サービ</p> <p>(a) 映画及びビデオ テープの制作及び 配給のサービス (九六一一)</p>	<p>(e) 電報サービス (七五二二)</p>	<p>備並びにこれらの附 属設備をいう。</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	
(1) 制限しない。	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	

<p>(e) 録音サービス</p>	<p>(d) ラジオ及びテレビの放送サービス (七五二四)</p>	<p>(c) ラジオ及びテレビのサービス (九六一三)</p>	<p>ビス (九六一二)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 制限しない。</p>

<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス</p> <p>A 建築物に係る総合建設工事</p> <p>(五一二)</p> <p>建築物に係る総合建設工事（鉱業に関連するものを除く。）</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>B 土木に係る総合建</p>	<p>建築物に係る総合 建設工事（鉱業に関 連するもの）</p>	
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これら以外は、各分野に 共通の約束における記載を 除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>土木に係る総合建設工事（鉱業に関連するもの）</p>	<p>設工事 (五一三) 土木に係る総合建設工事（鉱業に関連するものを除く。）</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーピスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーピスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

設置及び組立工事	<p style="text-align: center;">C 設置及び組立工事 (五一四、五一六) のを除く。 (鉱業に関連するも のを除く。)</p>	
(1) 約束しない。*	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
(1) 約束しない。*	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>届出が必要である。 これら以外は、各分野に 共通の約束における記載を 除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>D 建築物の仕上工事 (五一七) 建築物の仕上工事 (鉱業に関連するも</p>	<p>(の) (鉱業に関連するも</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>のを除く。)</p>	<p>建築物の仕上工事 (鉱業に関連するもの)</p>
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p>
<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p> <p>外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>その他（鉱業に 連するサービス）</p>	<p>E その他 （五一一、五一五、 五一八） その他（鉱業に 連するサービスを 除く。）</p>	
<p>(3) (2) (1) び租鉱権を必要とするサ び租鉱権を必要とするサ び租鉱権を必要とするサ</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) び租鉱権を必要とするサ び租鉱権を必要とするサ び租鉱権を必要とするサ</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>4 流通サービス（公共卸売市場（注）において提供されるサービスを含まない。）</p> <p>注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づ</p>	
	<p>ビスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>ビスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p> <p>外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

き生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の間屋及び卸売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

A

問屋サービス

（六二一、六一一

一、六一一三〇、六

一一一〇）

<p>たばこ及び塩に 連する問屋サービ ス</p>	<p>アルコール飲料に 関連する問屋サービ ス</p>	<p>米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関 連するサービスを除 く問屋サービ ス</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>B 卸売サービス (六二二、六一一 一、六一一三〇、六 二二〇) 米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関</p>	<p>石油及び石油製品 に関連する問屋サー ビス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p>

<p>たばこ及び塩に 連する卸売サー ビス</p>	<p>アルコール飲料に 関連する卸売サー ビス</p>	<p>連するサービ スを除 く卸売サー ビス</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、制限 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p style="text-align: center;">C 小売サービス (六三一、六三二、 六一一一二、六一一 三〇、六一二一〇) 米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関 連するサービスを除 く小売サービス</p>	<p style="text-align: center;">ビス</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>石油及び石油製品 に関連する小売サ ービス</p>	<p>たばこ及び塩に関 連する小売サ ービス</p>	<p>アルコール飲料に 関連する小売サ ービス</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>アルコール飲料に 関連するフランチャ</p>	<p>D フランチャイズ (八九二九) 米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関 連するサービスを除 くフランチャイズ・ サービス</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 約東しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約東しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) これ以外は、各分野に共 通の約東における記載を除 くほか、制限しない。 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>

<p>石油及び石油製品 に関連するフランチ ヤイズ・サービス</p>	<p>たばこ及び塩に関 連するフランチャイ ズ・サービス</p>	<p>イズ・サービス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。</p>

<p>前記を除く初等教育サービス(注) (九二一一、九二一九) 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及</p>	<p>5 教育サービス A 初等教育サービス 保育所が提供する 就学前教育サービス (九二一一〇**) 保育サービス (九三三二一)</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。 注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 保育所は、児童福祉法に基づき認可を受けなければならない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をい

(4)

注 教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。

(4)

約束しない。

<p>う。</p> <p>B 中等教育サービス (九二二二一、九二二二二、九二二二三)</p> <p>中等教育サービス (注)</p> <p>注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。</p> <p>注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p> <p>注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	
---	---	--	--

<p>C 高等教育サービス (九二三二一、九二三九)</p> <p>高等教育サービス (注) 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及</p>	<p>いて、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。</p>	<p>(4) 的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校

注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

をいう。	<p>D 成人教育サービス (九二四)</p> <p>成人教育サービス (後記のものを除く。)</p> <p>(注) 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものとしてはならない</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 学校教育機関(注)は、学校法人(注)が設立しなければならぬ。</p> <p>注 学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p> <p>注 学校法人とは、日本の法律に基づき教育的で設立される法人で</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>成人のための外国語教育サービス（日本国内で設置された学校教育機関（注）によって提供されるサービスを除く。）</p> <p>注 この分野にお</p>	<p>い。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>あつて、営利目的でないものをいう。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>E その他 その他の教育サービス（注） （九二九） 注 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に</p>	<p>いて、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>しない。</p>

係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。

しない。

しない。

<p style="text-align: center;">B ス 廃棄物処理サービ ス (九四〇二)</p>	<p style="text-align: center;">6 A 環境サービス 汚水サービス (九四〇一)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>

<p>D その他 排気ガス処理サー ビス (九四〇四) 騒音除去サービス</p>	<p>C 衛生サービス及び これに類似するサー ビス 衛生サービス及び これに類似するサー ビス (九四〇三)</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) ける記載を除くほか、制限 各分野に共通の約束にお 約束しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、制限 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(九四〇五) 自然及び景観の保護サービス (九四〇六) その他の環境保護サービス (九四〇九)</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	
<p>7 金融サービス</p> <p>この約束表の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六/補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下この附属書において「了解」という。）は、この約束表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。</p> <p>日本国は、協定第七章、附属書IV A及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。</p> <p>日本国は、附属書IV A II 1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。</p> <p>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくシンガポールの領</p>			

域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、協定第五十八条6(o)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

<p>A 保険及び保険関連のサービス</p>	<p>協定第五十八条6(o)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IV Aの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p> <p>(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、</p>
	<p>(1) 制限しない。</p>
	<p>日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。</p>

原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六

〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制

限は、二千二年四月以降は適用されない。ただ

し、二千二年三月末までに契約された保険に掛か

る再保険については、引き続き有効である。

保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認め

られない。

(2) 次に掲げるもの及びこれらの中から生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。
保険サービスについて

(2) 制限しない。

は、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。

(3) 自動車賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。

保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

	<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>
<p>しない。</p>	<p>協定第五十八条6(o)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IV Aの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p> <p>(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
<p>しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
	<p>日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。</p>

	<p>(3) 制限しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

追加的な約束

A 保険及び保険関連のサービス

この追加的な約束の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六/補足三）の追加的な約束第A部に掲げる約束は、この追加的な約束に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。

B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

1 投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一の団体がその双方を提供することができる。もつとも、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序の維持に係る規定及び適当な当局により定められる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。

2 投資顧問会社は、年金資金運用基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共

<p>B その他の人に関する</p>	<p>8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス 病院サービス (九三一一)</p>	<p>3 適切な当局は、信用秩序の維持の見地から市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。</p>
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に 限がないことを除く ほか、約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に 限がないことを除く ほか、約束しない。 外国資本の参加に ついては、各分野に 共通の約束に おける記載を除く ほか、制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	

<p>C 社会事業サービス</p>	<p>採血及び供血あつせん業取締法に規定する採血サービス (九三一九九)</p>	<p>る健康サービス 救急車において行われる医療サービス (九三一九二)</p>
	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>
	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>

<p>9 観光サービス及び旅行に関連するサービス</p> <p>A ホテル及び飲食店 ホテル及び飲食店のサービス（仕出し）</p>	<p>社会事業サービス (九三三)</p>
<p>(2) (1) 約束しない。*</p> <p>制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>(2) (1) 約束しない。*</p> <p>制限しない。</p>
<p>(2) (1) 約束しない。*</p> <p>制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) (1) 約束しない。*</p> <p>制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。</p>

<p>B 旅行業サービス (七四七一)</p>	<p>仕出しサービス (六四二三)</p>	<p>サービスを除く。 (六四一一、六四一二、六四一九四、六四二一、六四二二、六四三二、六四三二)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>10 A 興行サービス B 娯楽、文化及びスポーツのサービス</p>	<p>C 観光客の案内サービス D 観光客の案内サービス (七四七二)</p>	
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>C 図書館、記録保管</p>	<p>B 通信社サービス 通信社サービス (九六二)</p>	<p>興行サービス（演 劇、生演奏及びサ カスのサービスを含 む。） (九六一九)</p>
	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>
	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>

<p>その他の文化サービス (九六三三)</p>	<p>史跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス (九六三二)</p>	<p>所、博物館及びその他の文化サービス 図書館及び記録保管所のサービス (九六三一、九六三二)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>D スポーツその他の 娯楽のサービ スポーツに係るサ ービス (九六四一) 遊園地及び海水浴 場のサービ (九六四九一)</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>前記を除くスポ ーツその他の娯楽のサ ービス (九六四**)</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>11 運送サービス A 海上運送サービス (a)、(b) 国際海上運送サービス(貨物及び旅客) (七二一一、七二一二)</p>	<p>(1) 日本国籍を有しない船舶が日本国の不開港場(注)へ寄港することが認められないことを除くほか、制限しない。 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。 (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録</p>	<p>(1) 日本国籍を有しない船舶が日本国の不開港場(注)へ寄港することが認められないことを除くほか、制限しない。 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。 (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録</p>	<p>次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先 (b) 引き船及び引き船援助 (c) 食料供給、給油及び給水 (d) ごみ収集及び廃棄物処理 (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助 (g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠</p>
--	--	--	--

会社の設立については、
約束しない。

- (b) 国際海上運送サービスを
提供するためのその他の
形態の業務上の拠点
(注)については、制限
しない。

注 「国際海上運送サ
ービスを提供するた
めのその他の形態の
業務上の拠点」と
は、シンガポールの
国際海上運送サービ
ス提供者が、海上運
送が主要な部分を占
める運送サービスを
部分的又は完全に統
合された形で自らの
顧客に提供するため
に必要なすべての活

会社の設立については、
約束しない。

- (b) 国際海上運送サービスを
提供するためのその他
の形態の業務上の拠点
(注)については、各分
野に共通の約束における
記載を除くほか、制限し
ない。

注 「国際海上運送サ
ービスを提供するた
めのその他の形態の
業務上の拠点」と
は、シンガポールの
国際海上運送サービ
ス提供者が、海上運
送が主要な部分を占
める運送サービスを
部分的又は完全に統
合された形で自らの

なもの（通信、給水
及び電気の供給を含
む。）

- (h) 応急の修理施設
(i) びよう泊及び係留
のサービス
(j) 内陸運送のサービ
ス（内陸水路におけ
る運送サービス、鉄
道運送サービス及び
道路運送サービス）
-

動を日本国で行うことができないものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い及び販売すること（見積りから送り

顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い

状の作成までの活動を含む。)であつて、サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者が業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うもの

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス(統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送

及び販売すること(見積りから送り状の作成までの活動を含む。)であつて、サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者が業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うもの

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス(統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サー

サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。)を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること
(コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む)

ビス、特に、内陸水路における運送サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。)を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること
(コンピュータ情報)

む。ただし、附属書IV Bの規定に従うことを条件とする。)

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め(企業への資本の参加を含む)を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること(ただし、外国の人員の場合には、附属書VI第A部における各分野に共通の約束に従うことを条件とする)。

報システム及び電子データ交換を含む。ただし、附属書IV Bの規定に従うことを条件とする。)

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め(企業への資本の参加を含む)を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること(ただし、外国の人員の場合には、附属書VI第A部における各分野に共通の約

<p>A 海上運送の補助的</p>	
	<p>(4) (a) 船員については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を務めること。</p>
	<p>(4) (a) 船員については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を務めること。</p> <p>束に従うことを条件とする。</p>

<p>(f) 引揚げその他の</p>	<p>(f) 海上運送の代理店サービス (七四八**)</p>	<p>なサービス (a) 押し船及び引き船のサービス (七二一四)</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>

<p>B 内陸水路における 運送サービス</p> <p>(c) 乗組員を伴う船 の賃貸</p>	<p>(f) 海上貨物運送取 扱サービス (七四八、七四 九)</p>	<p>救助サービス、給 水サービス、給油 サービス及びごみ 収集サービス (七四五四、七四 五九)</p>
<p>(2) (1) 約束しない。 船舶について日本国籍を</p>	<p>(1) 事務所の登録が必要であ る。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 約束しない。 船舶について日本国籍を</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

(七二二三)

取得するには、国籍要件
(注) を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場
(注) へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律により設立された法人で

取得するには、国籍要件
(注) を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場
(注) へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を

<p>(d) 船舶の保守及び修理 (八八六八)</p>	
<p>(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 る港を含む。 港として追加的に定める港を含む。 は、将来、関税法が開港として追加的に定めるとおりである。)に の約束表の付録に掲げるとおりである。 「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 有するもの あつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの</p>
<p>(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 る港を含む。 港として追加的に定める港を含む。 は、将来、関税法が開港として追加的に定めるとおりである。)に の約束表の付録に掲げるとおりである。 「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 有するもの</p>

<p>(f) 引揚げその他の 救助サービス、給 水サービス、給油 サービス及びごみ 収集サービス (七四五四、七四 五九)</p>	<p>(e) 押し船及び引き 船のサービス (七二二四)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(e) 協定第五十八條 6 (t)に定める航空 運送サービスの販 売及びマーケティ ング</p>	<p>C 航空運送サービス (d) 協定第五十八條 6 (s)に定める航空 機の保守及び修理 のサービス</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 航空機製造事業法によ り、サービス提供者に付与 される免許の数は、制限す ることができる。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>E (a) 鉄道運送サービス (七一一一)</p>	<p>D 宇宙運送 (七三三)</p>	<p>(e) 協定第五十八条 6 (u)に定めるコン ピュータ予約シス テムのサービス</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>(d) 鉄道運送機器の 保守及び修理のサ ービス (八八六八)</p>	<p>(c) 押し列車及び引 き列車のサービ ス (七一一三)</p>	<p>(b) 貨物運送 (七一一二)</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。</p>

<p>F 道路運送サービス</p> <p>(a) 旅客運送 (七一一一、七一二二、七一二二)</p>	<p>(e) 鉄道運送サービスの支援サービス</p>	<p>(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 道路運送法に規定する</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 道路運送法に規定する</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>一三、七二二一 四、七二二二</p>	<p>(b) 貨物運送（海上運送と接続する道路貨物運送サービスを含む。） (七二二三)</p>
<p>「一般乗用旅客自動車運送事業」については、サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置をとることがある。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービス提供者の数、サービスの産出量又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置をとることがある。</p> <p>(4) 運転者を伴う車両の賃貸サービスについては、約束しない。</p>
<p>「一般乗合旅客自動車運送事業」については、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 運転者を伴う車両の賃貸サービスについては、約束しない。</p>

<p>(e) 道路運送サービスの支援サービス</p>	<p>(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス (六一一二、八八六七)</p>	<p>(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸 (七一二四)</p>	
<p>(2) (1) 約束しない。制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 約束しない。制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(a) 燃料の輸送 (七一三一)</p> <p>(b) 報酬を受けて 又は契約に基づ</p>	<p>G (a) 燃料の輸送 (七一三一)</p> <p>(a) 報酬を受けて 又は契約に基づ いて行う天然ガ スの輸送サービ ス</p>	<p>(七四四)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 注 サービスを提供する</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) ガス事業法により、サー ビス提供者に付与される免 許の数は、制限することが できる。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>H すべての形態の運 送の補助的なサービ ス</p> <p>(a) 貨物取扱サービ</p>	<p>(b) 燃料以外の物品 の輸送サービス (七一三九)</p>	<p>いて行う石油の 輸送サービス</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 前に、石油パイプライ ン事業法に基づく許可 が必要である。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>しない。</p>

<p>(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス (七四二)</p>	<p>(b) 倉庫サービス (石油及び石油製品に関連するサービスを除く。) (七四二)</p>	<p>ス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。) (七四一)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(d) 日本国内の通関業サービス</p>	<p>(c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物運送取扱サービスを除く。） (七四八)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 約束しない。* (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 約束しない。* (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス （九五、九七、九八、九九） 家事支援サービス （社会事業サービスに分類されているサービスを除く。）</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

付録

日本国の開港の一覧（この協定の署名の日現在のもの）

紋別

網走

花咲

釧路

十勝

苫小牧

室蘭

函館

小樽

石狩湾

酒田 能代 秋田船川 仙台塩釜 石巻 気仙沼 大船渡 釜石 宮古 八戸 青森 稚内 留萌

相馬

小名浜

日立

常陸那珂

鹿島

木更津

千葉

京浜

横須賀

直江津

柏崎

新潟

伏木富山

尾鷲 津 四日市 名古屋 衣浦 三河 御前崎 清水 田子の浦 敦賀 内浦 金沢 七尾

宮津
舞鶴
阪南
大阪
尼崎西宮芦屋
神戸
東播磨
姫路
相生
新宮
和歌山下津
境
浜田

宇野
水島
福山
尾道系崎
竹原
吳
広島
土生
岩国
平生
徳山下松
三田尻中関
山口

新居浜 今治 松山 宇和島 高松 坂出 丸龜 詫間 橘 德島小松島 関門 萩 宇部

三島川之江

高知

須崎

博多

苅田

三池

唐津

伊万里

長崎三重式見

松島

佐世保

松浦

巖原

喜入 鹿兒島 志布志 油津 細島 佐伯 津久見 佐賀関 大分 熊本 三角 八代 水俣

石垣 平良 那霸 金武中城 川内 枕崎

シンガポールの約束表

注釈

1 この約束表におけるサービス分野の分類は、国際連合統計部の千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（CPC）による（ただし、CPC番号が明記されていない場合を除く）。記載の順番は、千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一二〇で使用されているサービス分野分類表を反映している。特定の約束の記載は、千九百九十三年九月三日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一六四及び千九百九十三年十一月三十日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一六四 追補一に言及されている指針に従っている。

2 個別の中央生産物分類番号に付された「**」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。「約束しない。」*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

3 この約束表は、協定第六十三条に従って作成され、次の二の部から成る。

(a) 第一部は、シンガポールによるすべての特定の約束に適用される各分野に共通の約束を含む。

(b) 第 部は、分野ごとの特定の約束の表である。

4 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、協定が適用されないので、この約束表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物運送取扱サービスを含まない。

5 協定第七章は海上運送分野の内航海運に適用されないので、内航海運は、この約束表に含まれない。

第I部 各分野に共通の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野		(1)、(2)、(3)、(4) 次にいうすべての補助金又は交付金については、約束しない。 (i) 現地企業を発展させることを助長するためのもの	

-
-
-
- (ii) 法人が事業を拡張し及び改善することを支援するためのもの
- (iii) その他の国家政策上の考慮（社会福祉、人材開発、文化振興、住宅、教育及び健康に関するものを含む。）に基づき供与されるもの
- (3) 法人の業務上の拠点、設立の権利及び移転については、次の規定に従うものとする。
- Ⅰ 企業を登録しようとする外国人は、シンガポール市民、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者のいずれかである現地の支配人を置く必要がある（ただ
-

し、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者である外国人は、現地の支配人を任用することなく、企業を登録することができる。

— 少なくとも一名の役員は、現地在住でなければならぬ。

— シンガポールにおいて登録されるすべての外国企業の支店は、少なくとも二名の現地在住の代理人を置かなければならぬ（現地在住者と認められるためには、シンガポール市民、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者のい

第 部 分野ごとに行う特定の約束

<p>分 野</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>内国民待遇に係る制限</p>	<p>追加的な約束</p>
<p>1 実務サービス A 自由職業サービス 日本の法律に関する相談サービス (八六一**)</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	
	<p>(4) 附属書VI第A部において特定されている場合を除くほか、自然人の存在については、約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 ずれかであればならない。</p>	

<p>会計、監査及び簿記サービス（財務監査サービスを除く。） （八六二**）</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>財務監査サービス （八六二一一）</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならぬか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならぬことを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならぬか、企業の共同</p>		

<p>その他の税関連サービス (八六三〇九)</p>	<p>税務サービス(その他の税関連サービスを除く。) (八六三**)</p>	
<p>(1) 公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならぬか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならぬことを除くほか、制限しない。 約束しない。</p>

-
- 者でなければならぬことを除くほか、制限しない。公認会計士委員会に登録した公認会計士のみが現地税法の税コンサルタントとして活動することができる。
- (2) 制限しない。
- (3) 公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならぬか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならぬことを除くほか、制限しない。シンガポール公認会計士委員会に登録した公認会計士のみが現地税法の税コンサルタントとして活動することができる。
-
- (2) 制限しない。
- (3) 制限しない。
- (4) 各分野に共通の約束にとができる。
-
- (2) 制限しない。
- (3) 制限しない。
- (4) 約束しない。
-

<p>エンジニアリング 及び総合エンジニア リングのサービス (八六七二、八六七 三)</p>	<p>建築サービス (八六七二)</p>	
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) シンガポールにおいて当 局の認可を要するエンジニ アリング作業を実施するに は、シンガポールに居住す る専門エンジニアがこれを 行わなければならないこと を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	

<p>医師サービス (九三一一一、九三 一二二)</p>	<p>景観設計サービス (八六七四二)</p>	<p>都市計画サービス (八六七四一)</p>	
<p>(3) 毎年登録される新たな外 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	

<p>(九三二) 獣医師サービス</p>	<p>(九三一―二三) 歯科医師サービス</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>国人医師の数を医師の総供給数に基づいて制限する場 合があることを除くほか、 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>B 電子計算機サービス 電子計算機ハード</p>	<p>その他の自由職業 サービス</p>	<p>助産婦、看護婦、 理学療法士及び准医 療従事者により提供 されるサービス (九三一九一**)</p>	
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>C 研究及び開発のサービス</p> <p>自然科学の研究及び開発のサービス</p>	<p>ウェアの設置に関連する相談サービス (八四一)</p> <p>ソフトウェア実行サービス (八四二)</p> <p>データ処理サービス (八四三)</p> <p>データベース・サービス (八四四)</p> <p>その他の電子計算機サービス (八四五、八四九)</p>
<p>(2) (1)</p> <p>制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1)</p> <p>制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

D 不動産に係るサー	学際的な研究及び 開発のサービス (八五三)	社会科学及び人文 科学の研究及び開発 のサービス（法律研 究を除く。） (八五二**)	(八五二)	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	
				(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	
	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。
	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。

<p>E 運転者を伴わない 賃貸サービス 船舶に関する運 転者を伴わない賃 貸サービス (八三一〇三)</p>	<p>不動産サービス 不動産サービス (あらゆる種類の 不動産(すなわち、 土地及び建物。国 が所有する不動産 を除く。)の評価サ ービスを含む。) (八二一**、八二 二**)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約 束における記載を 除くほか、約束 する記載を除くほ か、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 六階建て未満の 建物における土 地区分所有権付 き住居用不動産 及び住居用不動 産の外国人によ る所有及び開発 につき約束しな いことを除くほ か、制限しない。 (4) 各分野に共通 の約束における 記載を除くほか 、約束</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 住宅開発を目的 とする土地の購 入につき約束し ないことを除く ほか、制限しな い。 (4) 約束しない。</p>

<p>航空機に関する運 転者を伴わない賃貸 サービス (八三一〇四)</p>	<p>家用車両、物品 運送車両、その他 陸上運送機器に関 する運転者を伴わ ない賃貸サービス (八三一〇一、八三 一〇二、八三一〇 五)</p>	<p>しない。</p> <p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p> <p>(1) シンガポールにおける使 用を目的とするシンガポ ール居住者による当該車両の 貸出しを禁止することを除 くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>航空機に関する運 転者を伴わない賃貸 サービス (八三一〇四)</p>	<p>家用車両、物品 運送車両、その他 陸上運送機器に関 する運転者を伴わ ない賃貸サービス (八三一〇一、八三 一〇二、八三一〇 五)</p>	<p>しない。</p> <p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p> <p>(1) シンガポールにおける使 用を目的とするシンガポ ール居住者による当該車両の 貸出しを禁止することを除 くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>F その他の実務サービス (八七二)</p>	<p>個人用品及び家庭用品に関する賃貸サービス (八三二)</p>	<p>その他の機械及び機器に関する運転者を伴わない賃貸サービス (八三一〇六一八三一〇九)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>

<p>経営相談に関連するサービス (八六六)</p>	<p>経営相談サービス (事務所経営及び管理サービスを含む) (八六五)</p>	<p>市場調査及び世論調査のサービス (八六四)</p>	
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	

<p>農業、狩猟、林業 及び漁業に付随する</p>	<p>自動車に係る試験 及び分析サービス (八六七六三**)</p>	<p>技術試験及び分析 サービス(自動車に 係る試験及び分析サ ービスを除く。 (八六七六**)</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>五) 五) 鉱業に付随するサービス (八八三、五一)</p>	<p>二**) (八八一**、八八二**) サービスを含む。 のための相談サービスを含む。 (八八一**、八八二**) サービス及び木材伐採に関するサービスを含む森林サービス サービスを除く。森林木材伐採に関するサービスを除く。森林サービス及び木材伐採に関するサービスを含む森林サービス及び木材伐採に関するサービスを含む森林サービス</p>
<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) ける記載を除くほか、約束 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束 制限しない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 制限しない。</p>

電力の小売	<p>パイプラインによるガスの輸送、配給及び小売並びに配給に付随するサービス</p>	<p>製造業に付随するサービス (八八四、八八五(八八四四二を除く。))</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 五メガワット以上の電力</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 天然ガスの取引及び小売を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>(八七三〇二) 警備相談サービス</p>	<p>(八七二) 人員をあっせんし及び提供するサービス</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>警報監視サービス (八七三〇三)</p>	<p>非武装警備サービス (八七三〇五**)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 この分野におけるすべての約束は、民間調査及び警備代理店業法(第二百四十九章)に従うものとする。 同法は、次のとおり規定する。 外国人は、賃貸の ための非武装警備員 を提供する代理店を 設立することを許可 されるが、企業の登</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

録は、現地の者の参加を得て行わなければならない。当該企業の役員のうち少なくとも一人は、シンガポール市民又はシンガポール永住者でなければならない。

― 外国人である役員は、自らの出身国から発給された無犯罪証明書を提示するか、又は現地の宣誓委員の前で法定の宣誓を行わなければならない。

― 外国人は、警備員として働くことを許されない。ただし、当該企業の運営に関

<p>測量サービス（水路測量に関連する地表測量及び地図製作サービスを除く。）</p>	<p>地質学的、地球物理学及ぶその他の科学的予報サービス（八六七五二）</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>与することができ る。 (4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>
<p>(3) (2) (1) 限しない。 次の場合を除くほか、制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。*</p>

(八六七五二)*
、八六七五三
、八六七五四
*)

有限責任会社については、証明が必要でかつサービス提供者の排他的利用のためで行うシンガポールにおける測量作業は、次の(i)、(ii)及び(iii)のすべての要件を満たす当該会社の役員の管理及び運営の下で行わなければならない。

(i) 通常シンガポールに居住する登録された測量技術者であること。

(ii) 有効な開業証明書を有すること。

(iii) 当該会社の株式を少なくとも一株有する登録された株主であること。

無限責任会社について

は、証明が必要でかつサービス提供者の排他的利用のためでなく行う測量作業に関する限り、その業務は、次の(i)、(ii)及び(iii)のすべての要件を満たす当該会社の役員の管理及び運営の下で行わなければならない。

(i) 通常シンガポールに居住する登録された測量技術者であること。

(ii) 測量作業に従事することを許可する有効な開業証明書を有すること。

(iii) 当該会社の社員であるか、又は当該会社の株式を少なくとも一株有する登録された株主

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

(4)

であること。
組合については、証明が必要でかつサービス提供者の排他的利用のためでなく行う測量作業に関する限り、その業務又は出資は、次の(i)、(ii)及び(iii)のすべての要件を満たす組合員の管理及び運営の下で行わなければならない。

(i) 登録された測量技術者であること。
(ii) 通常シンガポールに居住する者であること。
(iii) 有効な開業証明書を有すること。
約束しない。

<p>写真サービス (八七五)</p>	<p>建築物の清掃サービス (八七四)</p>	<p>機器（海運船舶、航空機又はその他の運送機器を含まない。）の保守及び修理 (六三三、八八六一―八八六六**)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>電話応対サービス (八七九〇三) このサービスは、</p>	<p>会議及び展覧会運 営サービス並びに秘 書業務サービス (八七九〇九**)</p>	<p>梱包サービス (八七六)</p>	
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	

<p>翻訳及び通訳サービス (八七九〇五)</p>	<p>複写サービス (八七九〇四)</p>	<p>シンガポール放送庁法（第二百九十七章）に基づき認可され及び規制されるサービスを含まない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>専門デザイナー・サービス (八七九〇七)</p>	<p>郵送リスト作成及び 郵送サービス (八七九〇六)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 この分野におけるすべての約束は、郵便サービス分野(七五一一)における制限に従うものとする。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

2 通信サービス

B クーリエ・サービス

道路貨物運送により提供されるクーリエ・サービス（シンガポール郵便有限公司から専業免許を受けて提供される速達（注）及び郵便サービスを除く。）

（七五二二**）

注 速達サービスとは、国内若しくは国際速達サービス又はその両方をいう。このサービスは、千九百九十七年の電気通信（郵便サービスのため

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 制限しない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 制限しない。
- (4) 約束しない。

の種別免許)に関する規則の下で管理する。速達は、同日に送達し及び受領しなければならず、かつ、その料金は、一通につき一シンガポール・ドル又はシンガポール郵便の二〇グラムの普通郵便料金の三倍のいずれか高い方より高くなければならない。国際速達郵便は、シンガポール郵便による航空郵便の公表された送達基準よりも速く送達され、かつ、

<p>その料金は、シンガポール郵便の二〇グラムの普通航空郵便が同じ目的地の国に送達される場合の料金の少なくとも三倍より高くなければならない。到着国際速達郵便は、同日に送達されなければならない。</p>	<p>C 電気通信サービス</p>
<p>― 認可される免許の数は、周波数スペクトル（注）及び土地の利用可能性といった物理的制約によってのみ制限される。 注 スペクトルの制約を考慮して、無線技術を利用した伝送網を展開することに関心を有する者は、入札又は競売の過程を経て認可される。 ― この約束表には、情報通信芸術省及びシンガポール放送庁法（第二百九十七章）によって認可され及び規制されるサービスを含まないが、シンガポール情報通信開発庁によって認可され及び規制されるサービスを排除するものではない。</p>	

<p>電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者（FBO）</p> <p>(注)</p> <p>注 電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提 供する事業者と は、既に認可され た電気通信事業 者、企業及び消費 者に対し、公衆電 気通信、電気通信 伝送容量及び電気 通信サービスを提 供するために、あ らゆる形態の電気 通信網、電気通信</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

システム及び電気
通信設備を展開す
る意図を有する事
業者をいう。

(a) 公衆電気通信
提供者（P T
L）として指定
される電気通信
回線設備を設置
して電気通信サ
ービスを提供す
る事業者（注）

注 シンガポ
ル情報通信開
発庁（I D
A）は、電気
通信回線設備
を設置して電
気通信サービ
スを提供する

事業者が合理的な期間内に住民の大部分にサービスを提供するため、実質的な社会基盤投資及び電気通信網の拡張を行うことを約束する場合には、公衆電気通信提供者として指定を受けようとする電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者の

申請を好意的に考慮する。公衆電気通信提供者は、伝送網の設置手続並びに伝送網の保守及び保護に関し、電気通信法(第三百二十三章)に基づき特別の考慮を受ける。

(b) 電気通信を目的とした地上電気通信網(注)。これには、次のものを含む。

注 これらの伝

送網は、国際
電気通信、全
国電気通信、
地方電気通信
又は選択され
た地方電気通
信を対象とす
ることができ
る。

― 海底ケーブ
ル（陸揚げ局
等の設置及び
無効にできな
い使用権の販
売を含む。）

― 衛星国際交
換局

― 国内電気通
信網（幹線及
び地域接続を

<p>(c) 公衆携帯移動電話サービス(含む)</p> <p>(d) 公衆無線ペーシング・サービス (PCMTS)</p> <p>(e) 公衆移動データ・サービス (PRPS)</p> <p>(f) 公衆中継無線サービス (PTRS)</p> <p>(g) 放送のみを目的とした地上電気通信網</p> <p>(h) 放送を目的とした衛星上り回線及び下り回線</p>			
--	--	--	--

電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者（SBO）（注）

注 電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者とは、第三者に電気通信サービスを提供するために、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者であるサービス提供者から電気通信伝送網の要素（すなわち、伝送容量、

- (1) 制限しない。
 (2) 制限しない。
 (3) 制限しない。
 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (1) 制限しない。
 (2) 制限しない。
 (3) 制限しない。
 (4) 約束しない。

交換サービス、導
管及びファイバー
など）を借り受け
るか又は電気通信
回線設備を設置し
て電気通信サービ
スを提供する事業
者の電気通信サー
ビスを再販する事
業者をいう。

(a) 個別に認可さ
れたサービス

― 国際単純再
販（ISR）

（注）

注 これに
は、音声及
びデータ通
信の双方を
含む。

-
- | 専用線サービス
 - | 仮想専用線網 (VPN)
 - | 管理データ通信網サービス
 - | インターネット接続サービス
 - | インターネット交換サービス
 - | データ等の保存及び転送 (S&F) に係る付加価値網サービス
 - | 電話交換手
-
-
-
-

が対応するオ
ーディオテッ
クス・サービ
ス

(b)
種別認可
(注)を受けた
サービス

注 種別認可制
度の下では、
認可条件は、
官報に告示さ
れる。いかな
るサービス提
供者も、種別
認可の条件を
読み及び同意
したものとみ
なされる。サ
ービス提供者
は、シंगाポ

ル情報通信
開発庁に登録
することが必
要である。

国際電話の
発信元の転換
サービス

インターネ
ットを利用し
た音声又はデ
ータ・サービ
ス

国際通話カ
ード（IC
C）サービス

オーディオ
テックス・サ
ービス

公衆電気通
信サービス

<p>ス 映画の映写サービ (九六一二)</p>	<p>D 音響・映像サービ ス 映画及びビデオテ ープの制作及び配給 のサービス (九六一一)</p>	<p>(P S T S) の再販 データ等の 保存及び検索 (S & R) に 係る付加価値 網サービス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 各分野に共通の約束にお 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>録音に関する制作、配給及び公衆への展示（これは、すべての放送及び音響・映像サービス並びに放送に関連する機材を含むものではない。含まれないサービスの例は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 無料無線放送 ― 有線及び有料テレビ ― 衛星による直接放送 	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>ト) テレテキスト</p>	<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス 建築現場における準備工事 (五一二) 建築物に係る建設工事 (五一二) 土木に係る建設工事 (五一三) プレハブ建築物の組立て及び建設 (五一四) 専門職による建設工事 (五一五)</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>設置工事 (五一六) 建築物の仕上工事 (五一七) 建築物の建設若しくは取壊し又は土木工事のための機器に関する運転者を伴う賃貸サービス (五一八)</p>	<p>4 流通サービス A 問屋サービス 問屋サービス（報酬を受けて又は契約に基づいて行う医薬品及び医療品並びに化粧品の販売を除く。） (六二一**。六二</p>
	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。</p>

<p>報酬を受けて又は契約に基づいて行うシンガポール市場向けではない医薬品及び医療品並びに化粧品の販売 (六二一一七**)</p>	<p>一一七を除く。</p>
<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。</p> <p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>報酬を受けて又は 契約に基づいて行う シンガポール市場向 けの医薬品及び医療 品並びに化粧品の販 売 (六二一七***)</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>B 卸売サービス 卸売サービス（医 薬品、医療品並びに 外科及び整形外科の 器具の卸売サービス を除く。） (六二二***)</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇 に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸 入禁止又は個別の輸入許可取 得の対象となる物品の流通サ ービスは、この分野における 約束の範囲から除かれる。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>C 小売サービス</p> <p>次のものを除く小売サービス</p> <p>(a) 食料、飲料及びたばこ</p> <p>(b) 医薬品及び医療品</p> <p>(c) 自動車販売</p> <p>(六三二***)</p>	<p>医薬品、医療品並びに外科及び整形外科の器具の卸売サービス</p> <p>(六二二五一、六二二五二)</p>	
<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限</p> <p>他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>食品、飲料及びた ばこの小売サービ （六三一〇）</p>	
<p>市場アクセス及び内国民待遇 に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸 入禁止又は個別の輸入許可取 得の対象となる物品の流通サ ービスは、この分野における 約束の範囲から除かれる。</p> <p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>自動車の販売 次のものに限る。 自動車の卸売サ ビス (六一一一一) 自動車の小売サ ビス (六一一一二) 自動車の部品及び アクセサリーの販売 (六一一三〇) オートバイ、スノ ーモービル並びに関</p>	<p>医薬品、医療品及 び整形外科用品の小 売サ―ビス (六三二一一)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>中等の及び中等後の 技術及び職業教育サ ービス (九二二三〇、九二二</p>	<p>5 教育サービス</p>	<p>D フランチャイズ フランチャイズ・ サービス (八九二九**)</p>	<p>連部品及びアクセサ リーの販売 (六一二一〇)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、シン ガポールにおける専門業務のための許可、登録及び資格を目的とした大学の学位の認定 に適用するものと解してはならない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>		<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>成人教育サービス (九二四〇〇)</p>	<p>他のより高等な教育 サービス (九二三九〇)</p>	<p>四〇、九二三一〇</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 医師の総供給数に基づき、医学学位を求めることができる者の数を制限することを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>汚水サービス (九四〇一〇)</p>	<p>6 環境サービス 次のものを除く環境サービス (a) 汚水サービス (九四〇一〇) (b) 新たな環境サービス (九四**)</p>	<p>英語課程を含む短期間の訓練 (九二九〇**)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(b) 所得補償、事故及び健康保険サービス並びに信用保</p>	<p>(a) 年金、所得補償、事故及び健康保険サービスを含む生命保険サービス</p>	<p>7 A 金融サービス A 保険及び保険関連のサービス</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) シンガポールにおいて免許を受けた保険会社からの</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>この約束表におけるすべての約束は、協定第六十四条の規定及び附属書IV A IIの規定に適合するシンガポールの参入要件、国内法、指針及び規則並びに、場合によっては、シンガポール通貨監督庁(MAS)又はその他の関係当局若しくは団体の条件に従うものとする。この約束表における約束は、附属書IV A Vに定める新たな金融サービスには適用しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>		<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(d) 保険仲立及び代</p>	<p>(c) 再保険及び再々 保険</p>	<p>険契約、履行保証 契約又は類似の保 証契約を含む生命 保険以外の保険サ ービス</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 代表事務所は、営業を行 い又は代理店として活動す ることができない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>み購入することができる自 動車損害賠償責任強制保険 及び労働者災害補償強制保 険を除くほか、制限しな い。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

(e) 保険数理、損失	<p style="text-align: right;">理店サービスから 成る保険仲介業</p>
(1) 制限しない。	<p>(2) 代理店業者は、登録されて いない保険者のために活 動することを許されない。 ただし、再保険のリスク 及び船主責任相互保険組合 による保険の対象となるリ スクを除き、仲立業者は、 シンガポール通貨監督庁の 許可を得て、シンガポール 国外で国内リスクを引き受 けることができる。</p> <p>(3) 元受及び再保険仲立業者 は子会社として設立しな ければならないことを除くほ か、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
(1) 制限しない。	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>(a) 公衆からの預金 その他払戻しを要 する資金の受入れ</p>	<p>B 銀行及びその他の 金融サービス</p>	<p>調整、平均調整、 及び助言的サービ スから成る保険に 補助的なサービス</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行 及び金融会社として認可さ れた機関のみが預金を受け 入れることができる。 外国の金融機関が、当該 外国における倒産管財又は</p>	<p>この約束表におけるすべての約束は、協定第六十四条の規定及び附属書IV A IIの規定に適合するシンガポールの参入要件、国内法、指針及び規則並びに、場合によっては、シンガポール通貨監督庁(MAS)又はその他の関係当局若しくは団体の条件に従うものとする。この約束表における約束は、附属書IV A Vに定める新たな金融サービスには適用しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設 立された銀行は、役員会及 び上級取締役の指名の決定 及び見直しのための指名委 員会の設立が義務づけられ</p>		<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

清算手続において当該外国の預金者と比べて海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを自国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督庁は、シンガポール事務所での預金者の利益を保護するために当該外国の金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができる。

シンガポール通貨監督庁は、外国の銀行に、シンガポールの国内法に準拠して設立することを要求することができ。

外国銀行、マーチャント銀行及び金融会社の設立及び運営もまた、7 B (a) から7 B (1) までのサービス分野

る。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならぬ。

外国銀行は、一の事務所のみにおいて運営することができる（窓口外業務を除く）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設立することができない。

すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。

銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許

に係る制限及び次の制限に従うものとする。

商業銀行

新たな通常銀行及び制限付銀行の設立は、認めない。新しい外国銀行は、オフショア銀行の支店又は代表事務所としてのみ設立することができる。

代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができる。

銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、非居住者に対してのみ、外国通貨預金口座を運営することができる。

が必要である。

制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座勘定を運営することができる。シンガポール・ドル建ての預金については、一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れ及び当座勘定を運営することができる。

オフショア銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金を受け入れることができる。シンガポール・ドル建ての預金については、オフショア銀行は、非居住者より一預金当たり二五万

一の外国株主又は関連する外国株主集団は、シンガポールにおいて設立された銀行の株式を五パーセントを限度に保有することができる。シンガポール通貨監督庁の許可は、五パーセント、一二パーセント及び二〇パーセントを越える株式の保有についても必要となる。

上限値を超える株式保有の申請の審査に当たっては、シンガポール通貨監督庁は、不当な支配を予防し、公共の利益を保護し又は金融システムの一体性を

シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れることができる。

マーチャント銀行

マーチャント銀行は、一の事務所のみにおいて運営することができる（窓口外業務を除く。）。

マーチャント銀行の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

マーチャント銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、外貨資金を居住者及び非居住者から調達し、外貨貯蓄預金を非居住者のために運用し、並びに自らの株主から及び自らの株主、銀行、その他のマー

確保するために必要と考える条件を課すことができる。

シンガポールにおいて設立された銀行の子銀行に対する、親銀行以外の投資家による株式の保有は、最大四九パーセントに制限する。子銀行の経営は、親銀行であるシンガポールにおいて設立された銀行が支配しなければならぬ。

マーチャント銀行

外国銀行及びマーチャント銀行は、マーチャント銀行の子銀行又は支店として設立することができる。

チャント銀行及び金融会社によつて支配されている会社からシンガポール・ドル建ての資金を調達することができる。

金融会社

金融会社及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

外国資本が所有する金融会社は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設立することができる。

	<p style="text-align: right;">金融会社</p> <p style="text-align: right;">新たな金融会社の設立は、認めない。</p> <p style="text-align: right;">各国内金融会社の外国資本比率は、二〇パーセントを超えてはならない。</p> <p style="text-align: right;">外国通貨、金又はその他の貴金属の取引及び外貨建ての株式、債務証券又は転換証券の取得は、金融会社法（第百八章）に基づくシンガポール通貨監督庁の許可の対象となる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p>

(b) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(1)	約束しない。
(2)	制限しない。
(3)	(i) クレジット・カードは、シンガポール通貨監督庁の指針に従い、シンガポール通貨監督庁の許可を受けたカード発行者によって発行することができる。
(ii)	現地及び外国資本に所有されている金融機関は、非居住者に対して、五〇〇万シンガポールドル以下の信用供与枠を自由に提供することができる。五〇〇万シンガポールドルを超える信用供与枠については、シンガポール・ドルに対する投機以外の目的のため

(1)	制限しない。
(2)	制限しない。
(3)	各オフショア銀行のシンガポール・ドル建ての居住者に対する貸付けは、総額で五億シンガポール・ドルを超えてはならない。
	オフショア銀行は、五億シンガポール・ドルの制限を免れるために自らの関連するマーチャント銀行を使用してはならない。
	クレジット・カードのための店舗外の現金引き出し機の設置については、約束しない。

に、非居住者に対して提供することができる。ただし、次のことに従うことを条件とする。

― 金融資産及び不動産における投資財産に使用する場合には、当該投資財産が流動化したときには、シンガポール・ドルの信用供与枠を撤回すること。

― オフショアで使用する場合には、シンガポール・ドルの収益を海外に送金する前にスワップ取引その他の為替取引により外国通貨に交換すること。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

(4) 約束しない。

<p>(d) すべての支払及び送金サービス（クレジット・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）</p>	<p>(c) ファイナンス・リース</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 送金業務が銀行及びマーチャント銀行によって行われる場合を除くほか、送金業務を行う店舗は、シンガポール市民がその過半数を所有しなければならない。 銀行小切手は、銀行のみ</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 7 B (b) のサービス分野における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 7 B (b) のサービス分野における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

(e) 保証	
(1) 信用保険契約、履行保証契約又は類似の保証契約を提供する保険会社に対する7 A (b)のサービス分野に記載する制限を除くほか、制	<p>が発行することができる。 多目的価値を有するカードは、シンガポール通貨監督庁によって免許を受けたシンガポール国内の銀行のみが発行することができる。</p> <p>7 B (b)のサービス分野の(3)に記載する制限は、7 B (d)のサービス分野にも適用する。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。

<p>(f) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）</p> <p>ー 短期金融市場 商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）</p>	
<p>(1) 自らのために行う7 B (f) のサービス分野に掲げる商品の取引を除くほか、約束しない。短期金融市場商品、外国為替並びに為替及び金利商品の取引は、金融機関のみが行うことができる。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 銀行及びマーチャント銀行は、顧客のための金融先</p>	<p>限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 7 B (b) のサービス分野の (3) (ii) に記載する制限を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 7 B (b) のサービス分野に記載するものを除くほか、</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

- ― 外国為替
- ― 派生商品（先物及びオプションを含む。）
- ― 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
- ― 譲渡可能な有価証券
- ― その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

物取引を行うため、別個の子会社を設置しなければならない。

金融先物取引の仲立業者は、支店又は子会社を設けることができる。

有価証券売買業者は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替及び金利のリスクに備える必要がある限り、非居住者との通貨スワップ取引を通じて、シンガポール・ドル建てで貸付けを行うことができる。

有価証券売買業者は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上

制限しない。

及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替リスクに備える必要がある限り、非居住者との間でシンガポール・ドルに係るオプション取引を行うことができる。ただし、次のことに従うことを条件とする。

(i) 当該オプション取引が行われる際に必要とされるシンガポール・ドル又は外国通貨の量に見合うだけの現金を保有していること。

(ii) 提示されているオプション取引が、直接取引又は他では許容されていないシンガポール・ドル建ての信用供与枠を構成す

るようなその他の取引と
組み合わせられていないこ
と。

(iii) 非居住者が、シンガポ
ールとの貿易又はシンガ
ポールにおける経済上及
び金融上の活動に備える
必要があることを証明す
る書面の証拠があるこ
と。

銀行及びマーチャント
銀行によって行われてい
る両替業務を除くほか、
両替業者は、シンガポー
ル市民がその過半数を所
有しなければならぬ。
(4) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、約束
しない。

(4) 約束しない。

(g) すべての種類の
有価証券の発行へ
の参加（委託を受
けたものとして行
う引受け及び売付
け並びに当該発行
に関連するサービ
スの提供を含む。）

(1) 自らのために行う有価証
券の発行、シンガポールの
株式仲介業者、銀行若しく
はマーチャント銀行を通じ
た有価証券の引受け及び売
付けへの参加を除くほか、
約束しない。

(2) 制限しない。

(3) シンガポール証券取引所
（SGX）は二千年七月以
降新たな会員の加盟を認め
てきた。二千年七月以降に
加盟を認められたシンガポ
ール証券取引所の会員は、
居住者である投資家とシン
ガポールで設立された会社
のシンガポール・ドル建て
の証券を一五万シンガポー
ル・ドルを最低限度額とし
て直接取引することができ

(1) 制限しない。

(2) 制限しない。

(3) 外国人による投資の総額
は、シンガポール証券取引
所の会員である有価証券売
買業者の払込資本の七〇パ
ーセントを超えないものと
する。

(h) 資金媒介業	
(1) 約束しない。	<p>る。 代表事務所は、営業を行 い又は代理店として活動す ることができない。</p> <p>シンガポール証券取引所 への銀行及びマーチャント 銀行の加盟は、子会社を通 じて行わなければならない い。</p> <p>シンガポールで許可を受 けた銀行に限り、シンガポ ール政府発行有価証券の主 要な有価証券売買業者とし て登録するための申請を行 うことができる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
(1) 約束しない。	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(i) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束において、中央預託有限会社に限 り、仮株券無しの取引システムに基づいて、有価証券の保管及び預託のサービスを提供することを認める。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 資産運用会社、信託サービス会社並びに保管及び預託を行う会社は、支店、子会社又は合弁会社として設立することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

	<p>(j) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証券を含む。）のための決済及び清算のサービス</p>
<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 海外の証券取引所の上場した金融資産のための決済及び清算のサービスの提供を除くほか、約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 証券取引所で取引される有価証券及び金融先物の決済及び清算のサービスは、シンガポール証券取引所又はその子会社のみが提供することができる。</p> <p>シンガポール・ドルの小切手の決済及び清算のサービス並びに銀行間資金移転は、シンガポール手形交換所協会により任命された運</p>
<p>約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p>

<p>(k) 助言その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査及びこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）</p>	
<p>(1) 投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての公衆一般への助言の提供については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 投資顧問業者は、支店、子会社、合弁会社又は代表事務所として設立することができる。</p> <p>代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>営者のみを提供することができる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(1) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供を除くほか、約束しない。 外国銀行のシンガポール支店は、データ又は情報が適切に管理されることを条件として、当該データ又は情報をその処理のために本店及び他の支店に送付することができる。データ又は情報の一体性及び秘密性は保護される。また、シンガポール通貨監督庁は、データ又は情報が処理される場所において、当該データ又は情報へのアクセスを認め</p>	<p>(1) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供については、制限しない。</p>

<p>8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス</p>	
	<p>られる。</p> <p>(2) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供が認められることを除くほか、約束しない。</p> <p>(3) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供は、認める。銀行及びマーチャント銀行に対する金融データの処理サービスは、銀行及びマーチャント銀行の顧客情報の秘密の保護に関する国内法に従うものとする。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>所法 (第二百四十八 私立病院及び診療</p>	<p>B その他の人に関する健康サービス その他の人に関する健康サービス(救急車サービス) (九三一九二)</p>	<p>A 病院サービス 病院サービス (九三一一〇)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>

<p>居住施設を通じて 高齢者及び心身障害 者に提供する社会事 業サービス (九三三一一) 居住施設を通じて 児童及びその他の者 に提供する社会事業</p>	<p>C 社会事業サービス</p>	<p>章)に定める救急治 療病院、老人ホーム 及びリハビリ病院で あつて、商業的な原 則に基づいて運営さ れるもの (九三一九三**)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 この約束表の付録に記載されている法定監督サービスは、これらの約束の範囲から除 外される。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) シンガポールが、非居住 者であるサービス供給者が シンガポールにおいて事業 を請願することができるか 又は積極的なマーケティング を行うことができるかに ついて決定する自由裁量を</p>		<p>(3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>宿泊施設の提供を伴わない社会事業サービス (九三三二二)</p>	<p>サービス (九三三二二)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。</p>	<p>(3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) シンガポールが、非居住者であるサービス供給者がシンガポールにおいて事業</p>	<p>(3) 保持することを除くほか、制限しない。 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

	<p>(3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>食事の給仕サービス (政府によって運</p>	<p>9 観光サービス及び旅行に関連するサービス A ホテル及び飲食店 (仕出しを含む) ホテル及びその他の宿泊サービス (六四一)</p>	<p>D その他の健康に関連するサービス及び社会事業サービス</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 約束しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>

<p>B 旅行業サービス</p>	<p>店内消費のための 飲料の給仕サービス (六四三)</p>	<p>政府によって運営 されている食事施設 における食事の給仕 サービス (六四二**)</p>	<p>営されている食事施設 における食事の給 仕サービスを除く。 (六四二**)</p>
	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>D その他の観光サービス及び旅行に関連するサービス</p>	<p>C 観光客の案内サービス 観光客の案内サービス (七四七二)</p>	<p>旅行業サービス (七四七一)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>C 図書館、記録保管所、博物館及びその他の文化サービス 図書館サービス (九六三一一)</p>	<p>10 娯楽、文化及びスポーツのサービス A 興業サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） (九六一九)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>公園（国立公園法（第九十八A章）に定める国立公園、自然保護区及び緑地</p>	<p>博物館サービス（史跡及び建物の保存サービスを含む。）（九六三二）</p>	<p>記録保管所のサービス（国家遺産委員会法（第九十六A章）に明示するサービスを除く。）（九六三一*）</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

E その他の娯楽、文	D スポーツその他の 娯楽のサービス スポーツその他の 娯楽のサービス（賭 博サービスを除く。） （九六四**）	その他の文化サー ビス（前記に定める 公園を除く。） （九六三三**）	を除く。） （九六三三**）
(1) 約束しない。	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	ける記載を除くほか、約束 しない。
(1) 約束しない。	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

<p>化及びスポーツのサービス</p>	<p>11 運送サービス</p> <p>A 海上運送サービス 国際運送（貨物及び旅客）（内航海運を除く。） （七二一一**、七二一二**）</p>
<p>(2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 商船法（第七十九章）に明示するシンガポールを旗国とする船舶の登録に係るものを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。船舶の乗組員の企業間又は企業内の転任については、約束しない。</p>
<p>(2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 商船法（第七十九章）に明示するシンガポールを旗国とする船舶の登録に係るものを除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>海上運送サービスに関する世界貿易機関交渉グループにおける決定に従い、次のサービスは、他の理由により、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第二十八条(c)(ii)に定める義務の対象にならない場合には、国際海上運送事業者に対し、合理的かつ差別的でない条</p>	<p>海上運送サービスに関する世界貿易機関交渉グループにおける決定に従い、次のサービスは、他の理由により、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第二十八条(c)(ii)に定める義務の対象にならない場合には、国際海上運送事業者に対し、合理的かつ差別的でない条</p>

<p>国際的な引き船 (七二一四**)</p>	<p>海上運送の仲介サービス (七四八**)</p>	<p>海上運送の補助的なサービス 海上運送の代理店サービス (七四八**)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>理 船舶の保守及び修</p>	<p>海上貨物運送取扱 サービス (七四八、七四九)</p>	<p>倉庫サービス (七四二***)</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(1) 事務所の登録が必要となることがある。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p style="text-align: center;">(七二二二二) 貨物運送</p>	<p style="text-align: center;">B 運送 旅客運送 (七二二二二)</p>	<p style="text-align: center;">(八八六八*)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>C 航空運送サービス 航空機の修理及び 保守のサービス</p>	<p>押し船及び引き船 のサービス (七二二四)</p>	<p>乗組員を伴う船舶 の賃貸 (七二二三)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>D 宇宙運送 (七三三)</p>	<p>乗組員を伴う航空 機の賃貸 (七三四)</p>	<p>航空運送サービス の販売及びマーケテ ィング</p>	
<p>(3) (2) (1) 約 制 約 束 限 束 し 不 し 不 な い 不 な い 不 な い。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 約 約 束 限 束 束 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い 不 不 不 な い。各 分野に共 通の約束 にお ける記載 を除くほ か、約束 しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 約 約 束 限 束 束 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い。各 分野に共 通の約束 にお ける記載 を除くほ か、約束 しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 約 制 約 束 限 束 し 不 し 不 な い 不 な い 不 な い。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 約 約 束 限 束 束 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い。各 分野に共 通の約束 にお ける記載 を除くほ か、約束 しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 約 約 束 限 束 束 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い。各 分野に共 通の約束 にお ける記載 を除くほ か、約束 しない。</p>	

押し列車及び引き	<p style="text-align: center;">(七一一二) 貨物運送</p>	<p style="text-align: center;">E 鉄道運送サービス (七一一一)</p>	
(1) 約束しない。*	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
(1) 約束しない。*	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>列車のサービス (七一一三)</p>	<p>都市及び郊外鉄道 運送機器の保守及び 修理 (八八六八**)</p>	<p>鉄道運送サービス の支援サービス (七四三)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 約東しない。 (3) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 約東しない。 (4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>
<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 約東しない。 (4) 約東しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約東しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 約東しない。 (4) 約東しない。</p>

<p>(c) (b) (a) 運送 コンテナ貨物 液体又はガス 冷蔵品</p> <p>次に掲げる貨物の運送（海上運送と接続する道路貨物運送を含む。）を除く貨物運送</p>	<p>F 道路運送サービスの 運転手を伴う車両の賃貸サービス (七二二二二) 運転手を伴うバスの賃貸サービス (七二二二三) 運転手を伴う商業用貨物車両の賃貸サービス (七二二四〇)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>自動車部の保守及び修理のサービス (六一二二〇) 自動車部品の保守</p>	<p>(d) 家具 (七一二三*)</p> <p>(a) 冷蔵品 (七一三二一) (b) 液体又はガス (七一三三二) (c) コンテナ貨物 (七一三三三) (d) 家具 (七一三三四)</p>	<p>(d) 家具 (七一二三*)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>
<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>

<p>G パイプライン輸送 燃料の輸送 (七一三二)</p>	<p>道路運送の支援サ ービス(駐車場サ ービスを除く。 (七四四*))</p>	<p>駐車場サービ ス (七四三〇)</p>	<p>及び修理のサー ビス (八八**)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	

<p>H 海上運送サービスの除外形態の補助的なサービス 倉庫サービス（コンテナ置場及び保管サービスを含む。） （七四二）</p>	<p>他の物品の輸送 （七一三九）</p>	
<p>(3) 陸上運送に係る倉庫サービスを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 約束しない。</p>
<p>(3) 陸上運送に係る倉庫サービスを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。</p>

<p>12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス クリーニング及び染色サービス (九七〇一)</p>	<p>貨物運送取扱サービス (七四八**)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(4) い。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) い。 約束しない。</p>

<p>葬儀、火葬及びその他の葬儀屋のサービス (墓地の保守サービスを除く。) (九七〇三〇**)</p>	<p>理髪その他の美容サービス (九七〇二)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

付録

シンガポールの約束表から除外される社会事業サービスの種類

1 次に掲げる者のための法定監督サービスであつて宿泊施設の提供を伴うもの（九三三二一）

- (a) 女性憲章（第二百五十二章）第六十部に基つき安全な場所に拘留されている女子（九三三二二）
- (b) 児童及び年少者法（第二十八章）第八部に基つき安全な場所に拘留されている児童（九三三二二）
- (c) 児童及び年少者法（第二十八章）第四十四部(1)(f)に基つき拘留所に拘留されている児童若しくは年少者又は児童及び年少者法（第二十八章）第四十四部(1)(g)に基つき許可された学校（注）に保釈されている児童若しくは年少者（九三三一九）

注 児童及び年少者法（第二十八章）第四十四部(1)(g)にいう「許可された学校」とは、年少者犯罪人のための鑑別所をいい、通常の教育機関とは異なる。年少者犯罪人は、正式な教育のためではなく、更正のために「許可された学校」に拘留される。

- (d) 児童及び年少者法（第二十八章）第四十九部(ii)に基つき、法定監督のため、許可された学校への入学

を認められている児童及び年少者（九三三二二）

(e) 犯罪人保釈法（第二百五十二章）第十二部に基づき、許可された機関に居住することを条件として保釈されている者（九三三一九）

2 次に掲げる者のための法定監督サービスであつて宿泊施設の提供を伴わないもの（九三三三一）

(a) 児童及び年少者法（第三十八章）第四十九部(i)に基づき、任命された福祉員の監督の下に置かれている児童及び年少者（九三三一九）

(b) 犯罪人保釈法（第二百五十二章）第五部に基づき、許可された機関に居住するとの条件なしに保釈されている者（九三三一九）

投資分野における日本国の特定の例外の表

各分野に共通の特定の例外

1 (a) 事項 土地取引

(b) 法的根拠又は関連する当局 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、シンガポールにおいて日本国の国民又は日本国の法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、シンガポールの国民又はシンガポールの法人に対し、政令をもって日本国における土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。

2 (a) 事項 事前届出

- (b) 法的根拠又は関連する当局 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
- (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）
- (d) 概要 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条における事前届出要求は、次の分野に適用される。

農林水産業に関連する一次産業

石油業

皮革及び皮革製品製造業

熱供給業

生物学的製剤製造業

上水道業

鉄道事業

一般乗合旅客自動車運送業

水運業

電気通信業

警備業

注1 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、「石油業」の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出は必要とされない。

注2 生物学的製剤製造業とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所をいう。

注3 利用運送は、鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送業及び水運業のいずれにも含まれていない。

注4 鉄道事業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道事業に含まれず、事前届出の要求から除外される。

注5 車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれず、事前届出の要求から除外される。

注6 水運業は、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいうが、外航海

運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要求から除外される。

3 (a) 事項 手続

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 次のことを条件として、シンガポールの投資家の投資関連活動に関連する手続を定めることができる。

(i) 事実の通報又は証明書類の提出のみを要求するものであること。

(ii) 協定第八章に定める権利を実質的に害するものではないこと。

(iii) 裁量的な承認の要素を要求するものではないこと。

(iv) 恣意的な又は差別的な方法で実施されないこと。

このような手続には、次のものが含まれる。

(A) 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条及び第四百八十一条第一項

商法（明治三十二年法律第四十八号）によれば、外国の会社が日本国において商取引を継続して

行おうとするときは、日本国における代表者を定めその住所又はその他の場所に営業所を設けることが必要である。また、外国の会社は、その営業所の登記をすることが必要であり、その場合における登記は、日本国で成立する同種のもの又は最も類似するものの支店の登記の規定に従うものとする。また、日本国における代表者の氏名及び住所も、登記しなければならない。

(B) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の五

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の五は、外国投資家が、日本国において外国投資を行った後に、財務大臣及び事業所管大臣に事後報告を提出することを要求している。ただし、事前届出が要求されている外国投資については、この限りでない。

4 (a) 事項 公的独占及び国営企業

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 内国民待遇は、次のものについては適用されない。

(i) 公的独占又は国営企業の一括した又は段階的な処分（注）

そのような措置には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条に従ってとられる措置を含む。

特定の国籍を根拠として外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第三項第二号が適用されるシンガポールに永住する権利を有する投資家については、すべての分野への投資について所管官庁への事前届出が要求される。

(e) その他

(i) 日本国が(d)の措置をとる場合には、日本国は、シンガポールに対し当該措置の概要を事前に通報する。

(ii) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関し、日本国は、同法第二十七条第三項第二号の適用対象となる国として新たな国を追加するに当たり、シンガポールに対し事前に通報する。

(iii) 日本国は、このような措置が実施される前に、当該措置についてのシンガポールの見解を書面にて受領し、当該見解につき考慮する。その後日本国が問題となっている措置を実施しようとする場合に

は、日本国は速やかにシンガポールに通報する。

分野別の特定の例外

7 (a) 分野 農業及び植物育成者権

(b) 法的根拠又は関連する当局 種苗法（平成十年法律第八十二号）及び種苗法施行規則

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要

(i) 種苗法（平成十年法律第八十二号）第十条により、日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の場合を除き育成者権を享有することができない。

(A) 当該者の属する国又は当該者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百九十一年のUPOV条約」という。）の当事国である場合

(B) 当該者の属する国又は当該者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千

九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国であり、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

(C) 当該者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認め、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

シンガポールは、現在、千九百九十一年のUPOV条約及び千九百七十八年のUPOV条約の当事国ではなく、また、日本国の国民に対し品種の育成に関する保護を認めていないことから、シンガポールの国民又はシンガポール国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者（A）から（C）までに規定される場合を除く。）は、日本国で育成者権を享有することができない。シンガポールが千九百九十一年のUPOV条約の当事国となるか又は日本国の国民に対し品種の育成に関してシンガポールの国民と同一の条件による保護を認め、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合には、この限りでない。

(ii) 種苗法施行規則により、外国人出願者は、その国籍を証明する書面及び次の書面のいずれか一つを提出しなければならない。

(A) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有することを証明する書面
(B) 出願者が日本国以外の千九百九十一年のUPOV条約又は千九百七十八年のUPOV条約の当事国の領域内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有することを証明する書面

8 (a) 分野 鉱業（石油及び天然ガスの探査及び採掘を含む。）

(b) 法的根拠又は関連する当局 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 日本国の国民又は日本国の法人でない者は、鉱業権又は租鉱権を保有することは認められない。

9 (a) 分野 水運業（注）

(b) 法的根拠又は関連する当局 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）に従い、日本国の船舶は、日本国の国籍を有する自然人又は日本国の法律により設立された法人であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するものが所有する船舶に与えられる。この法律は、日本の国旗を掲げられない船舶の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を禁止している。

注 水運業は、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。

10 (a) 分野 電気通信業

(b) 法的根拠又は関連する当局 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要

(i) 日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、(A)から(C)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

(A) 日本国の国籍を有しない者

- (B) 外国政府又はその代表者
 - (C) 外国の法人又は団体
 - (ii) NTTは、地域会社のすべての株式を常に保有していなければならない。
 - (iii) 日本国の国籍を有しない者は、NTT及び地域会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
- 11 (a) 分野 金融サービス
- (b) 法的根拠又は関連する当局 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
 - (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）
 - (d) 概要 預金保険制度は、日本国の管轄権内に本店を有する金融機関のみを対象とする。
- 12 (a) 分野 特定分野への投資
- (b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし
 - (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）
 - (d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、次の分野には適用されない。
- 領海 内水及び排他的経済水域における漁業

火薬類製造業

原子力産業

航空機産業

武器産業

宇宙開発産業

電気業及びガス業

放送業

附属書 B

投資分野におけるシンガポールの特定の例外の表

各分野に共通の特定の例外

- 1 (a) 事項 すべての分野での補助金又は奨励措置
- (b) 法的根拠又は関連する当局 経済拡大奨励措置（所得税控除）法（第八十六章）及び所得税法（第三十四章）並びに関連政府機関
- (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）
- (d) 概要

内国民待遇

次に規定するものについては内国民待遇が与えられないことがあり得る。

- (A) 国内起業家の発展を補助し、国内企業の事業の拡大及び改善を助成するための補助金、奨励措置又は計画

(B) サービスの提供に関する補助金又は奨励措置

特定措置の履行要求の禁止

- (i) シンガポールにおけるサービス分野の投資に関連して、何らかの利益を享受し又は享受し続ける場合に、協定第七十五条1(a)から(e)までの規定に適合しない条件が課されることがあり得る。
- (ii) 当然のことながら、シンガポールにおける投資に関連して、何らかの利益を享受し又は享受し続ける場合に、協定第七十五条に掲げられていない条件又は要件が課されることがあり得る。

2 (a) 事項 すべての分野における会社登記手続

(b) 法的根拠又は関連する当局 会社法（第五十章）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 設立並びに財務書類の報告及び提出の際の外国の会社による会社法の遵守

(i) 法人の業務上の拠点 設立の権利及び移転については、次の規定に従う。

(A) 事業会社を登記しようとする外国の者は、次のいずれかである現地の経営者を置かなければならない。

(AA) シンガポールの市民権を有する者

(BB) シンガポールに永住する権利を有する者

(CC) シンガポールの労働許可証を有する者

ただし、シンガポールに永住する権利を有するか又はシンガポールの労働許可証を有する外国の者は、現地の経営者を任用することなしに事業を登記することができる。

(B) 少なくとも一人の取締役は、シンガポールに居住していなければならない。

(C) シンガポールで登記された外国の会社のすべての支店は、少なくとも二人のシンガポールに居住している代理人を有していなければならない（現地に居住している資格として、当該者は、シンガポールの市民権を有する者、シンガポールに永住する権利を有する者又はシンガポールの労働許可証を有する者のいずれかであるべきである。）。

(ii) 外国の会社の支店の設立のためには、必要な書類の提出が求められる。

3 (a) 事項 住居用土地の所有権又は住居用不動産の所有権

(b) 法的根拠又は関連する当局 住居用不動産法（第二百七十四章）、銀行法（第十九章）、金融会社法

(第百八章) 及びシンガポール通貨監督庁法(第百八十六章)

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇(第七十二条)

(d) 概要

(i) 住居用土地の所有権

シンガポールの市民権を有しない者は、住居用土地を所有することができない。

(ii) 住居用不動産の所有権

(A) シンガポールの市民権を有しない者は、六階建て未満の建物における土地区分所有権付き住居用不動産及び住居用不動産の購入につき制約を受ける。

(B) シンガポールの市民権又はシンガポールに永住する権利を有しない者は、政府の公的住宅計画による住居用不動産を所有することができない。

(iii) 住宅購入資金融資

銀行、金融会社及びマーチャント銀行は、

(A) シンガポールの市民権を有しない者(シンガポールに永住する権利を有する者を除く)及びシン

ガポールの会社でない会社に対して、シンガポールにおける住居用不動産の購入を目的とするシンガポール・ドル建ての融資を供与してはならない。シンガポールで設立され、その資本金の二分の一以上をシンガポールの市民権を有する者が所有している会社は、シンガポールの会社とみなされる。シンガポールの領域外で設立されたいかなる会社も、シンガポールの会社でない会社とみなされる。シンガポールで設立され、シンガポールの市民権を有しない者又はシンガポールに永住する権利を有する者が資本金の二分の一以上を所有している会社は、シンガポールの会社でない会社とみなされる。

(B) シンガポールに永住する権利を有する者に対しては、所有権者が居住することを条件に、シンガポールにおける住居用不動産の購入一件につき一回限りの融資を供与することができる。

4 (a) 事項 シンガポール・ドルに係る取引の規制

(b) 法的根拠又は関連する当局 銀行法（第十九章）、銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示七五

七、証券業法（第二百八十九章）、証券取引業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一二〇一、金融会社法（第八十章）、金融会社に対するシンガポール通貨監督庁告示八一六、保険法（第四百二十二

章)、保険業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇九、シンガポール通貨監督庁法(第百八十六章)及びマーチャント銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇五

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇(第七十二条)

(d) 概要

(i) 一の機関(注1)ごとに五百万シンガポール・ドルを超える場合には、銀行(注2)は、非居住者に対して、シンガポール国内における又は海外におけるいかなる目的のためにもシンガポール・ドル建ての信用供与枠を提供することができる。ただし、次の要件に従つことを条件とする。

注1 シンガポール・ドル建ての信用供与枠を得ようとする金融機関に関しては、その各子会社は別個の機関とみなされるが、本店及び外国にあるすべての支店は、全体として単一の機関とみなされる。

注2 この4に規定する規制は、銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示七五七における措置を指す。同様の措置は、証券取引業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇一、金融業者に対するシンガポール通貨監督庁告示八一六、保険業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇九及びマーチャント銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇五に定める。

(A) 金融資産及び不動産におけるシンガポール・ドル建ての投資財産に関しては、当該投資財産の全部又は一部がいかなる形であれシンガポール・ドル建ての現金収益に換金された場合には、銀行は、シンガポール・ドル建ての信用供与枠が撤回されることを確保しなくてはならない。

(B) シンガポール・ドル建ての現金収益がオフショア市場で使われる場合には、当該現金収益は、スワップ取引により外国通貨に交換されるべきである。この場合において、銀行は、当該現金収益を直物取引又は先物取引で外国通貨に交換してはならない。オフショア市場における活動の資金を調達するためにシンガポール・ドル市場を活用しようとする非居住者によるシンガポール・ドル建ての株式の上場及び債券の発行に関しては、非居住者は、収益をスワップ取引その他の為替取引により外国通貨に交換しなくてはならない（債券発行の通知は、非居住者のみならず居住者にも要求される。）。

(ii) 債券発行者が格付を取得していない外国の事業体である場合には、銀行は、シンガポール・ドル建ての債券を洗練された投資家（注）にのみ売り出し、売却することができる。

注 洗練された投資家とは、会社法（第五十章）において定めるものをいう。

- (iii) 銀行は、非居住者に対して、シンガポールの通貨市場における投機的な活動のためにシンガポール・ドル建ての信用供与枠を提供してはならない。
- (iv) 銀行は、現金のシンガポール・ドル又はシンガポール・ドル建ての資産によって完全に担保されているときにのみ、非居住者に対して、いかなる額のシンガポール・ドル建ての証券の貸出しも行うことができる。
- (v) 銀行は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替リスクに備える必要がある限り、非居住者との間でシンガポール・ドルに係るオプション取引を行うことができる。ただし、次のことに従つことを条件とする。
 - (A) 当該オプション取引が行われる際に必要とされるシンガポール・ドル又は外国通貨の量に見合うだけの現金を保有していること。
 - (B) 提示されているオプション取引が、直物取引又はシンガポール通貨監督庁告示七五七の下で許容されていないシンガポール・ドル建ての信用供与枠を構成するようなその他の取引と組み合わせられていないこと。

(C) 非居住者が、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動に備える必要があることを証明する書面の証拠があること。

以上の制限は、協定第八十条に定める資金の移転に遅れを生じさせるものとはみなされない。

5 (a) 事項 民営化

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、政府の所有する資産の民営化又は売却には適用されない。

分野別の特定の例外

6 (a) 事項 サービス分野における投資

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要

- (i) 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、協定第七章の規定に基づく約束の対象でないサービス分野には適用されない。いずれかのサービス分野が同章の規定に基づく約束の対象である場合には、同章に規定する制約、条件及び資格要件（市場アクセス措置を含む。）は、当該サービス分野における協定第八章に規定する投資財産にも適用される。
 - (ii) 当然のことながら、電気通信及び金融の分野における約束の対象であるサービスについては、附属書 A 及び B の規定に従って解釈する。
- 7 (a) 事項 印刷及び出版業
- (b) 法的根拠又は関連する当局 新聞及び活字報道法（第二百六章）及び情報通信芸術省
 - (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）
 - (d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、印刷及び出版業には適用されない。
- 8 (a) 事項 武器及び火薬類産業
- (b) 法的根拠又は関連する当局 武器及び火薬類法（第十三章）
 - (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、武器及び火薬類産業には適用されない。

9 (a) 事項 製造業

(b) 法的根拠又は関連する当局 製造管理法（第五十七章）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 次のものの製造に関しては、法律に基づく免許を取得するに当たって、協定第七十二条又は第

七十五条1(f)から(i)までの規定に適合しない要件及び条件が課されることがあり得る。

(i) 爆竹

(ii) 引抜き工程を経て製造された鉄鋼製品

(iii) 銑鉄及び海綿鉄

(iv) 圧延鋼材

(v) インゴット、ビレット、ブルーム及びスラブ

(vi) ビール及び黒ビール

(vii) CD、CD ROM及びVCD

- (viii) DVD及びDVD ROM
- (ix) チューインガム、風船ガム、歯科用チューインガム又はこれらに類するもの
- (x) 巻たばこ
- (xi) マッチ
- (xii) 葉巻たばこ
- (xiii) 冷蔵庫
- (xiv) 空調機

附属書 C

投資家と国との間の紛争解決のための特別の仲裁手続

- 1 この附属書に従って行われる仲裁裁判所の設置の要請は、次の事項を明記する。
 - (a) 関係する投資家の氏名又は名称及び住所
 - (b) 申立ての法的根拠（協定第八章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）
 - (c) 申立ての根拠とされる事実
- 2 投資家及び締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が行われた日の後三十日以内に、それぞれ一名の仲裁人を任命する。締約国が仲裁人を任命しない場合には、協定第四百十条4の規定により当該締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。投資家が仲裁人を任命しない場合には、当該規定により当該投資家が属する締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。
- 3 投資家及び締約国は、裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命する。投資家及び締約国が第三の仲

裁人について合意することができない場合には、第二の仲裁人として受け入れることのできる五名の者の名簿をそれぞれ作成し、交換する。第二の仲裁人は、次の方法により選ばれる。

- (a) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が一名である場合であつて、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第二の仲裁人とする。
- (b) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が二名以上である場合には、投資家及び締約国は、それらの者のうちからいずれの者を第二の仲裁人とするかにつき合意するため協議する。
- (c) 投資家及び締約国が(b)の規定によつても合意に達することができない場合又は双方の名簿に共通して氏名の記載された者がない場合若しくは合意された若しくは選ばれた者が仲裁人となることができず、投資家及び締約国がその者に代わる仲裁人について決定できない場合には、2の規定により任命された二名の仲裁人が、第二の仲裁人について合意する。
- (d) 仲裁人が第二の仲裁人について合意することができない場合には、第二の仲裁人は、この附属書の付表に定める手続に従つて、くじにより選ばれる。

4 第二の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四十日以内に任命される。

5 第三の仲裁人は、投資家及び締約国の別段の合意がある場合を除くほか、当該投資家と同じ国籍の者、当該締約国の国民、当該締約国の領域内に通常居住する者又は当該投資家若しくは当該締約国により雇用されている者のいずれであってもならず、また、いかなる資格においても関係の投資紛争を扱ったことのある者であつてはならない。

6 仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

(ii) 処分される公的独占又は国営企業と同一の分野における後継公的独占又は後継国営企業の設立

注 この(i)には、法令によって当該公的独占又は当該国営企業に限定されている一定の活動の自由化を含む。

5 (a) 事項 補助金

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 研究開発投資のための補助金については、内国民待遇を与えないことができる。

6 (a) 事項 永住者

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 日本国が自国の法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である投

資家に与える待遇をシンガポールに永住する権利を有する投資家に与えることにより、当該法令の実施

が影響を受ける場合には、シンガポールに永住する権利を有する投資家に対して与える待遇を制限する

ことが出来る。

付表

投資家と国との間の紛争解決のための特別の仲裁手続に係る第三の仲裁人の選定に関する手続
附属書 Cに規定する第三の仲裁人の選定のためのくじについては、次の手続を適用する。

- (a) この付表の規定の適用上、「投資家」とは協定第八十二条に基づく仲裁裁判所の設置を要請する投資家をいい、「締約国」とは投資に係る紛争の当事者である締約国をいう。
- (b) 投資家と締約国との別段の合意がある場合を除くほか、くじは、投資家及び締約国の代表の立会いの下に、締約国の領域において行われる。
- (c) 締約国は、十通の封印された封筒が入った容器を用意する。封筒には、附属書 C3の規定に従って作成された投資家及び締約国の名簿に記載された者の氏名がそれぞれ一つずつ対応して入れられることとする。
- (d) 投資家の代表は、無作為に、かつ、封筒の封印が開かれるまで当該封筒に対応する者を識別できない状態において、容器から封筒を一通取り出す。

- (e) 附属書 C の規定の適用上、投資家の代表が取り出した封筒に対応する者が、第三の仲裁人となる。
- (f) くじの後、容器及び容器に残った封筒は、締約国の代表の立会いの下に、投資家の代表によって確認を受ける。

附属書

自然人の移動についての日本国の特定の約束

第A部

日本国が国内法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である自然人に与える待遇と同等の待遇をシンガポールの永住者である自然人に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者である自然人に対してこの部の規定により与えられる待遇を制限することができるとができる。

そのような措置には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に従ってとられるものを含む。

A 短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国に業務上の拠点を設置するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公

衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九十日を超えない期間滞在するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。

B 企業内転勤者

1 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国内においてサービスを提供するシンガポールの法人又は日本国内において投資を行うシンガポールの企業によって雇用されているシンガポールの自然人であつて、当該法人及び企業が所有し又は支配し、かつ、日本国において設立され又は登録された支店、法人又は企業に転任する者は、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が次のいずれかの活動に従事する場合に限る。

- (a) 長として支店を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として法人又は企業を管理する活動
- (c) 法人又は企業の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、工学その他の自然科学（情報通信技術を含む。）に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

(d)及び(e)にいう自然科学及び人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 にいう自然人が、原則として大学教育(学士号)又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学及び人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

2 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたりシンガポールの法人によって雇用され又は当該法人の社員であるシンガポールの自然人であつて、日本国に転任した後に当該法人に戻る者は、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が自然人としてのみ従事することができ、被雇用者としては従事することができない次のいずれかの自由職業サービス活動に従事する場合に限る。

- (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談
- (c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第B部

日本国が国内法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である自然人に与える待遇と同等の待遇をシンガポールの永住者である自然人に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者である自然人に対してこの部の規定により与えられる待遇を制限することができるとがである。

そのような措置には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に従ってとられるものを含む。

A 投資家

日本国において事業の経営を開始し若しくは日本国における事業に投資してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされ

ている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)に従事するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。入国及び一時的な滞在は、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、許可される。

B 日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人

日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて行う工学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。入国及び一時的な滞在は、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、許可される。

自然人の移動についてのシンガポールの特定の約束

定義

シンガポールの特定の約束について、

(a) 「経営者」とは、組織又は組織の一部門若しくは部局を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被雇用者の活動を監督し及び管理し、雇用及び解雇又は昇進及び休暇許可その他人事に

関する行為を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使する組織内の自然人をいう。「経営者」には、監督する被雇用者が専門家である場合を除き、現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供又は投資財産の運営に必要な業務を行う被雇用者を含まない。

(b) 「役員」とは、主として組織の経営を管理し、意思決定において幅広い裁量を行使し、より上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受ける組織内の自然人をいう。役員は、サービスの実際の提供又は投資財産の運営に関する業務は直接行わない。

(c) 「専門家」とは、高度の水準の専門知識を有し、かつ、組織の事業、研究設備、技術又は経営に関する財産的知識を有する自然人をいう。「専門家」には、免許を要する職業に従事する者を含むことができるが、これに限られない。

第A部

A 短期の商用訪問者

1 商用訪問者は、到着に際し、一箇月以内の最初の滞在が許可される。滞在は、申請に基づき、最大三箇月を限度として延長することができる。

2 「商用訪問者」とは、次のいずれかの目的のためにシンガポールに一時的に入国することを希望する日本国の自然人をいう。

(a) サービス又は物品の販売のための交渉であつて一般公衆に対する直接の販売を含まないもの

(b) 投資財産の設立

(c) 商用に関連する会議、セミナー又は講習会の運営又は参加

ただし、当該自然人がシンガポール国内から報酬を得ないこと及びシンガポールにおいて雇用又は居住を希望していないことを条件とする。

B 企業内転勤者

1 企業内転勤者の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2 「企業内転勤者」とは、経営者、役員又は専門家であつて、シンガポールにおいて設立された支店、子会社又は関係団体を通じ、シンガポール国内においてサービスを提供する日本国の法人又はシンガポール国内において投資を行う日本国の企業の被雇用者であり、かつ、許可の申請を行った日の直前の一

年以上の期間にわたり当該法人又は企業の日本国内の会社によって雇用されていた日本国の自然人をいう。

第B部

A 投資家

1 投資家の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度二年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2 「投資家」とは、相当な額の資本を投下してシンガポールにおいて企業を設立し、当該企業において経営者又は役員である日本国の自然人をいう。

B シンガポールの領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人

1 シンガポールの領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき技術者として雇用される自然人の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2 「技術者」とは、受入れ可能な教育上の資格、経験及びその他の資格であってシンガポールにおいて

技術サービスを提供するためにシンガポールの国内法令に基づいて要求されるものを有する日本国の自然人をいう。

附属書 A

産品及びサービス

各締約国の政府調達協定附属書Iに掲げられる産品及びサービスは、文書MTN・GNS W 1100のサービスの表のうち次のサービスを除き、協定第十一章の規定に従って調達される。

(千九百九十一年の

暫定的な中央生産物

分類(CPC))

五一

建設工事

八六七

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

附属書 B

機関

民営化された機関を除き、各締約国の政府調達協定附属書 付表 1 及び 3 に掲げられる機関は、協定第十章の規定に従い産品及びサービスを調達する。